竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
（後期計画）

令和　3　年　3　月

竹　富　町

＜　目　次　＞

第１章　基本計画の概要 …… 1

１．計画策定の法的根拠 …… 1

２．ごみ処理基本計画の概要 …… 2

３．計画の目標年度 …… 4

４．ごみ処理基本方針 …… 5

第２章　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 …… 6

１．ごみ処理の状況 …… 6

２．ごみ処理の実績 …… 21

３．ごみ処理の評価 …… 30

４．ごみ処理の課題 …… 39

５．ごみの発生量の見込み …… 42

６．将来ごみ排出量の目標値 …… 43

７．ごみ処理計画 …… 44

資　料　編

１．竹富町の概要 …… 1

２．ごみ処理等行政の動向 …… 9

３．沖縄県内の一般廃棄物処理状況 …… 43

４．不法投棄の現状と取組 …… 55

５．用語集 …… 65

第１章　基本計画の概要

１．計画策定の法的根拠

ごみ処理基本計画（以下、基本計画という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、当該市町村の区域内のごみ処理に関する基本的な事項について定めるものとして、策定が義務づけられている計画である。

なお、計画の策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」が示されている。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（基本計画に関係する条項の抜粋）

第６条　市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

２　一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

二　一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

三　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

四　一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

五　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

３　市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

４　市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2．ごみ処理基本計画の概要

（1）計画の適用範囲

①対象地域

本計画の対象地域は本町全域とする。

②対象となる廃棄物

対象とする廃棄物は、本町が自ら処理、あるいは委託して処理する一般廃棄物、多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物等の本町で発生するすべての一般廃棄物について対象とする。

また、対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を定めるものとする。

（2）一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める一般廃棄物処理基本計画及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める一般廃棄物処理実施計画から構成される。

また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）で構成される。

本計画はごみ処理の基本的事項について定めるごみ処理基本計画である。

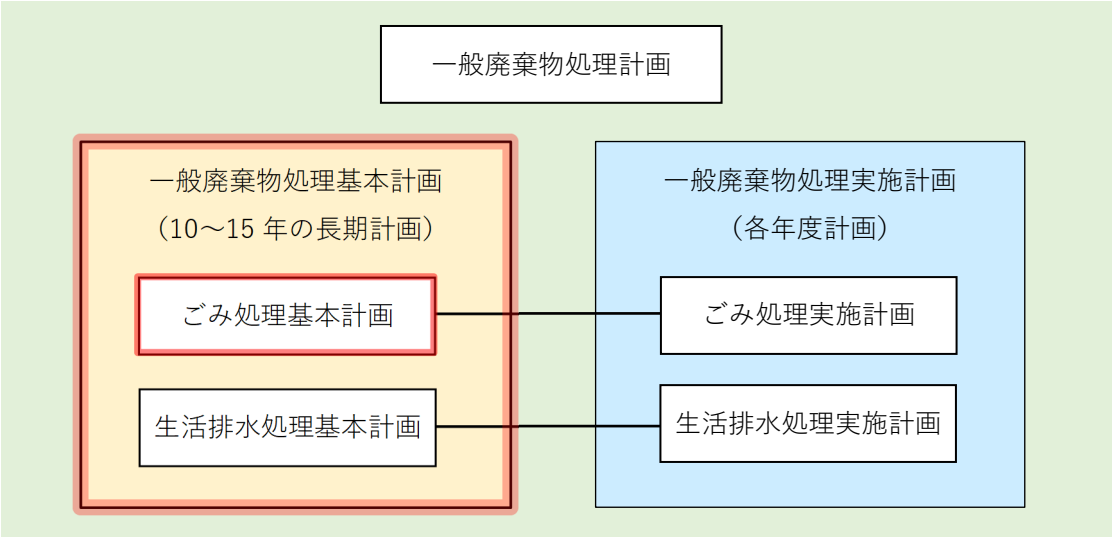

図 1-1　一般廃棄物処理計画の構成

(3) 一般廃棄物（ごみ）処理計画策定の時期

①基本計画

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画は、目標年次を 10 年から 15 年先において、おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合等には見直しを行うことが適切とされている。

今回の見直しは計画策定から 6 年目をむかえるにあたって、中間見直しを行うものである。

②実施計画

一般廃棄物処理実施計画は、基本計画に基づき、毎年度末までに次年度に関するごみ等の処理について策定する。

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ

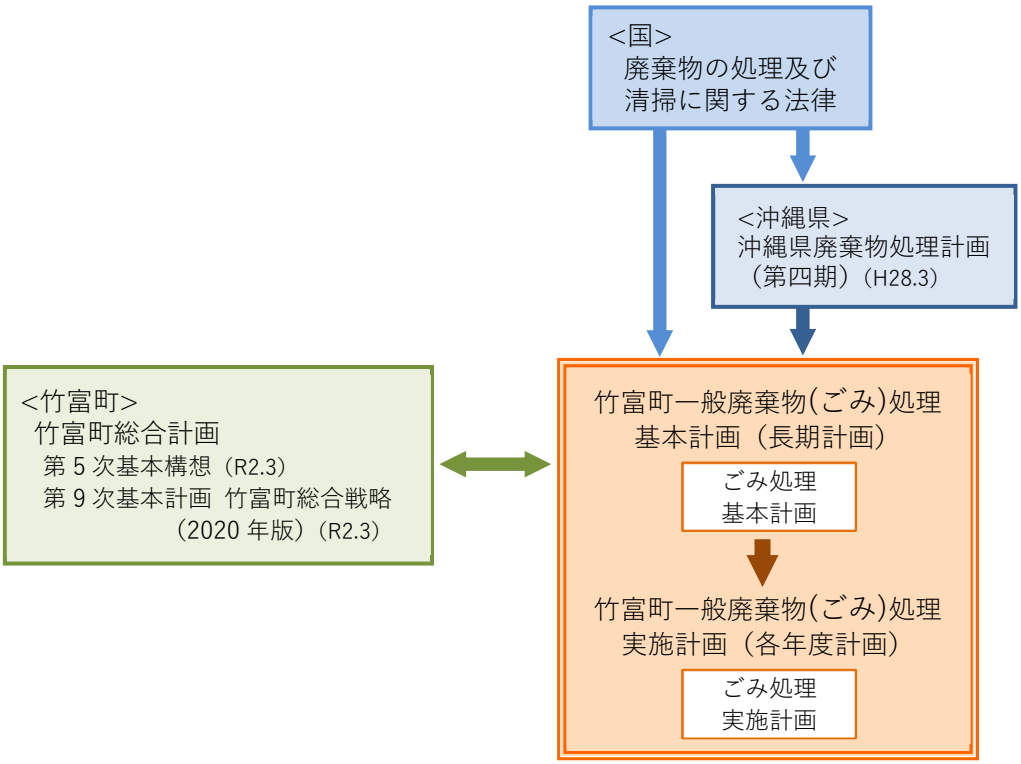

図 1-2　竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の関係法令・計画との関係

3．計画の目標年度

本計画の目標年度は、平成 27 年度を初年度とする 10 年間の長期計画で令和 6 年度を計画目標年度としている。

なお、計画期間において、おおむね 5 年ごとに改定を行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合等にも見直しを行っていくものとしており、今回は計画期間 6 年目における中間見直しとなっている。

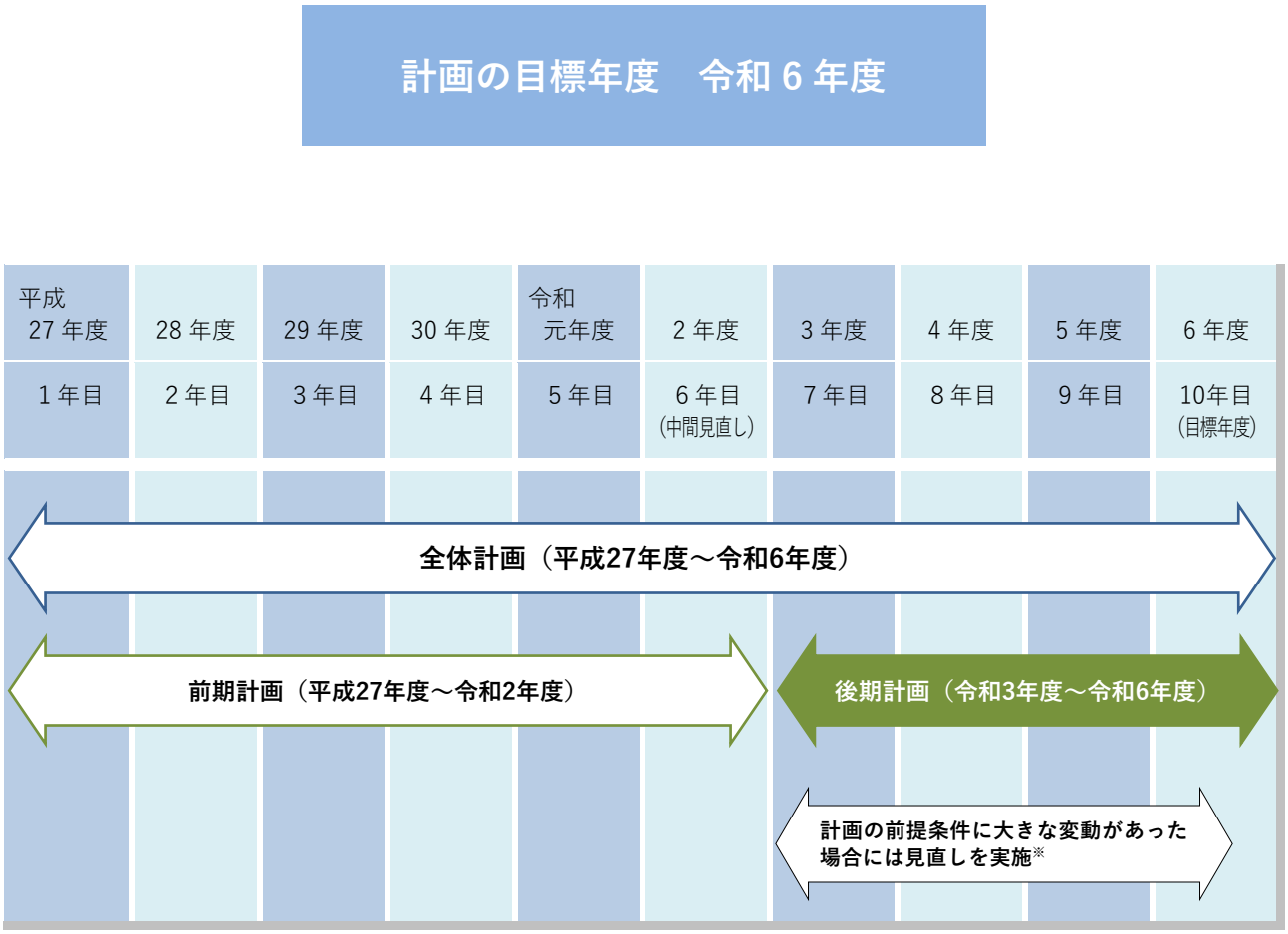

※ 環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」によると「おおむね 5 年ごとに改定するほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うことが適切である」とされている。

図 1-3　竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の期間

４．ごみ処理基本方針

ごみ処理の基本方針は、前期計画の基本方針を基本とし、①ごみの減量化の推進、②再生利用率の向上、③ごみの適正処理、④普及・啓発の推進の４つとする。

本町ではこれまでごみの分別収集、資源化等の実施により「循環型社会」の構築に向けて取り組んできたところである。今後もこれまでの政策を継続して実施し、**ごみとなるものを断り（リフューズ）**、**ごみの発生を抑制し（リデュース）**、**製品等の再使用（リユース）**に努め、資源として再生可能なものについては**再生利用（リサイクル）**を図る、いわゆる「4Ｒ」を推進する。ただし、ごみの削減のための取組としては、これら「4R」にとどまらず、壊れた物を**修理（リペア）**して長く使い続けたり、着なくなった服などを**作り直す（リフォーム）**などの取組についても推進していくものとする。

竹富町のごみ処理に関する基本方針

①ごみの減量（リデュース）化の推進

竹富町はごみの発生源となりそうなものは極力減量化する。また、住民、来訪者に対して、エコバッグ利用等によるごみの減量化の推進を呼びかける。

②再生利用（リサイクル）率の向上

竹富町は廃棄物を資源として再利用できるように適切な分別の方針を示し、その収集と処理を実施する。また、住民、来訪者に対して、資源ごみの分別の徹底を呼びかける。

③ごみの適正処理

竹富町はリサイクル等が困難なごみについては、適正な焼却処理・焼却灰の埋立処分等を行い、住民、来訪者に対して、野焼きや不法投棄等の防止を呼びかける。

④普及・啓発の推進

竹富町は町民１人１人がごみの排出抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）、リサイクルの推進、不法投棄の防止等の意識を高めるよう普及・啓発に取り組む。

第２章　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

１．ごみ処理の状況

(1) ごみ処理体制

本町のごみの収集・運搬は、一般家庭から排出される生活系ごみについては、委託業者により行われ、事業所やスーパーマーケット等から排出される事業系ごみについては、許可業者により行われている。

ごみの中間処理は、各島（竹富島、黒島、小浜島、西表島、鳩間島、波照間島）に設置してある小型焼却炉施設及び西表島にある竹富町リサイクルセンターのリサイクル施設において行っている。また、竹富町リサイクルセンターには最終処分場が設置されており、焼却残渣や不燃残渣等の埋立処分も行っている。

小型焼却炉施設においてはもやすごみの焼却処理が行われ、竹富町リサイクルセンターにおいては、各島から集められたもやさないごみ、粗大ごみ、資源ごみの破砕・選別・圧縮処理を行っている。新城島は小型焼却炉がないため、新城島で排出されたもやすごみは新城ごみ仮置所に一時保管を行い、西表島へ搬出され焼却処理されている。

また、一部の大型ホテルについては、本町より自家処理を要請し、実施している。

以下に収集・運搬の概要とごみ処理の流れを示す。

収集・運搬の概要

収集区域：竹富町全域

収集業者：生活系ごみ・・・・・委託業者
事業系ごみ・・・・・許可業者（一部大型ホテル自家処理有り）

収集方式：各戸収集方式（生活系ごみ）

分別収集：生活系ごみ・・・・・もやさないごみ、有害ごみ、もやすごみ、資源ごみ、粗大ごみ、（5 種分別）

事業系ごみ・・・・・もやさないごみ、有害ごみ、もやすごみ、資源ごみ、粗大ごみ、（5 種分別）

※上記の「資源ごみ」は、さらにペットボトル類、プラスチック・ビニール類、カン類に細分される。

竹富島のごみ処理の流れ

※2「処理残渣」はリサイクル施設にて破砕・選別・圧縮処理後、資源化出来ずに残ったものである

※1 小型焼却炉によって焼却処理された「もやすごみ」は「焼却残渣」として搬出され、埋立処分地施設にて最終処分を行っている

図 2-1　竹富島のごみ処理の流れ

黒島のごみ処理の流れ

○「もやさないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」は リサイクル施設 にて破砕・選別・圧縮により再資源化

○「焼却残渣」「処理残渣」※2「有害ごみ」は埋立処分地施設へ

※2「処理残渣」はリサイクル施設にて破砕・選別・圧縮処理後、資源化出来ずに残ったものである

○「もやすごみ」は小型焼却炉にて焼却処理

○「ペットボトル」は圧縮処理後、石垣島を経由し沖縄本島へ

「焼却残渣」※1「もやさないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」

※1 小型焼却炉によって焼却処理された「もやすごみ」は「焼却残渣」として搬出され、埋立処分地施設にて最終処分を行っている

図 2-2　黒島のごみ処理の流れ

小浜島のごみ処理の流れ

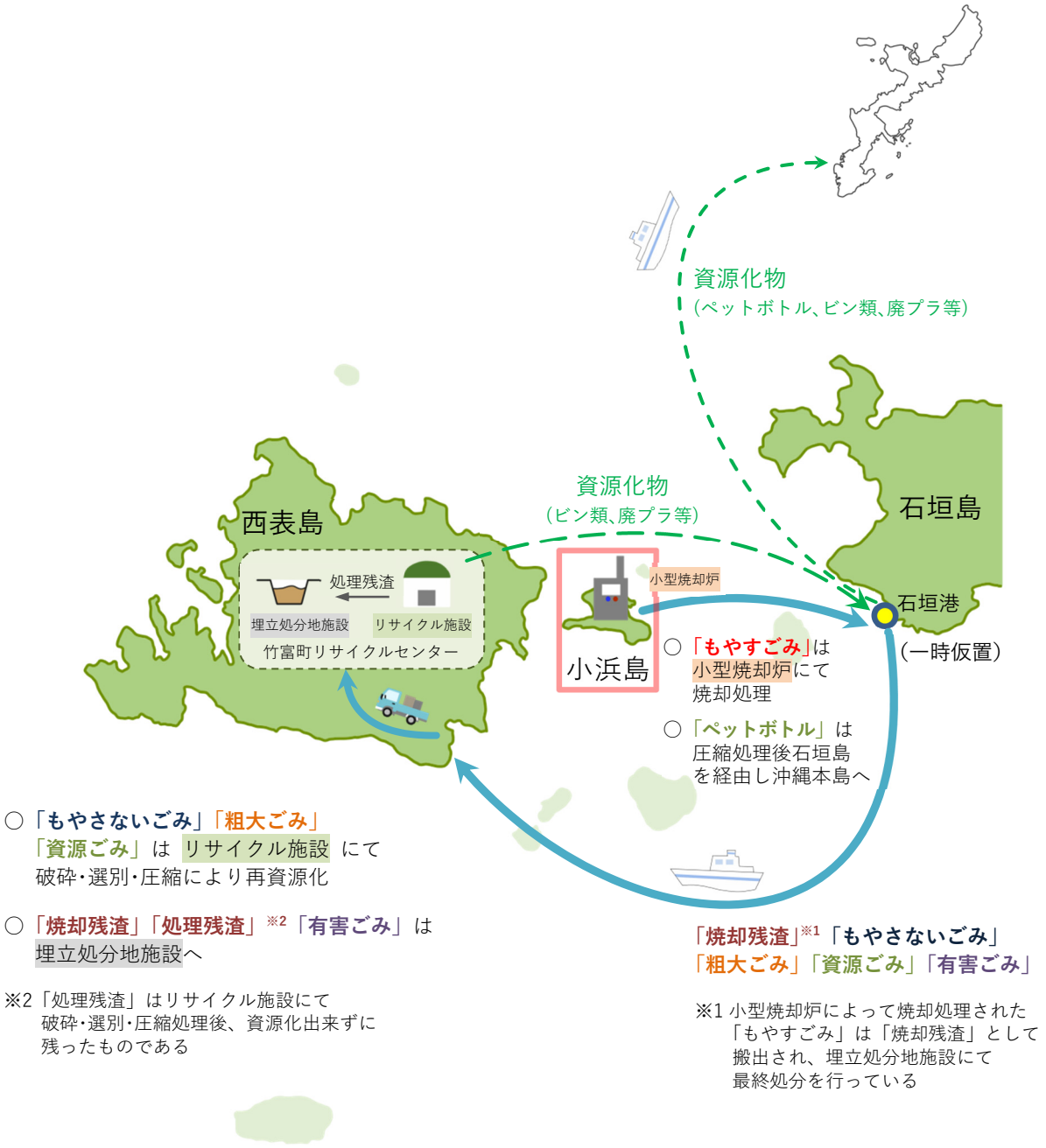

図 2-3　小浜島のごみ処理の流れ

新城島のごみ処理の流れ

○「もやすごみ」「もやさないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」「有害ごみ」は、一定量貯留されたら 1 年に 2 回程度、竹富町リサイクルセンター（西表島）へ搬出している

○「ペットボトル」は、竹富町リサイクルセンター（西表島）にて圧縮処理後、石垣島を経由し沖縄本島へ

図 2-4　新城島のごみ処理の流れ

西表島のごみ処理の流れ

○「もやすごみ」は 小型焼却炉 にて焼却処理

○「ペットボトル」は圧縮処理後、石垣島を経由し沖縄本島へ

○「もやさないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」は
リサイクル施設 にて破砕・選別・圧縮により再資源化

○「焼却残渣」※1「処理残渣」※2「有害ごみ」は
埋立処分地施設へ

※1 小型焼却炉によって焼却処理された「もやすごみ」は
「焼却残渣」として搬出され、埋立処分地施設にて
最終処分を行っている

※2「処理残渣」はリサイクル施設にて破砕・選別・圧縮処理後、
資源化出来ずに残ったものである

図 2-5　西表島のごみ処理の流れ

鳩間島のごみ処理の流れ

○「もやすごみ」は 小型焼却炉 にて焼却処理

○「ペットボトル」は圧縮処理後、
石垣島を経由し沖縄本島へ

○「もやさないごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」は
リサイクル施設 にて破砕・選別・圧縮により再資源化

○「焼却残渣」「処理残渣」※2「有害ごみ」は
埋立処分地施設へ

※2「処理残渣」はリサイクル施設にて破砕・選別・圧縮処理後、
資源化出来ずに残ったものである

図 2-6　鳩間島のごみ処理の流れ

波照間島のごみ処理の流れ

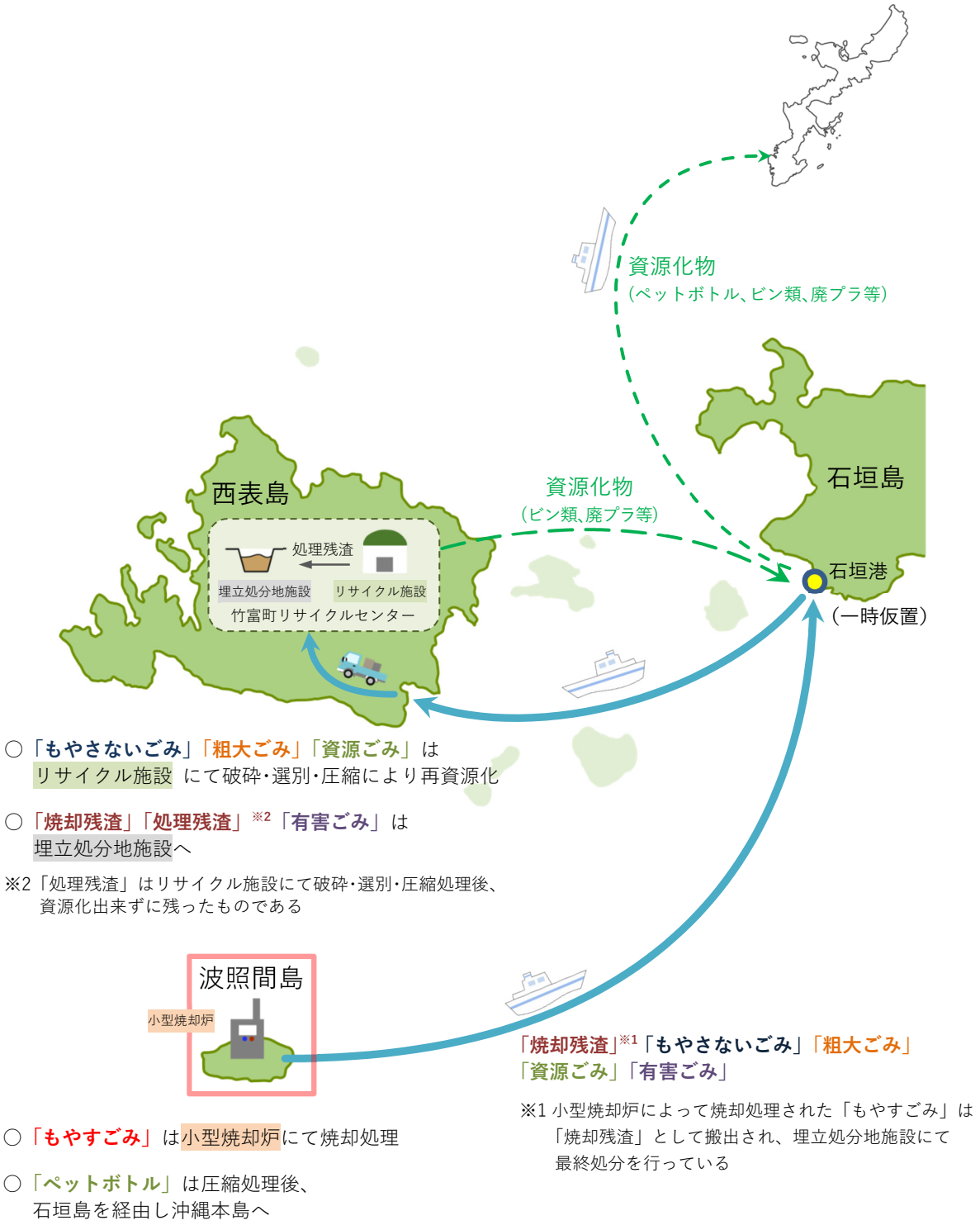

図 2-7　波照間島のごみ処理の流れ

(2) ごみの分別種類

本町のごみの分別種類は、もやさないごみ、有害ごみ、もやすごみ、資源ごみ、粗大ごみの５種類となっている。

なお、資源ごみはペットボトル類、プラスチック・ビニール類、カン類に分別される。

本町のごみの分別区分を示したポスターは図 2-8 のとおりである。

図 2-8　ごみの分別ポスター

(3) 収集・運搬体制

本町のごみの収集・運搬は、一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者によって行われ、事業所から排出される事業系ごみは許可業者により行われている。

なお、令和 2 年度現在において、委託業者と許可業者は同一業者となっている。

①収集区域

本町には自家処理区域はなく、町内全域が収集区域となっている。

なお、一部の大型ホテルについては、自家処理を要請し、実施している。

②収集方式

生活系ごみの収集方式は、各戸収集により行っている。また、事業系ごみは事業者と許可業者との契約により行っているが、収集は生活系ごみの収集と併せて行っている。

（4）中間処理体制

本町のごみの中間処理は、もやすごみについては各島（竹富島、黒島、小浜島、西表島、鳩間島、波照間島）に設置してある小型焼却炉施設にて焼却処理を行っている。なお、新城島には焼却炉がないため、仮置所に一時貯留し、西表島にて処理している。

竹富小型焼却炉施設

施　設　名	竹富小型焼却炉施設
所　在　地	竹富町字竹富 878 番地
敷地面積	3,142m^2
延床面積	70m^2
処理方式	固定床式
炉　型　式	バッチ運転
焼却能力	0.4t/8h×1 炉
竣　　工	平成 19 年 3 月

黒島小型焼却炉施設

施　設　名	黒島小型焼却炉施設
所　在　地	竹富町字黒島 2601 番地
敷地面積	1,986m^2
延床面積	52m^2
処理方式	固定床式
炉　型　式	バッチ運転
焼却能力	0.4t/8h×1 炉
竣　　工	平成 18 年 5 月

小浜小型焼却炉施設

施　設　名	小浜小型焼却炉施設
所　在　地	竹富町字小浜 3400 番地 1
敷地面積	43,474m^2
延床面積	70m^2
処理方式	固定床式
炉　型　式	バッチ運転
焼却能力	0.5t/8h×1 炉
竣　　工	平成 19 年 3 月

西表小型焼却炉施設

施　設　名	西表小型焼却炉施設
所　在　地	竹富町字高那 443 番地 1
敷地面積	23,000m^2
延床面積	207m^2
処理方式	固定床式
炉　型　式	バッチ運転
焼却能力	1.5t/8h×1 炉
竣　　工	平成 23 年 1 月

鳩間小型焼却炉施設

施　設　名	鳩間小型焼却炉施設
所　在　地	竹富町字鳩間 377 番地 1
敷地面積	780m^2
延床面積	53m^2
処理方式	固定床式
炉　型　式	バッチ運転
焼却能力	0.4t/8h×1 炉
竣　　工	平成 21 年 5 月

波照間小型焼却炉施設

施　設　名	波照間小型焼却炉施設
所　在　地	竹富町字波照間 4969 番地 1
敷地面積	1,552m^2
延床面積	52m^2
処理方式	固定床式
炉　型　式	バッチ運転
焼却能力	0.4t/8h×1 炉
竣　　工	平成 18 年 5 月

新城ごみ仮置所

施　設　名	新城ごみ仮置所
所　在　地	竹富町字新城 334 番地 1
敷地面積	144m^2
延床面積	29m^2
竣　　工	平成 30 年 6 月

また、もやさないごみ、資源ごみ及び粗大ごみについては、各島から西表島にある竹富町リサイクルセンターに搬送され、同センター内のリサイクル施設にて処理を行っている。リサイクル施設ではカン類、ペットボトル類、その他容器包装プラスチック類等について不適物を除去し、それぞれ圧縮成形等の処理を行った上で一定量まで貯留し、沖縄本島へ搬出している。

写真 2-1　竹富町リサイクルセンターの上空からの写真

表 2-1　竹富町リサイクルセンターの概要

施設名称	竹富町リサイクルセンター
所 在 地	沖縄県八重山郡竹富町字高那 443 番地 1
敷地面積	約 23,000m^2
施　　設	埋立処分地施設（浸出水処理施設）、リサイクル施設
竣　　工	平成 18 年 2 月
事 業 費	全体事業費：989,473 千円 <財源内訳> 国　　庫：436,415 千円 町　　債：480,100 千円 一般財源：　72,958 千円

写真 2-2　竹富町リサイクルセンター（リサイクル施設）の外観

表 2-2　竹富町リサイクルセンター（リサイクル施設）の概要

施設種類	竹富町リサイクルセンター　リサイクル施設
処理方法	もやさないごみ、粗大ごみ：破砕・選別・圧縮 カン類、ペットボトル、その他容器包装プラスチック類：選別・圧縮
処理対象廃棄物	もやさないごみ（びん類、金属類） 粗大ごみ（タンス、机、椅子等） カン類（スチール缶、アルミ缶） ペットボトル、その他容器包装プラスチック類
処理能力	もやさないごみ（びん類、金属類）　：1.0t/5h 粗大ごみ（タンス、机、椅子等）　：0.1t/5h カン類（スチール缶、アルミ缶）　：0.1t/5h ペットボトル、その他容器包装プラスチック類　：0.2t/5h

(5) 最終処分体制

竹富町リサイクルセンターの埋立処分地施設では、中間処理によって発生する、焼却残渣及び処理残渣（破砕残渣）の埋立処分を行っている。

写真 2-3　竹富町リサイクルセンター（埋立処分地施設）の外観

表 2-3　竹富町リサイクルセンター（埋立処分地施設）の概要

施 設 種 類	竹富町リサイクルセンター　埋立処分地施設
埋 立 容 量	約 22,000m^3
埋 立 方 式	サンドイッチ方式
埋立対象物	焼却残渣、もやさないごみ、粗大ごみ、その他

2．ごみ処理の実績

(1) ごみの総排出量

本町のごみ総排出量は令和元年度において 761 トンとなっている。なお、生活系のごみと事業系のごみは同一業者により同時に収集していることから、その内訳量は不明である。

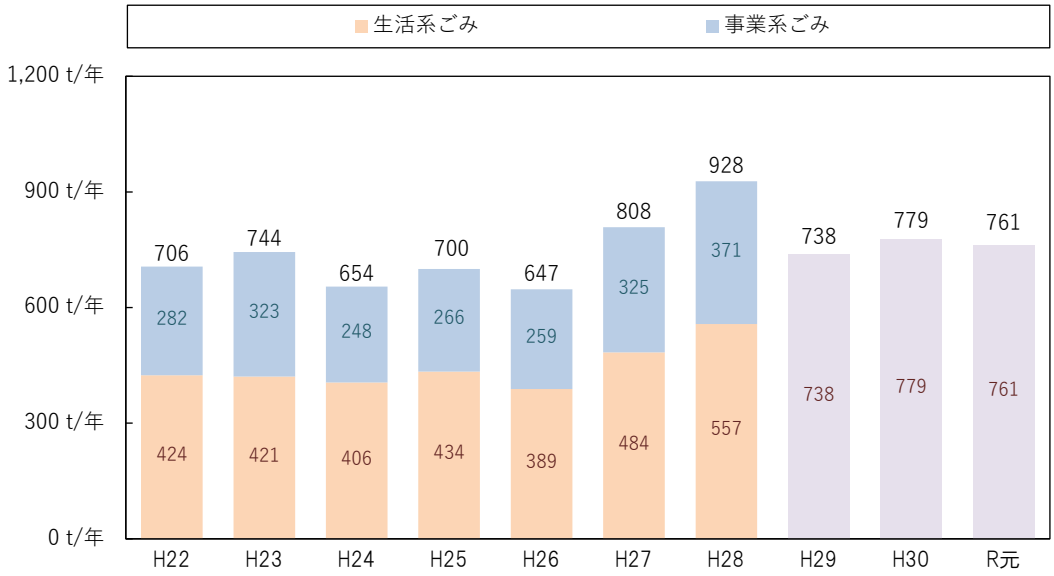

図 2-9　ごみ排出量の推移

表 2-4　ごみ排出量の推移

項目 年度	人口 (人)	生活系ごみ (t/年)	事業系ごみ (t/年)	総排出量 (t/年)
平成 22 年度	4,056	424 (60.1%)	282 (39.9%)	706
平成 23 年度	4,031	421 (56.6%)	323 (43.4%)	744
平成 24 年度	4,037	406 (62.0%)	248 (38.0%)	654
平成 25 年度	4,107	434 (62.0%)	266 (38.0%)	700
平成 26 年度	4,222	389 (60.1%)	259 (39.9%)	647
平成 27 年度	4,250	484 (59.9%)	325 (40.1%)	808
平成 28 年度	4,302	557 (60.1%)	371 (39.9%)	928
平成 29 年度	4,305	—	—	738
平成 30 年度	4,410	—	—	779
令和元年度	4,368	—	—	761

※単位未満の値を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。
※（　）内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがある。
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

また、本町の１人１日当たりのごみ排出量（以下、「ごみ排出原単位」という。）は令和元年度において 476 グラムとなっており、これは全国や沖縄県のごみ排出原単位が約 900 グラム前後であるのと比べると低水準の値となっている。

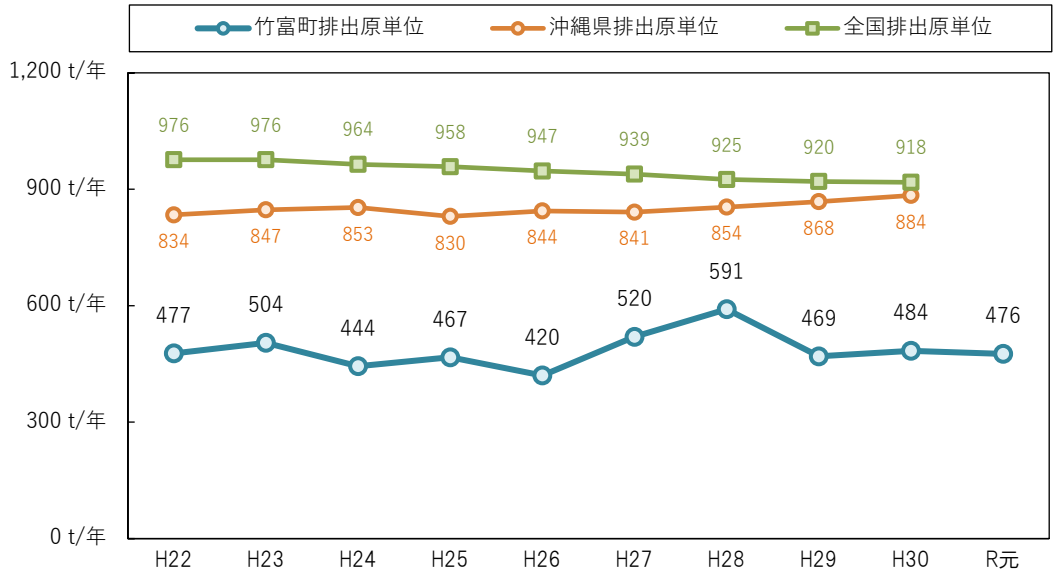

図 2-10　ごみ排出原単位の推移

表 2-5　ごみ排出原単位の推移

項目／年度	人口（人）	竹富町（g/人・日）			沖縄県（g/人・日）	全国（g/人・日）
		生活系ごみ	事業系ごみ	合計		
平成 22 年度	4,056	287	190	477	834	976
平成 23 年度	4,031	285	219	504	847	976
平成 24 年度	4,037	275	169	444	853	964
平成 25 年度	4,107	290	177	467	830	958
平成 26 年度	4,222	252	168	420	844	947
平成 27 年度	4,250	311	209	520	841	939
平成 28 年度	4,302	355	236	591	854	925
平成 29 年度	4,305	—	—	469	868	920
平成 30 年度	4,410	—	—	484	884	918
令和元年度	4,368	—	—	476	—	—

※ごみ排出原単位は、表 2-4 のごみ排出量に基づき、算出している。
※単位未満の値を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

(2) ごみの種類別排出量

本町のごみの種類別排出量は令和元年度においてもやすごみが 355 トン（46.7%）、もやさないごみが 190 トン（24.9%）、資源ごみが 158 トン（20.8%）、粗大ごみが 58 トン（7.6%）となっている。

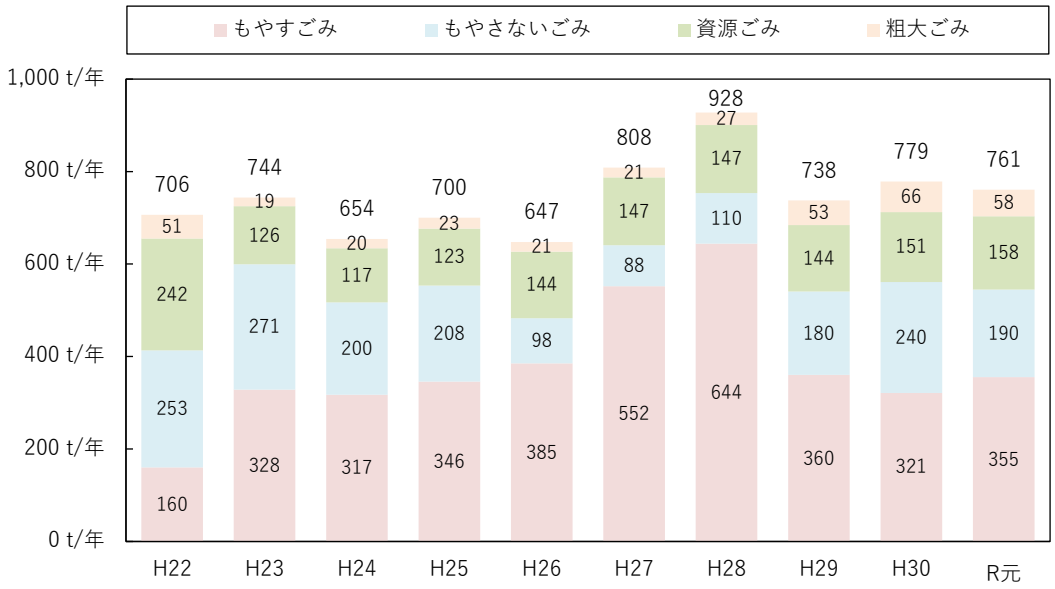

図 2-11　ごみの種類別排出量の推移

表 2-6　ごみの種類別排出量の推移　　単位：ｔ/年

項目 / 年度	もやすごみ	もやさないごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合計
平成22年度	160 (22.7%)	253 (35.8%)	242 (34.3%)	51 (7.2%)	706
平成23年度	328 (44.1%)	271 (36.4%)	126 (16.9%)	19 (2.5%)	744
平成24年度	317 (48.5%)	200 (30.5%)	117 (17.9%)	20 (3.1%)	654
平成25年度	346 (49.4%)	208 (29.7%)	123 (17.6%)	23 (3.3%)	700
平成26年度	385 (59.5%)	98 (15.1%)	144 (22.2%)	21 (3.2%)	647
平成27年度	552 (68.3%)	88 (10.9%)	147 (18.2%)	21 (2.6%)	808
平成28年度	644 (69.4%)	110 (11.8%)	147 (15.8%)	27 (2.9%)	928
平成29年度	360 (48.8%)	180 (24.5%)	144 (19.5%)	53 (7.2%)	738
平成30年度	321 (41.3%)	240 (30.8%)	151 (19.4%)	66 (8.5%)	779
令和元年度	355 (46.7%)	190 (24.9%)	158 (20.8%)	58 (7.6%)	761

※単位未満の値を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。
※（　）内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがある。
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

(3) ごみ処理の状況

本町のごみ処理状況は令和元年度において直接焼却量が 355 トンと最も多く全体の 46.7%を占め、破砕処理や選別処理、圧縮処理等の焼却以外の中間処理量が 344 トン（45.2%）となっている。

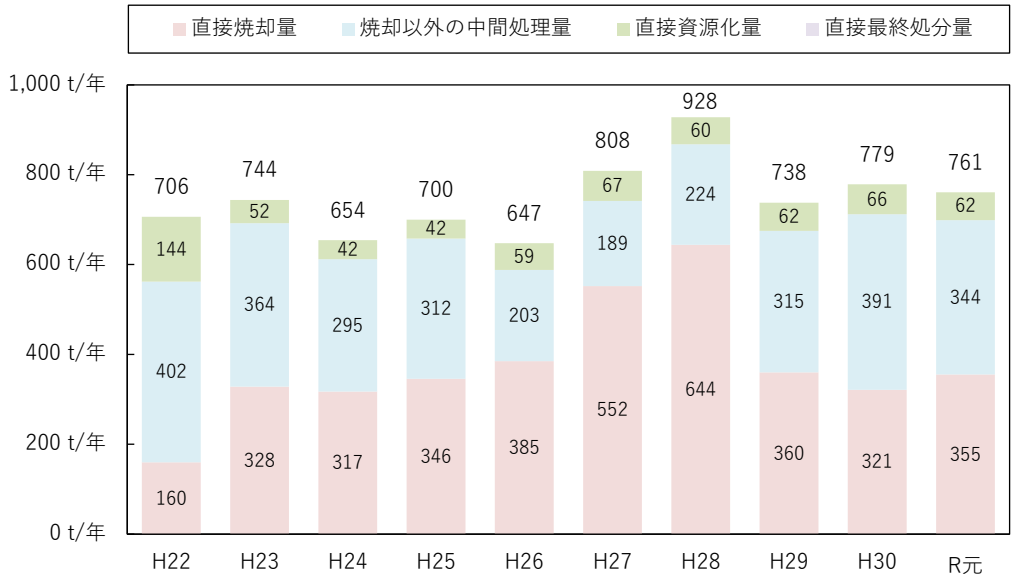

図 2-12　ごみ処理状況の推移

表 2-7　ごみ処理状況の推移　　単位：t /年

項目 / 年度	直接焼却量	焼却以外の中間処理量	直接資源化量	直接最終処分量	合計
平成 22 年度	160 (22.7%)	402 (56.9%)	144 (20.4%)	0 (0.0%)	706
平成 23 年度	328 (44.1%)	364 (48.9%)	52 (7.0%)	0 (0.0%)	744
平成 24 年度	317 (48.5%)	295 (45.0%)	42 (6.5%)	0 (0.0%)	654
平成 25 年度	346 (49.4%)	312 (44.6%)	42 (6.0%)	0 (0.0%)	700
平成 26 年度	385 (59.5%)	203 (31.4%)	59 (9.2%)	0 (0.0%)	647
平成 27 年度	552 (68.3%)	189 (23.4%)	67 (8.3%)	0 (0.0%)	808
平成 28 年度	644 (69.4%)	224 (24.1%)	60 (6.5%)	0 (0.0%)	928
平成 29 年度	360 (48.8%)	315 (42.7%)	62 (8.5%)	0 (0.0%)	738
平成 30 年度	321 (41.3%)	391 (50.2%)	66 (8.5%)	0 (0.0%)	779
令和元年度	355 (46.7%)	344 (45.2%)	62 (8.1%)	0 (0.0%)	761

※単位未満の値を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合がある。
※（　）内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがある。
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

（4）ごみの資源化状況

本町のごみ資源化の状況は令和元年度においてビンが最も多く 49 トン（総排出量に対し約 6.5%）、以下、ペットボトル 25 トン（同約 3.3%）、アルミ 24 トン（同約 3.2%）の順となっている。資源化量は全品目合計で 158 トンとなっており、総排出量の 20.8%となっている。

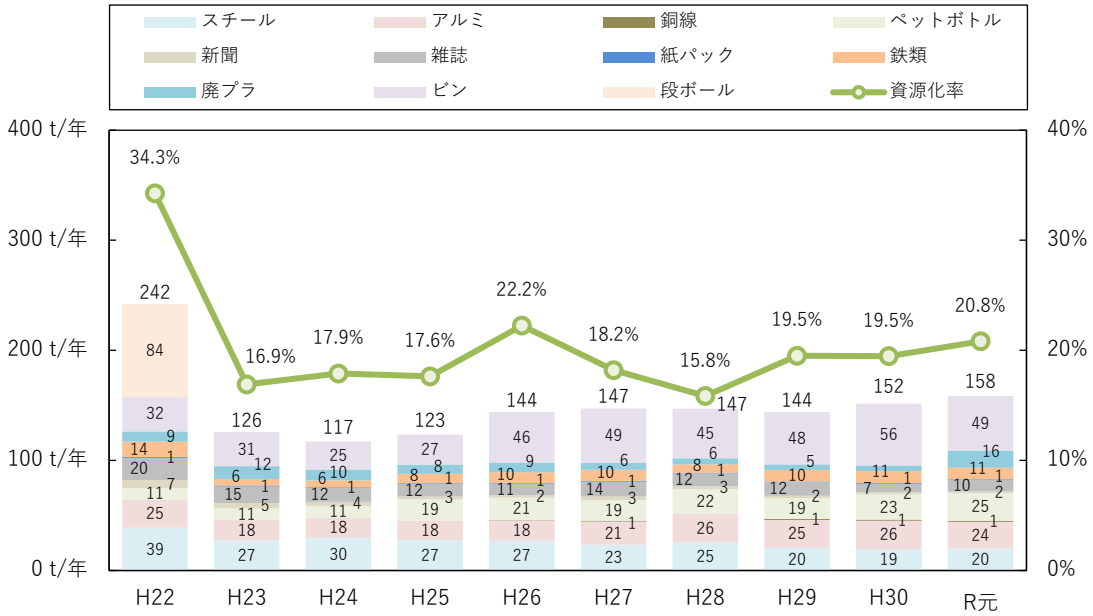

図 2-13　ごみ資源化状況の推移

表 2-8　ごみ資源化状況の推移　　単位：t /年

項目 / 年度	スチール	アルミ	銅線	ペットボトル	新聞	雑誌	紙パック	鉄類	廃プラ	ビン	段ボール	合計
平成22年度	39	25	—	11	7	20	1	14	9	32	84	242 (34.3%)
平成23年度	27	18	—	11	5	15	1	6	12	31	0	126 (16.9%)
平成24年度	30	18	—	11	4	12	1	6	10	25	0	117 (17.9%)
平成25年度	27	18	—	19	3	12	1	8	8	27	0	123 (17.6%)
平成26年度	27	18	0	21	2	11	1	10	9	46	0	144 (22.2%)
平成27年度	23	21	1	19	3	14	1	10	6	49	0	147 (18.2%)
平成28年度	25	26	0	22	3	12	1	8	6	45	0	147 (15.8%)
平成29年度	20	25	1	19	2	12	0	10	5	48	0	144 (19.5%)
平成30年度	19	26	1	23	2	7	1	11	5	56	0	152 (19.5%)
令和元年度	20	24	1	25	2	10	1	11	16	49	0	158 (20.8%)

※単位未満の値を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
※（　）内はごみ総排出量に対する割合である。
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

(5) ごみの最終処分状況

本町のごみ最終処分量は令和元年度において焼却以外の処理残渣量が 98 トンと最も多く全体の約 8 割を占め、焼却残渣量が 28 トン（約 2 割）となっている。最終処分量の合計は 126 トンとなっており、総排出量の 16.6%となっている。

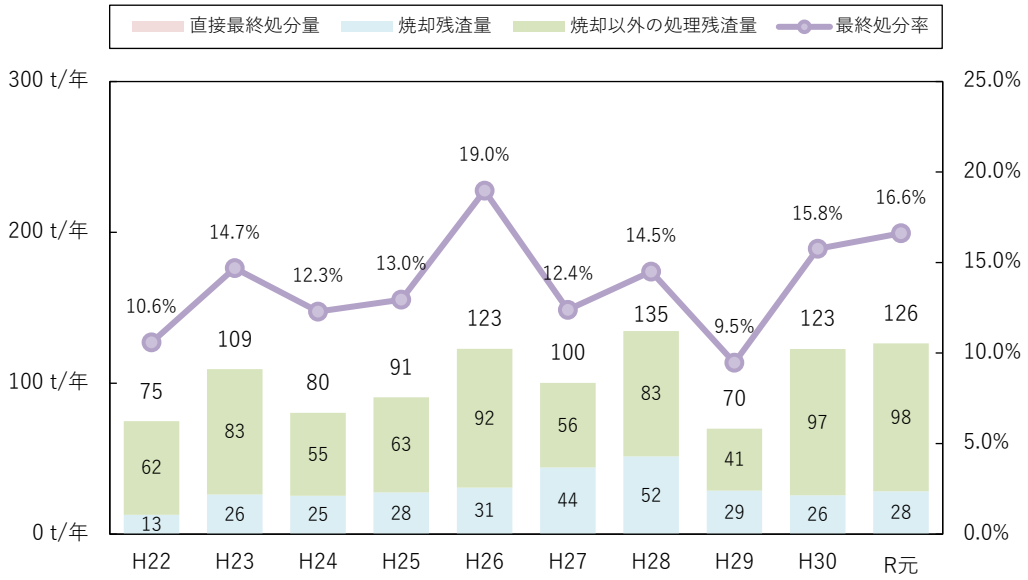

図 2-14　ごみ最終処分量の推移

表 2-9　ごみ最終処分量の推移　　単位：t /年

項目 / 年度	直接最終処分量	焼却残渣量	焼却以外の処理残渣量	合計
平成 22 年度	0	13	62	75 (10.6%)
平成 23 年度	0	26	83	109 (14.7%)
平成 24 年度	0	25	55	80 (12.3%)
平成 25 年度	0	28	63	91 (13.0%)
平成 26 年度	0	31	92	123 (19.0%)
平成 27 年度	0	44	56	100 (12.4%)
平成 28 年度	0	52	83	135 (14.5%)
平成 29 年度	0	29	41	70 (9.5%)
平成 30 年度	0	26	97	123 (15.8%)
令和元年度	0	28	98	126 (16.6%)

※単位未満の値を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
※（　）内はごみ総排出量に対する割合である。
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

（6）ごみ処理経費の状況

本町のごみ処理経費（歳出）の令和元年度は約 9,800 万円となっており、その内訳は処理費が約 3,500 万円（約 36%）、収集・運搬等の委託費が約 6,300 万円（約 64%）となっている。

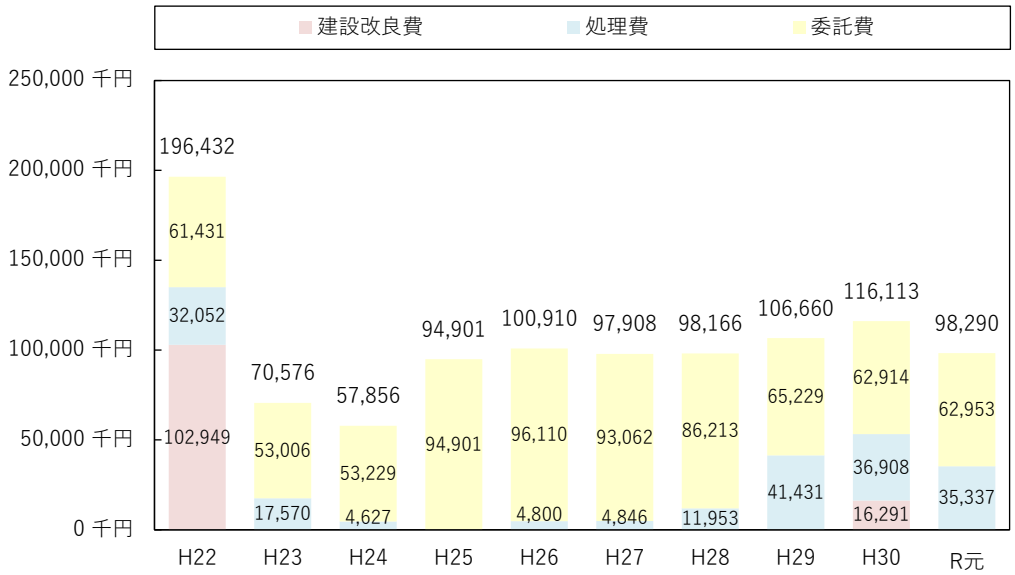

図 2-15　ごみ処理経費（歳出）

表 2-10　ごみ処理経費（歳出）　　単位：千円

年度＼項目	建設改良費	処理費	委託費	合計
平成 22 年度	102,949 (52.4%)	32,052 (16.3%)	61,431 (31.3%)	196,432
平成 23 年度	0 (0.0%)	17,570 (24.9%)	53,006 (75.1%)	70,576
平成 24 年度	0 (0.0%)	4,627 (8.0%)	53,229 (92.0%)	57,856
平成 25 年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	94,901 (100%)	94,901
平成 26 年度	0 (0.0%)	4,800 (4.8%)	96,110 (95.2%)	100,910
平成 27 年度	0 (0.0%)	4,846 (4.9%)	93,062 (95.1%)	97,908
平成 28 年度	0 (0.0%)	11,953 (12.2%)	86,213 (87.8%)	98,166
平成 29 年度	0 (0.0%)	41,431 (38.8%)	65,229 (61.2%)	106,660
平成 30 年度	16,291 (14.0%)	36,908 (31.8%)	62,914 (54.2%)	116,113
令和元年度	0 (0.0%)	35,337 (36.0%)	62,953 (64.0%)	98,290

※単位未満の値を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
※（　）内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがある。
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

本町のごみ処理経費（歳入）の令和元年度は約 1,700 万円となっており、その内訳は使用料及び手数料が約 1,500 万円（約 88%）、その他が約 200 万円（約 12%）となっている。

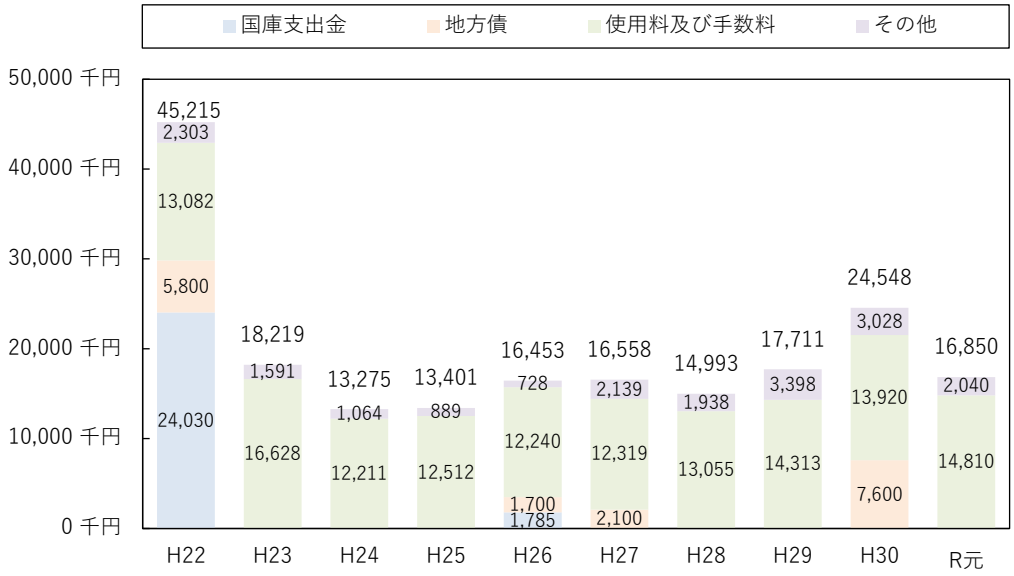

図 2-16　ごみ処理経費（歳入）

表 2-11　ごみ処理経費（歳入）　　単位：千円

項目 / 年度	国庫支出金	地方債	使用料及び手数料	その他	合計
平成 22 年度	24,030 (53.1%)	5,800 (12.8%)	13,082 (28.9%)	2,303 (5.1%)	45,215
平成 23 年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16,628 (91.3%)	1,591 (8.7%)	18,219
平成 24 年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12,211 (92.0%)	1,064 (8.0%)	13,275
平成 25 年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12,512 (93.4%)	889 (6.6%)	13,401
平成 26 年度	1,785 (10.8%)	1,700 (10.3%)	12,240 (74.4%)	728 (4.4%)	16,453
平成 27 年度	0 (0.0%)	2,100 (12.7%)	12,319 (74.4%)	2,139 (12.9%)	16,558
平成 28 年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13,055 (87.1%)	1,938 (12.9%)	14,993
平成 29 年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14,313 (80.8%)	3,398 (19.2%)	17,711
平成 30 年度	0 (0.0%)	7,600 (31.0%)	13,920 (56.7%)	3,028 (12.3%)	24,548
令和元年度	0 (0.0%)	0 (0.0%)	14,810 (87.9%)	2,040 (12.1%)	16,850

※単位未満の値を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
※（　）内の構成割合は、四捨五入しているため合計が 100%にならないことがある。
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

本町の令和元年度のごみ処理経費の歳出は98,290千円となっており、歳入は16,850千円となっている。

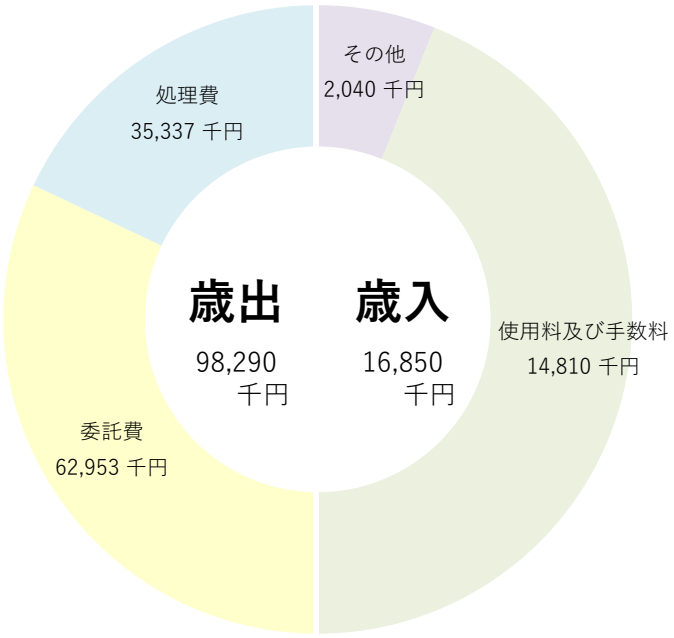

図 2-17　令和元年度のごみ処理経費（歳出・歳入）

表 2-12　令和元年度のごみ処理経費（歳出・歳入）

歳出	建設改良費	0 千円
	処理費	35,337 千円
	委託費	62,953 千円
	合計	98,290 千円
歳入	国庫支出金	0 千円
	地方債	0 千円
	使用料及び手数料	14,810 千円
	その他	2,040 千円
	合計	16,850 千円

※「手数料」は、ごみの収集・運搬、処理等のサービスの対価として徴収する料金（指定袋料金等）である。
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

3．ごみ処理の評価

(1) 全国・沖縄県内市町村の実績値との比較

ごみ排出原単位と再生利用量の割合、最終処分量の割合について、本町の実績値と全国及び沖縄県の実績値との比較を以下に示す。

平成 30 年度における本町のごみ排出原単位は 484 グラムとなっており、全国（918 グラム）や沖縄県（884 グラム）の値の半分程度の排出量となっている。図 2-18 には県内市町村のごみ排出原単位の市町村ごとの比較を示しており、本町のごみ排出量は県内市町村では最も少ない値となっている。これは生ごみの収集を行わずに地域ごとに自家処理を行っていることによるものと考えられる。

同年度の本町の再生利用量の割合は 19.5%となっており、全国の 20.0%と同水準となっており、沖縄県の 13.7%を 5.8 ポイント上回っている。図 2-19 には県内市町村の再生利用量の割合の市町村ごとの比較を示しており、本町の再生利用量の割合は県内市町村では上位 6 番目に位置している。

同年度の本町の最終処分量の割合は 15.8%となっており、全国の 9.0%、沖縄県の 6.1%を上回っている。図 2-20 には県内市町村の最終処分量の割合の市町村ごとの比較を示しており、本町の最終処分量の割合は県内市町村では下位 7 番目に位置している。

表 2-13　全国・沖縄県の実績値との比較　　＜参考＞

項　目	全国 （平成 30 年度）	沖縄県 （平成 30 年度）	竹富町 （平成 30 年度）	竹富町 （令和元年度）
1 人 1 日当たりのごみ排出量 （ごみ排出原単位）	918 g/人･日	884 g/人･日	484 g/人･日	476 g/人･日
再生利用量の割合	20.0 %	13.7 %	19.5 %	20.8 %
最終処分量の割合	9.0 %	6.1 %	15.8 %	16.6 %

※ごみ排出原単位（g/人･日）＝ごみ総排出量（t/年）÷人口（人）÷365 または 366 日×1,000,000
※再生利用量の割合（%）＝総資源化量（t/年）÷ごみ総排出量（t/年）×100
※最終処分量の割合（%）＝最終処分量（t/年）÷ごみ総排出量（t/年）×100
資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省、竹富町）

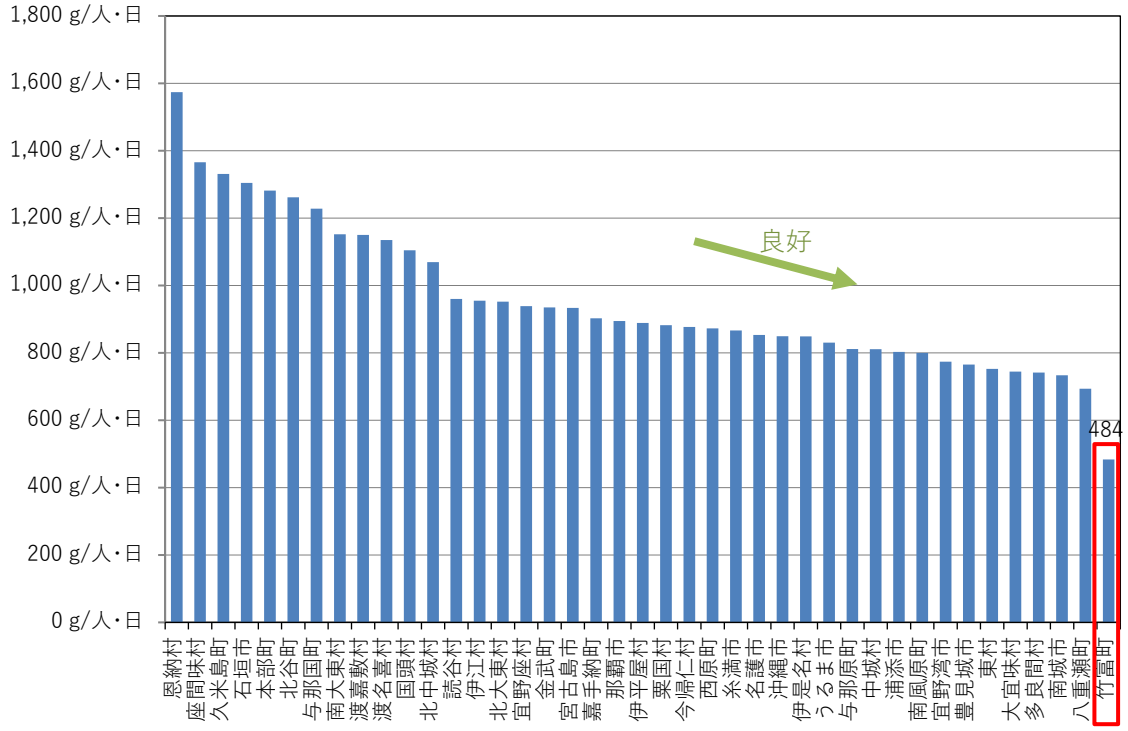

※ごみ排出原単位（g/人・日）＝ ごみ総排出量（ｔ/年）÷人口（人）÷365 または 366 日× 1,000,000

図 2-18　沖縄県内市町村のごみ排出原単位（平成 30 年度）

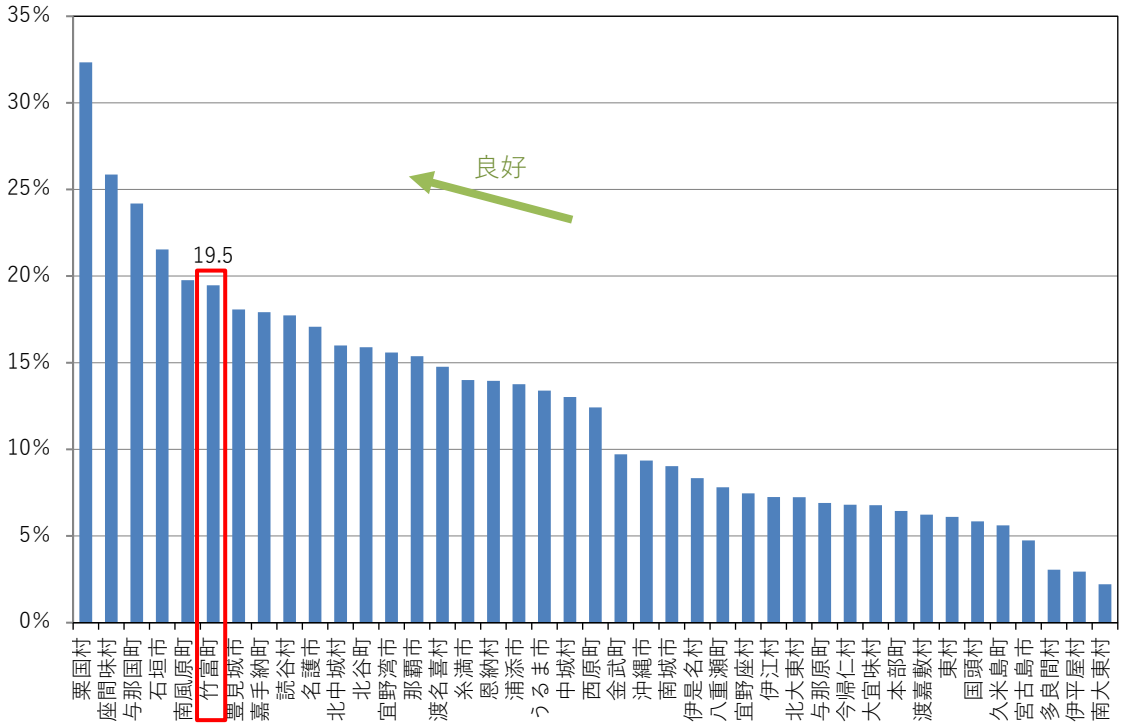

※再生利用量の割合（%）＝ 総資源化量（ｔ/年）÷ごみ総排出量（ｔ/年）× 100

図 2-19　沖縄県内市町村の再生利用量の割合（平成 30 年度）

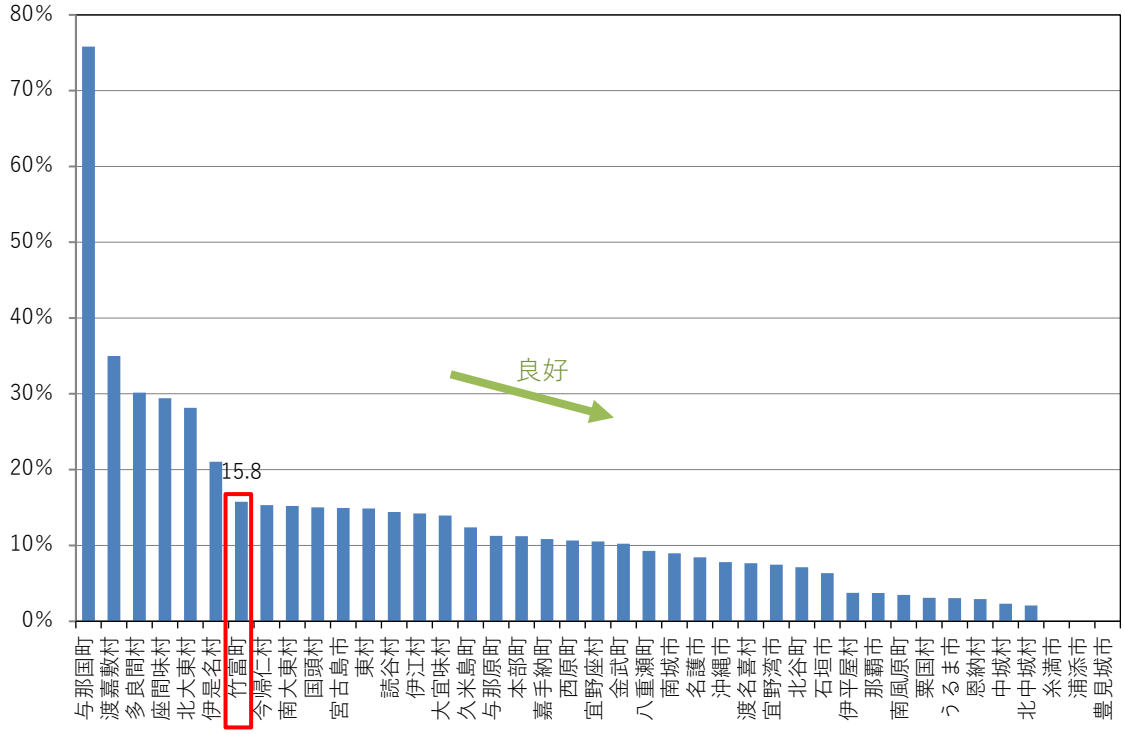

※最終処分量の割合（%）＝ 最終処分量（t/年）÷ ごみ総排出量（t/年）× 100

図 2-20　沖縄県内市町村の最終処分量の割合（平成 30 年度）

図 2-21 には本町のごみ総排出量、資源回収率、最終処分される割合、年間処理経費、最終処分減量に要する費用について、県内市町村平均との比較を示したレーダーチャートを示す。

このレーダーチャートは、該当する項目について、県内市町村の中で比較的良好な場合には平均値（赤い線）よりも大きな指標値を示すものとなっている。

ごみ総排出量及び資源回収率については平均を上回る良好な値を示しており、最終処分される割合、年間処理経費及び最終処分減量に要する費用については平均を下回る値となっている。特に最終処分に要する費用については平均を大きく下回っている。

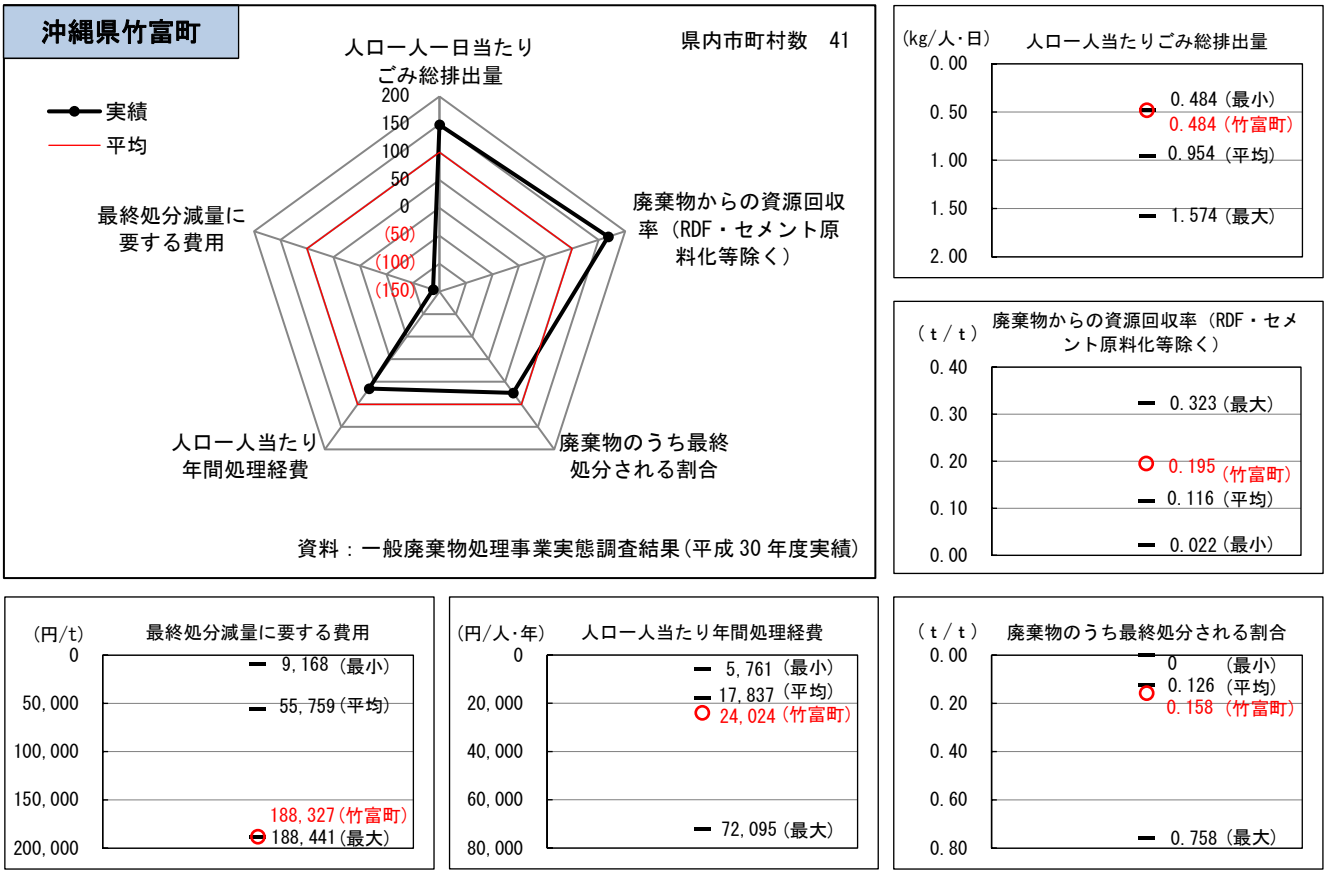

※沖縄県内市町村の平均を 100（赤色の実線）とした場合の竹富町の実績（指標値）を黒色の実線で示す。100 を上回る指標は、沖縄県内市町村より優れていることを示す。

資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」の「システム評価支援ツール（平成 30 年度実態調査結果）」

図 2-21　レーダーチャート（平成 30 年度実績）

表 2-14　竹富町及び沖縄県内市町村における標準的な指標

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人･日)	廃棄物からの資源回収率(RDF･セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人･年)	最終処分減量に要する費用※ (円/t)
竹富町実績 (指標値)	**0.484** (149.3)	**0.195** (168.1)	**0.158** (74.6)	**24,024** (65.3)	**188,327** (-137.8)
沖縄県内平均	0.954	0.116	0.126	17,837	55,759
沖縄県内最大	1.574	0.323	0.758	72,095	188,441
沖縄県内最小	0.484	0.022	0	5,761	9,168
標準偏差	0.218	0.067	0.129	13,258	44,918

※ごみの中間処理（溶融焼却処理、破砕、選別等）により、最終処分量を減量するのに要した費用である。

資料：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（環境省）」の「システム評価支援ツール（平成 30 年度実態調査結果）」

(2) 全国・沖縄県のごみ減量化目標との比較

全国及び沖縄県のごみの減量化に係る目標の概要を表 2-15 に示し、当該目標値と本町の実績値との比較を表 2-16 に示す。

ごみ排出原単位の目標値については、全国及び沖縄県の目標値の両方を達成しているが、再生利用量の割合及び最終処分量の割合については、全国及び沖縄県の目標値を達成できていない。

なお、本町においては、生ごみについて地域ごとに自家処理を行っており、その分のごみ量が少なく、相対的に最終処分率が高くなっていると考えられる。

表 2-15　全国・沖縄県のごみ減量化目標の概要

項目	全国	沖縄県
目標年次	平成 27 年度	平成 27 年度
ごみ排出量	平成 19 年度の排出量に対し 年間排出量を約 5%削減する （1 人 1 日当たり換算値 996 g /人･日）	平成 20 年度の排出量（425 千トン） と同程度に抑制する （1 人 1 日当たり換算値 805 g /人･日）
再生利用量の割合	排出量の約 25%に増加させる	排出量の 22%
最終処分量の割合	平成 19 年度の最終処分量に対し 年間最終処分量を約 22%削減する （排出量に対する割合として 11%）	排出量の 8%

資料：＜全国＞　「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成 13 年 5 月環境省告示 34 号、平成 22 年改正）
「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成 19 年 6 月（平成 25 年 4 月改訂））
＜沖縄県＞「沖縄県廃棄物処理計画（第三期）」（平成 23 年 3 月）

表 2-16　全国・沖縄県のごみ減量化目標との比較

項目	全国の目標値 （平成 27 年度）	沖縄県の目標値 （平成 27 年度）	竹富町の実績値 （平成 27 年度）	目標値との比較 （達成状況）	
				全国	沖縄県
1 人 1 日当たりの ごみ排出量 （ごみ排出原単位）	996 g /人・日	805 g /人・日	520 g /人・日	○	○
再生利用量の割合	約 25 %	22 %	約 18 %	×	×
最終処分量の割合	約 11 %	8 %	約 12 %	×	×

(3) 前期計画の目標値との比較

前期計画の目標値と令和元年度の実績値を以下に示す。

令和元年度のごみ排出原単位は 476 グラムとなっており、目標値の 450 グラムを上回っている状況にある。

目標値を達成するためには、令和 6 年度までに 1 人 1 日当たり 26 グラムの減量が必要となる。

表 2-17　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 27 年 2 月）の目標値との比較

項目	竹富町の目標値（令和 6 年度） （一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 27 年 2 月））	竹富町実績値 （令和元年度）
ごみ排出量	695 トン/年※ （450 g /人・日）	761 トン/年 （476 g /人・日）

※前期計画における年間排出量の目標値は 718 トンであるが、これは R6 の推計人口（4,371 人）に基づき算出された値である。今回の見直しで推計人口を人口ビジョンの人口で見直すものとし、4,233 人としたことにより、年間排出量の目標値は 695 トン/年と算出される。

(4) 町におけるごみの排出抑制に係る取組状況

前期計画におけるごみの排出抑制、再資源化に係る町の取組状況を以下に示す。

①行政における方策への取組状況

行政における方策として、前期計画では表 2-18 の左欄に示す取組を掲げており、それぞれの取組状況及び今後の実施方針を示す。

表 2-18　行政における方策（竹富町における取組）への取組状況

取組	これまでの町による取組と今後の実施方針
●意識啓発のための広報活動、美化運動の推進・支援（ポスター、パンフレット等の作成）	環境月間や食品ロス削減、プラスチックごみの削減等に関するポスターの掲示に取り組んできており、引き続き取り組むものとする なお、住民や事業者への周知にあたっては、ポスターやパンフレットの作成、掲示、配布のみではなく、説明会等の周知活動等により、取組の意義等について丁寧な説明を行っていくものとする
●小中学校での環境教育の徹底（副読本の作成、施設見学の推進）	小学 4 年生へのごみ処理に係る社会見学を実施しており、引き続き取り組むものとする
●各種イベントの定期的開催（フリーマーケット等）	これまで取り組めていないが、実施に向け検討を行うものとする
●マイバッグ運動の推進	マイバッグ普及啓発ポスターの掲示、広報での協力要請を行ってきており、引き続き取り組むものとする

取組	これまでの町による取組と今後の実施方針
●公共施設における再生品の使用促進	コピー用紙について再生紙を利用しており、引き続き取り組むものとする
●ごみ減量等に関する講演会等の開催	これまで取り組めていないが、実施に向け検討を行うものとする
●事業者に対する指導及び研修活動	これまで取り組めていないが、実施に向け検討を行うものとする
●ごみ減量アイデア集の発行	これまで取り組めていないが、他市町村の事例調査を行い、アイデア集発行に向け取り組むものとする
●資源回収業者の育成	これまで取り組めていないが、対象をこれまでの資源回収業者のみならず、ごみの収集業者、ごみ処理施設の作業員、担当職員に広げ、その実施に向けた検討を行うものとする

②住民における方策への取組状況

ごみの排出抑制に係る住民における方策について、前期計画では表 2-19 の左欄に示す取組を掲げており、それぞれの方策についての町の取組状況及び今後の実施方針を示す。

表 2-19　住民における方策（住民に取り組んでもらうもの）への町の取組状況

取組	これまでの町による取組と今後の実施方針
●町の実施するごみ処理に関する各種施策への協力	広報等へ各種施策について掲載するなどの周知を行っており、引き続き取り組むものとする
●ごみの分別排出の徹底（適正排出）	分別不適物は分別不適ステッカーを貼付するなどの対応を行っており、引き続き取り組むものとする
●生ごみの堆肥化（コンポスター等の活用）	生ごみ処理容器、処理機の購入助成を行う予定である
●消費活動の計画化	
・食料品は食べ残しがないような、量と質を考慮して購入する。	食品ロスに関し、広報への掲載やポスターの掲示等の周知を行っており、引き続き取り組むものとする
・紙コップ、紙皿、割ばし等の使い捨て製品の使用を控える。	使い捨て製品の使用抑制について、広報への掲載やポスターの掲示等の周知を行っており、引き続き取り組むものとする
・衣類や耐久消費材はリフォームして長期間使用する。また、不用となった場合は不用品交換やフリーマーケット等にて再利用を図る。	フリーマーケットやリサイクルショップ等の活用について、広報への掲載やポスターの掲示等の周知を行っており、引き続き取り組むものとする

取組	これまでの町による取組と今後の実施方針
・清涼飲料、調味料等の容器は再利用可能なものを選定する。	広報等で詰め替え容器等の再利用可能な容器の使用促進に関する掲載を行うなどの周知を行っており、引き続き取り組むものとする また、対象容器について、身近となっているシャンプー容器や洗剤容器についても追加するものとした
●住民活動の実施	
・グリーンコンシューマー活動（４Ｒの実施）	グリーンコンシューマー活動について、広報へ掲載するなどの周知を行っており、引き続き取り組むものとする。なお、「グリーンコンシューマー活動」はなじみが薄い用語であることから「エコ活動」に変更する
・資源ごみの集団回収運動	住民のよる集団回収は、現状においては資源化物の売却益よりも輸送費用の負担が大きくなる可能性が高く、住民が取り組むメリットがないことから、当面は町によるこの取組の推進等は行わないものとした
・再生資源を用いた製品の使用運動	広報等へ掲載するなどの周知を行っており、引き続き取り組むものとする
・ごみのポイ捨てをやめる運動	広報等への掲載や看板等の設置を行うなどの周知を行っており、引き続き取り組むものとする
・過剰包装の自粛運動	スーパー等へポスターを配布するなどの周知を行っており、引き続き取り組むものとする
・ごみの分別運動	ごみ分別百科事典を配布するなどの周知を行っており、引き続き取り組むものとする
・紙パック回収運動	紙パック回収は、古紙の市場価格の動向により、その費用負担額が左右され、現状では買取価格が低迷し、費用負担が大きくなっていることから、当面は町によるこの取組の推進等は行わないものとした
・マイバッグ運動	マイバック普及啓発ポスターの掲示や広報での協力要請を行うなどの周知を行っており、引き続き取り組むものとする
●活動情報の共有化	
・ポスター・パンフレットの作成	これまで取り組めていないが、住民が取り組むこれらの活動に対し、町として積極的に協力を行うものとする
・イベント・フェア等の開催	
・先進地視察等の実施	

③事業者における方策への取組状況

ごみの排出抑制に係る事業者における方策について、前期計画では表 2-20 の左欄に示す取組を掲げており、それぞれの方策についての町の取組状況及び今後の実施方針を示す。

表 2-20　事業者における方策（事業者に取り組んでもらうもの）への町の取組状況

取組	これまでの町による取組と今後の実施方針
●製造段階での方策	
・商品は出来るだけリサイクルできる構造及び材料を選ぶ。	これまで取り組めていないが、町内には製造業者が少なく、ごみ減量の効果が限定的となることを踏まえ、当面は町によるこの取組の推進等は行わないものとした
・再生材料を出来るだけ使用する。	
・梱包、包装、容器を簡易にし、再使用出来る材料もしくは、処理の容易な材料を使用する。	
・逆流通システムや回収システムの整備を行う。	
●販売段階での方策	
・販売店等での過剰包装をしない。	広報等で包装紙やレジ袋の削減等の周知を行っており、引き続き取り組むものとする
・外食産業等では、使い捨て容器の使用を控える。	これまで取り組めていないが、事業者がこれらの取組を行うよう、広報への掲載やポスターの作成、掲示、関係事業者への呼びかけ等による周知を行い、事業者のこれらの行動への取組促進を図るものとする
・リターナブルビンの回収を消費者に積極的にアピールする。	これまで取り組めていないが、リターナブルビン（再利用できるビン）は、現状ではごみとされている量は少なく、流通の過程でリサイクルされていると考えられる。また、リターナブルビンの流通量も少なく、ごみ減量の効果も限定的であることなどを踏まえ、当面は町によるこの取組の推進等は行わないものとした
・リサイクル商品の販売を促進する。	これまで取り組めていないが、事業者がこれらの取組を行うよう、広報への掲載やポスターの作成、掲示、関係事業者への呼びかけ等による周知を行い、事業者のこれらの行動への取組促進を図るものとする
	前期計画には示されていないが、広報等で食品ロス削減等の周知を行っており、引き続き取り組むものとする また、「販売段階での方策」を「サービスの提供段階での方策」に変更し、町の主要産業である観光関連業者に対しても、当該取組を適用していくものとする

取組	これまでの町による取組と今後の実施方針
●事業所における方策	
・無駄なコピー等を行わない。（両面コピーの活用）	これまで取り組めていないが、事業者がこれらの取組を行うよう、広報への掲載やポスターの作成、掲示、関係事業者への呼びかけ等による周知を行い、事業者のこれらの行動への取組促進を図るものとする また、事業所内での飲み物について、会議等におけるペットボトル・缶飲料等の使い捨て容器の飲み物を控える、マイボトルやマイ箸などの使用促進を図るものとする
・事業所内での紙の分別を行う。	
・再生紙の使用を促進する。	
・紙を使わない事務処理方式を検討・採用する。	

4．ごみ処理の課題

本町では、循環型社会の形成に向け、さまざまな取り組みを行ってきているが、前項までに整理したごみの排出状況や資源化の状況、ごみの排出抑制に向けた取組状況等を踏まえると、ごみ処理の課題や引き続き取り組む必要がある取組について、以下の事項が挙げられる。

（1）排出抑制に関する課題

・意識啓発活動をさらに推進する必要がある。
・環境教育をさらに推進する必要がある。
・マイバッグの普及を推進する必要がある。
・過剰包装による包装廃棄物の発生抑制をさらに推進する必要がある。
・使い捨て製品（割ばしやプラスチック製コップ、ストロー等）の使用抑制を推進する必要がある。
・多量排出事業者へのごみの排出抑制への協力をさらに推進する必要がある。
・不要品等の流通網の活性化を図る必要がある。
・適宜手数料の適正化を検討する必要がある。
・粗大ごみの修理、再使用を行い発生量を減らす必要がある。
・作りすぎや買いすぎのため廃棄される食品（食品ロス）を減らす必要がある。

（2）収集・運搬に関する課題

・分別排出の徹底を推進する必要がある。
・排出日･排出時間の厳守徹底を、さらに推進する必要がある。
・暴風警報発令時のごみ排出禁止の周知を徹底する必要がある。
・高齢者や障がい者等のごみ排出時の支援をさらに推進する必要がある。

・家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）・パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）等の周知徹底をさらに図る必要がある。
・指定ごみ袋の使用を徹底し、料金について適宜検討する必要がある。
・収集・運搬体制の効率化（人件費・燃料費・温室効果ガス排出量等の低減）をさらに推進する必要がある。
・状況に対応し、分別種類を増やす（見直す）必要がある。
・事業者へ資源ごみ等の分別徹底に対する更なる啓発を行う必要がある。
・適正処理困難物の回収ルートを確保する必要がある。
・集合住宅（アパート等）への排出ルール遵守を啓発する必要がある。
・ごみの排出容器（指定袋等）の使用や分別区分に対する周知の徹底及び周知手法の改善が必要である。
・カラスや野良ネコ等によるごみの散乱対策を啓発する必要がある。

(3) 資源化に関する課題
・生ごみの資源化をさらに推進する必要がある。
・生ごみ処理機購入補助を推進する必要がある。
・廃食用油のリサイクルを、さらに推進する必要がある。
・有価物の自主回収（店頭回収等）をさらに推進する必要がある。
・資源化ルートを確立する必要がある。
・資源化対象品目の見直し、追加等を行う必要がある。
・家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）・パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）等の周知徹底をさらに図る必要がある。
・家電リサイクル法に係る収集運搬料金の低減化を検討する必要がある。
・不要品等の流通網の活性化を図る必要がある。
・資源ごみの効率的な資源化を行うため収集方法の見直しを検討して行く必要がある。

(4) 中間処理に関する課題
・ごみ処理施設への負荷低減（処理ごみ量の減量等）をさらに推進する必要がある。
・焼却施設からの温室効果ガス排出抑制（処理ごみ量の減量等）を、さらに推進する必要がある。
・ごみ処理コストを、さらに低減（燃料、電気使用量の低減の取り組み等）する必要がある。
・ごみ処理広域化を検討する必要がある。
・中間処理施設による処理不適物（産業廃棄物等）の混入を防ぐよう指導する必要がある。
・施設の適正な維持管理を継続していく必要がある。

(5) 最終処分に関する課題

・安定した処分が可能な最終処分場を確保する必要がある。

・資源化による最終処分量の軽減を推進する必要がある。

・廃プラスチック処分方法の見直し（焼却処理の検討、最終処分場の延命化等）を行う必要がある。

・埋立処分施設の延命化を推進する必要がある。

・最終処分場の適正維持・管理により延命化を推進する必要がある。

・埋立対象品目の見直し（焼却処理の検討）を行い、最終処分量の軽減を推進する必要がある。

・残余容量の適正な管理を行っていく必要がある。

(6) 不法投棄に関する課題

・不法投棄頻出箇所のパトロールを、さらに強化する必要がある。

・不法投棄頻出箇所への看板等の設置を、さらに推進する必要がある。

・不法投棄がしにくい環境の整備（不法投棄頻出箇所の美化活動等）を推進する必要がある。

・不法投棄頻出箇所へ、監視カメラの設置を検討する必要がある。

・他市町村の事例を参考にしながら効果的な不法投棄対策の検討を行う必要がある。

5．ごみの発生量の見込み

本町のごみ排出原単位の直近 5 年間の推移は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて大きく増加した後、平成 29 年度には大きく減少している。平成 29 年度以降はわずかに増減を示しているが、比較的安定した推移を示している。

ごみ排出量の予測に当たっては、ごみの排出量が安定した平成 29 年度から令和元年度の 3 年間の実績値に基づき、令和 6 年度までのごみ量について、トレンド法（一次傾向線）による予測を行った。

予測結果は図 2-22 に示すとおりであり、緩やかな増加を示すものと予測され、令和 6 年度には令和元年度の実績値より 21 グラム/人･日 増加し、497 グラム/人･日に達することが見込まれる。

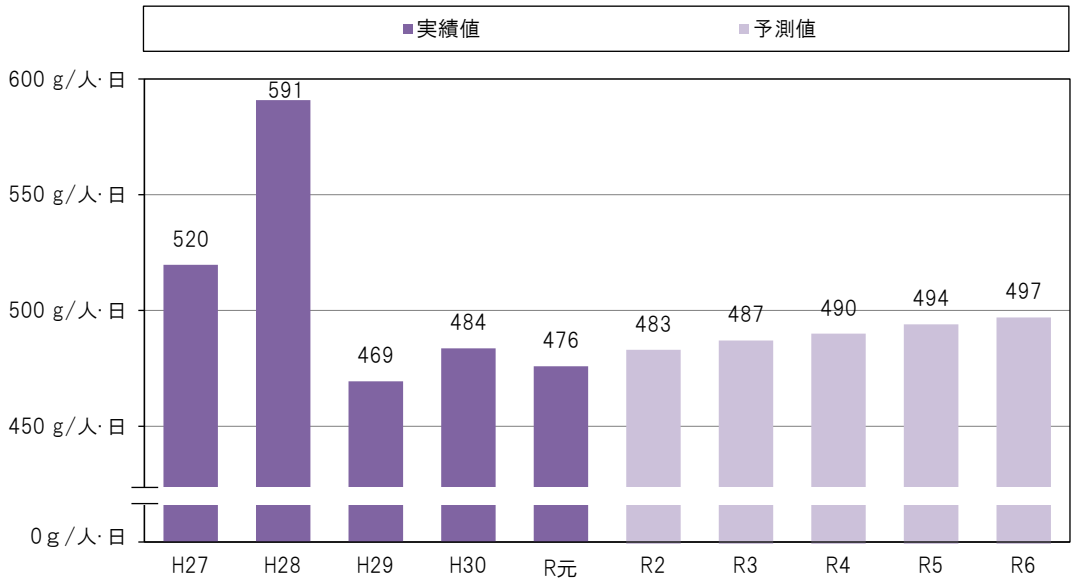

図 2-22　ごみ排出原単位の実績値の推移及び予測結果

6. 将来ごみ排出量の目標値

本町におけるごみの減量化目標は、前期計画の目標を堅持するものとし、令和 6 年度に 450 グラム/人･日とすることを目標とする。

なお、直近 5 年間の実績値は、平成 29 年度を除き、平成 25 年度実績値を上回っている状況にあり、ごみ減量化目標の達成のためには一層のごみ排出抑制への取組が求められている。

【 竹富町のごみ減量化目標値 】

	令和元年度 実 績 値	→	令和 6 年度 目 標 値
ごみ排出量	761 トン/年 (476 g/人･日)	→	令和元年度比 1 人 1 日当たり 26g の削減 (450 g/人･日)

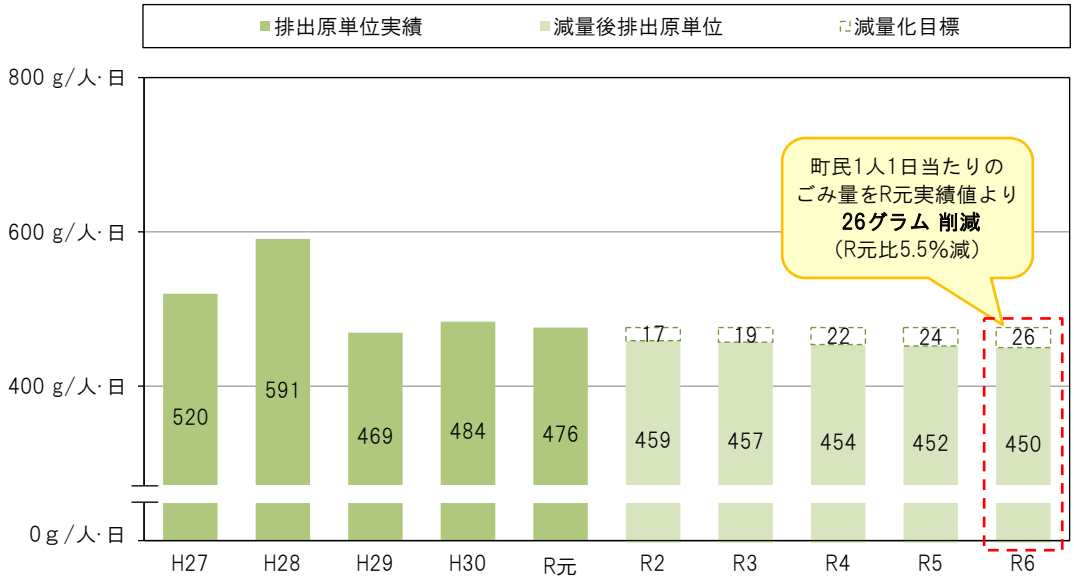

図 2-23　減量化目標値の令和元年度実績値との比較

7. ごみ処理計画

これまでの本町におけるごみ処理に関する現状や課題を踏まえ、今後ごみの減量及び適正かつ円滑なごみ処理を行うための計画を各項目別に設定する。

(1) 排出抑制・再資源化計画

ごみの発生・排出抑制及びリサイクルの取り組みを推進し、循環型社会の形成を構築するにあたっては、行政、住民、事業者の三者が一体となった取り組みを行っていく必要があり、それぞれの役割分担のもとに協力しあいながら、各種方策を実施していくものとする。

以下にそれぞれの主体における方策事例を示す。

①行政における方策事例

行政としては、ごみの排出抑制、再資源化を推進するため、住民や事業者の意識啓発への取組を行っていくものとする。

以下に行政における方策事例を示す。

- ●意識啓発のための広報活動、美化運動の推進・支援（優先度：高）
  （ポスター・パンフレット等の作成、配布、説明会等の開催）
- ●小中学校での環境教育の徹底（副読本の作成、施設見学の推進）（優先度：高）
- ●マイバッグ運動の推進（優先度：高）
- ●公共施設における再生品の使用促進（優先度：高）
- ●ごみ減量アイデア集の発行（優先度：高）
- ●各種イベントの定期的開催（フリーマーケット等）（優先度：中）
- ●ごみ減量等に関する講演会等の開催（優先度：中）
- ●事業者に対する指導及び研修活動（優先度：中）
- ●収集業者、ごみ処理施設作業員、担当職員の育成（優先度：中）

②住民における方策事例

住民におけるごみの排出抑制策は、消費者としての消費意識の変革を行うことが目的であり、我々１人１人がごみとして排出される商品の買い控えや選択購入等の、ごみの排出抑制を考慮した消費活動の実践を行うことが大切である。

以下に住民における方策事例を示す。

●町の実施するごみ処理に関する各種施策への協力

●ごみの分別排出の徹底（適正排出）

●生ごみの堆肥化（コンポスター等の活用）

●消費活動の計画化

・食料品は食べ残しがないような、量と質を考慮して購入する。

・紙コップ、紙皿、割ばし等の使い捨て製品の使用を控える。

・衣類や耐久消費材はリフォームして長期間使用する。また、不用となった場合は不用品交換やフリーマーケット等にて再利用を図る。

・シャンプー、洗剤、清涼飲料、調味料等の容器は再利用（詰め替え等）可能なものを選定する。

・一時的な使用にとどまるものはレンタル品の利活用を図る。

●住民活動の実施

・エコ活動（４Ｒ等の実施）

・再生資源を用いた製品の使用運動

・ごみのポイ捨てをやめる運動

・過剰包装の自粛運動

・ごみの分別運動

・マイバッグ運動

●活動情報の共有化

・ポスター・パンフレットの作成

・イベント・フェア等の開催

・先進地視察等の実施

※４Ｒとは、リフューズ（いらないものを断る）、リデュース（ごみを減らす）、リユース（使えるものは繰り返し使う）、リサイクル（ごみを再資源化する）の頭文字の４つのＲのこと。これら以外にもリペア（壊れたものを修理）やリフォーム（着なくなった服などを作り直す）、リバイ（リサイクル品やリユース品を購入）等のＲもある。

③事業者における方策事例

本町の事業者におけるごみの減量策は、サービスの提供段階における方策及び事務系の各種事業所における方策の 2 つに大別され、それぞれの内容に応じたごみの減量策を講じていく必要がある。

以下に事業者における方策事例を示す。

●サービス提供段階での方策

・販売店等での過剰包装をしない。

・飲食の提供にあたっては、使い捨ての割ばしやプラスチック製コップ、プラスチック製ストロー等の使用を控える。

・食品ロス削減を促進する。

・リサイクル商品の販売、利用を促進する。

●事業所における方策

・無駄なコピー等を行わない。（両面コピーの活用）

・事業所内での紙の分別を行う。

・再生紙の使用を促進する。

・紙を使わない事務処理方式を検討・採用する。

・一時的な利用にとどまるものはレンタル品の利活用を促進する。

・マイボトルやマイ箸の使用を促進する。

・会議等においてペットボトル飲料の提供やプラスチック製使い捨てコップ等の使用を控える。

(2) 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬については、これまでと同様に「生活系ごみ」については委託業者による収集・運搬、「事業系ごみ」については許可業者による収集・運搬を行うものとする。

①収集区域

収集区域は、原則として町内全域において実施する。

②収集方式

収集方式は、「各戸収集」を基本として実施する。

③分別種類及び収集頻度

ごみの分別種類及び収集頻度については、表 2-21 に示すとおりとする。

表 2-21　ごみ分別種類及び収集頻度

分別区分	収集頻度	主な品目等
もやさないごみ	1 回/週	ビン類、アルミホイル、ポリバケツ･ポリ容器、子ども用おもちゃ、CD･カセット･ビデオテープ、刃物類、化粧ビン、プラスチックの食器類、ハブラシ、乾電池、靴類、なべ、かばん、ベルト、陶器類、スプレー缶、ガラスコップ、小型家電製品　等
有害ごみ	1 回/週	ライター、ボタン電池、電球･蛍光灯　等
もやすごみ	1 回/週	古紙類（段ボール・雑誌・新聞紙等はリサイクル）、紙の菓子容器、コーヒーのかす、掃除機のパック、紙オムツ等、煙草の吸い殻、古着、紙くず・ティッシュ　等
資源ごみ	1 回/週	ペットボトル類、プラスチック･ビニール類、カン類　等
粗大ごみ	2 回/月	木･角材･板類、タンス、自転車、ストーブ、扇風機、畳、布団、ガスコンロ、机、ベッド、掃除機、クーラーボックス　等

(3) 中間処理計画

本町のごみの中間処理は、もやすごみは焼却処理、もやさないごみ、粗大ごみ及び資源ごみは破砕・選別・圧縮処理を行いリサイクル業者へ引き渡し再資源化を行う。また、生ごみは生ごみ処理設備において堆肥化を行う。

焼却施設及び生ごみ処理設備については、適正な維持管理に努め、周辺環境に配慮した管理・運営を行いつつ、現有施設の補修・更新等を適宜行うものとする。

①もやすごみ

もやすごみについては、各島（新城島除く）に整備している小型焼却炉施設により焼却処理を行うものとする。なお、焼却残渣については、最終処分場へ埋立処分を行う。

②もやさないごみ

ガラスコップ、陶器類、なべ等のもやさないごみについては、破砕・選別・圧縮処理を行い、金属等の有価物についてはリサイクル業者へ引き渡し再資源化を行う。有価物を除いた処理残渣については、最終処分場へ埋立処分を行う。

③資源ごみ

ペットボトルやプラスチック・ビニール類等の資源ごみについては、選別・圧縮処理を行い、リサイクル業者へ引き渡し再資源化を行う。

④粗大ごみ

タンス、ベッド、自転車等の粗大ごみについては、破砕・選別・圧縮処理を行い、金属等の有価物についてはリサイクル業者へ引き渡し再資源化を行う。有価物を除いた処理残渣については、最終処分場へ埋立処分を行う。

⑤有害ごみ

ボタン電池、電球・蛍光灯、ライター等の有害ごみについては、破砕・選別処理を行い、最終処分を行う。

⑥生ごみ

生ごみについては、各島に整備している生ごみ処理設備において堆肥化を行う。

(4) 最終処分計画

本町の一般廃棄物の最終処分は、西表島にある竹富町リサイクルセンター 埋立処分地施設において行う。

(5) 大規模災害時の廃棄物処理について

台風や地震等の大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定される。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、「竹富町地域防災計画」や「災害廃棄物対策指針」(平成 26 年 3 月、環境省) 等に基づき、災害廃棄物処理計画の策定を行っているところである。

当該計画では災害廃棄物への対策方針として、災害廃棄物処理を円滑に実施し、災害からの復旧・復興をいち早く行うため、県、市町村が、民間事業者、他都道府県、国、ボランティア団体や地域住民の協力を得ながら、一体となって処理にあたるものとしている。

また、災害廃棄物処理の広域的な相互協力体制を例示し、その体制整備に向け関係各所との調整を行っていくものとしている。

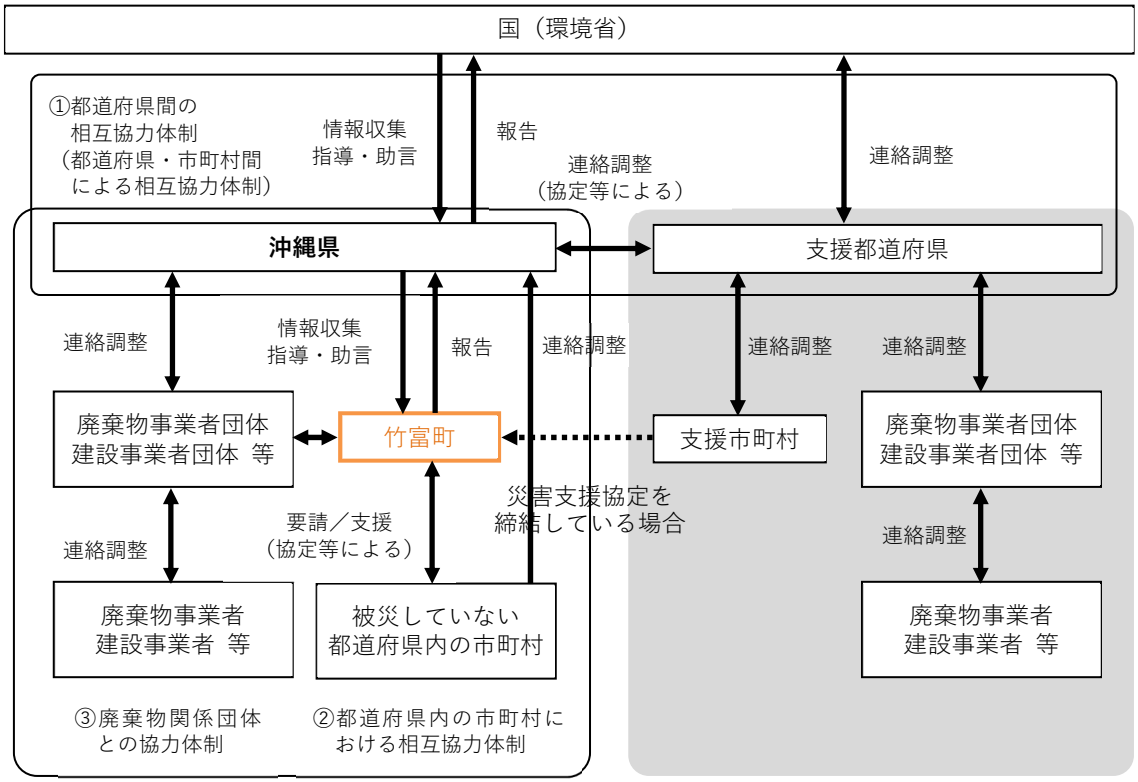

出典：竹富町災害廃棄物処理計画（策定中）より

図 2-24　災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）

（6）ごみ処理施設の整備に関する計画

①焼却施設

焼却施設は現在、竹富島、黒島、小浜島、西表島、鳩間島及び波照間島に整備されており、当面は現施設を継続的に使用していく。ただし、各施設ともに老朽化が進行しつつあり、施設更新について検討を行うものとする。

なお、これらの焼却施設については、適正な維持管理を行いつつ、可能な限り長期的に使用していく。

②資源化施設（リサイクル施設）

資源化施設は、竹富町リサイクルセンター（西表島）内に整備されており、当面は現施設を継続的に使用していく。

当該資源化施設については適正な維持管理を行いつつ、可能な限り長期的に使用していく。

③最終処分場

最終処分場は、竹富町リサイクルセンター（西表島）内に整備されており、令和元年度現在の残余容量は 18,621m^3 となっている。当面は当該施設を継続的に使用していく。

最終処分場については、適正な維持管理及び最終処分量の低減を図っていくものとし、可能な限り長期的に使用していく。

資 料 編

資料編 目次

1．竹富町の概要…… 1

（1）竹富町の自然条件…… 1

（2）竹富町の社会条件…… 4

2．ごみ処理等行政の動向…… 9

（1）環境基本法…… 10

（2）循環型社会形成推進基本法…… 10

（3）廃棄物処理法…… 12

（4）資源有効利用促進法…… 24

（5）容器包装リサイクル法…… 25

（6）家電リサイクル法…… 26

（7）小型家電リサイクル法…… 27

（8）食品リサイクル法…… 28

（9）建設リサイクル法…… 30

（10）自動車リサイクル法 …… 31

（11）グリーン購入法 …… 32

（12）環境保全に係る関係法令 …… 33

（13）廃棄物処理施設設置等に係る関係法令 …… 42

3．沖縄県内の一般廃棄物処理状況…… 43

（1）ごみ処理状況…… 43

（2）し尿及び浄化槽汚泥処理状況…… 45

（3）沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況…… 49

4．不法投棄の現状と取組…… 55

（1）不法投棄の現状…… 55

（2）不法投棄防止への取組…… 60

5．用語集…… 65

1．竹富町の概要

（1）竹富町の自然条件

①竹富町の位置

竹富町は沖縄本島から南西に 450km の八重山諸島に位置し、16 の島々（有人島９つ、無人島７つ）から構成される。

総面積は 334.02km^2、東西約 42km、南北 40km の広範囲に及び、町役場を石垣島に置く特異な行政形態となっている。

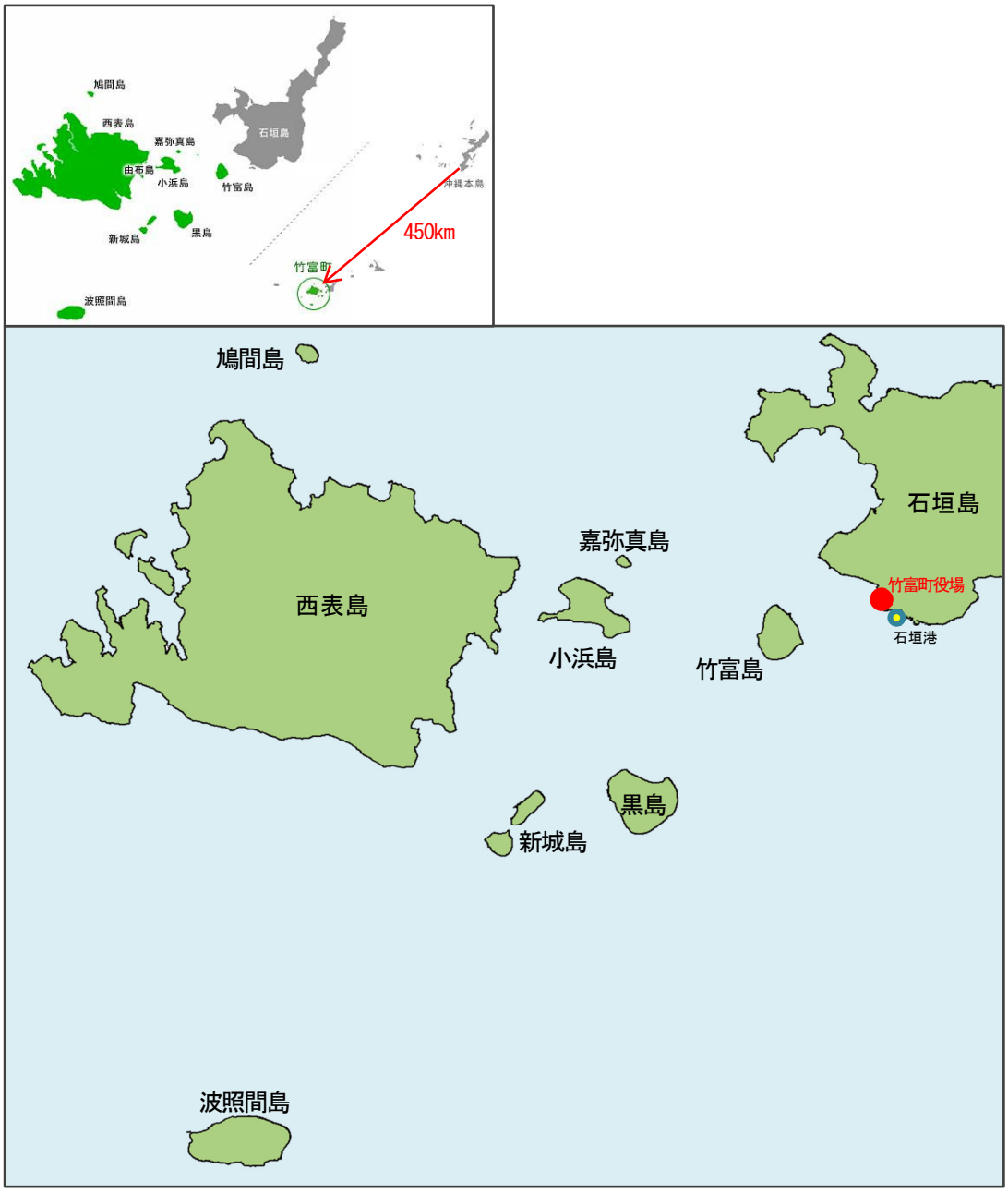

資料：竹富町ホームページ（http://www.town.taketomi.lg.jp/）

資図 1-1　位置図

②竹富町の土地利用現況

竹富町の土地利用現況を以下に示す。

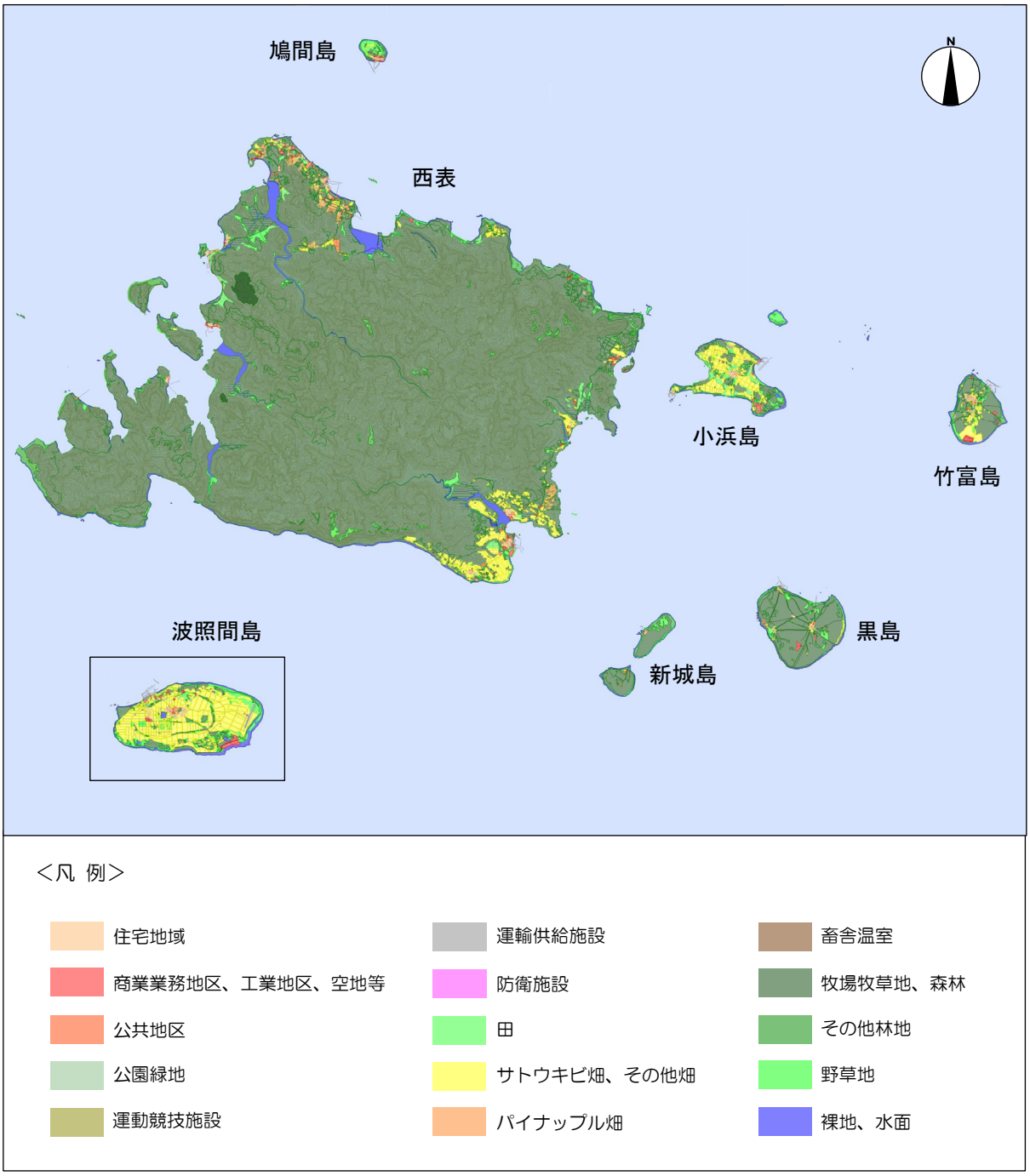

資料：沖縄県地図情報システム（http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/Portal）

資図 1-2　土地利用現況図

③気象状況

気象庁の観測地点のうち、本町内の「西表島」の気象状況について、平均的な気候の状態を示す指標である平年値に基づいて以下に述べる。

平均気温の平年値は、18.3℃から 28.9℃の範囲内にあり、１年を通して温暖な気候と言える。

また、降水量の平年値は、年間を通して各月ともに 100mm を超えており、特に梅雨時期や台風の接近が多くなる８月から 11 月にかけては降水量が 200mm を超えている。

資表 1-1　気象状況（1981 年から 2010 年までの西表島における平年値）

区分＼月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温（℃）	最高	20.4	21.4	22.8	25.1	28.3	30.2	32.1	31.1	30.1	27.6	25.0	22.1	26.4
	最低	16.3	16.7	17.6	20.1	22.7	25.1	26.5	25.8	24.8	23.0	20.5	17.7	21.4
	平均	18.3	18.9	19.9	22.5	25.2	27.4	28.9	28.3	27.3	25.1	22.7	19.5	23.7
降水量（mm）		168.9	166.0	149.2	174.6	182.1	197.8	141.6	273.6	267.7	209.1	221.2	153.1	2,304.9
風　速（m/s）		4.8	5.1	4.4	3.9	3.7	4.0	4.3	4.1	4.1	5.6	5.0	5.0	4.5
日照時間（h）		74.5	77.0	95.5	121.8	170.3	199.8	253.2	230.6	198.7	146.0	93.4	75.4	1,736.0

資料：気象庁ホームページ（http://www.jma.go.jp/jma/）

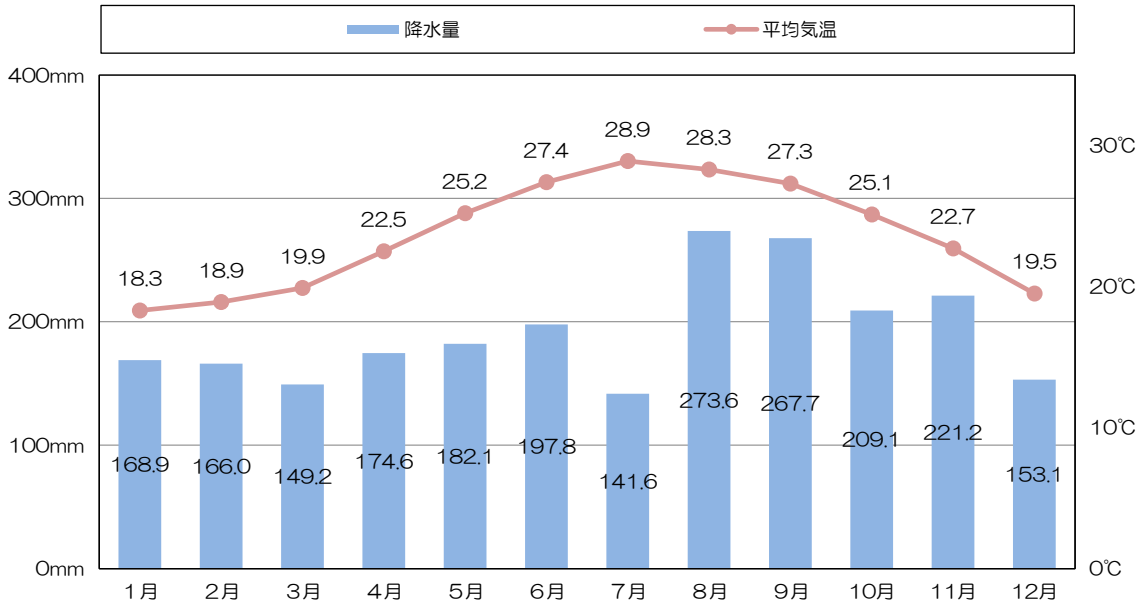

（1981 年から 2010 年までの西表島観測所における平年値）

資図 1-3　気象状況

（2）竹富町の社会条件

①竹富町の人口及び世帯数

本町の国勢調査における人口及び世帯数の推移を以下に示す。

本町の人口は平成２年から平成 17 年にかけて増加し続けていたが、その後平成 22 年度に減少し、平成 27 年度に微増している。世帯数についても同様の推移を示している。

資表 1-2　人口及び世帯数の推移

調査年	人口（人）			世帯数（世帯）	1世帯当たり人員（人/世帯）
	総人口	男子	女子		
平成２年	3,468	1,804	1,664	1,476	2.3
平成７年	3,508	1,783	1,725	1,526	2.3
平成 12 年	3,551	1,811	1,740	1,694	2.1
平成 17 年	4,192	2,131	2,061	2,137	2.0
平成 22 年	3,859	1,991	1,868	2,000	1.9
平成 27 年	3,998	2,057	1,941	2,122	1.9

資料：国勢調査（市町村別国勢調査人口の推移）　沖縄県統計資料 WEB サイト

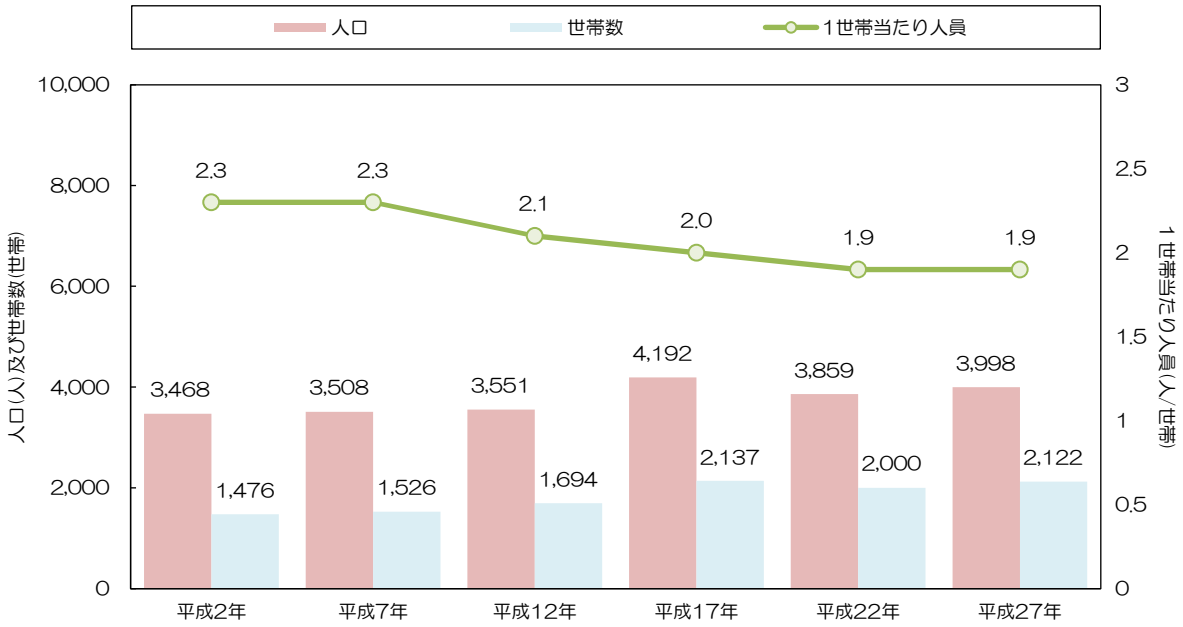

資図 1-4　人口及び世帯数の推移

②竹富町の産業別就業者数

本町の平成 7 年から平成 27 年までの産業別就業者数の推移を以下に示す。

産業別就業者数の構成比は、第 1 次産業及び第 2 次産業は年々減少し、平成 27 年には平成 7 年の半分以下まで減少している。逆に第 3 次産業は増加傾向にあり、平成 27 年には全体の約 70%となっている。

資表 1-3　産業別就業者数（15 歳以上の従業者）の推移

年別 ＼ 区分		第１次産業	第２次産業	第３次産業	その他	総数
平成７年	就業者数（人）	611	253	1,042	0	1,906
	構 成 比（%）	32.1%	13.3%	54.7%	0.0%	100.0%
平成 12 年	就業者数（人）	584	212	1,240	0	2,036
	構 成 比（%）	28.7%	10.4%	60.9%	0.0%	100.0%
平成 17 年	就業者数（人）	555	224	1,719	15	2,513
	構 成 比（%）	22.1%	8.9%	68.4%	0.6%	100.0%
平成 22 年	就業者数（人）	407	150	1,574	137	2,268
	構 成 比（%）	17.9%	6.6%	69.4%	6.0%	100.0%
平成 27 年	就業者数（人）	349	112	1,651	226	2,338
	構 成 比（%）	14.9%	4.8%	70.6%	9.7%	100.0%

※「その他」は分類不能の産業。
資料：国勢調査（e-Stat 政府統計の総合窓口）

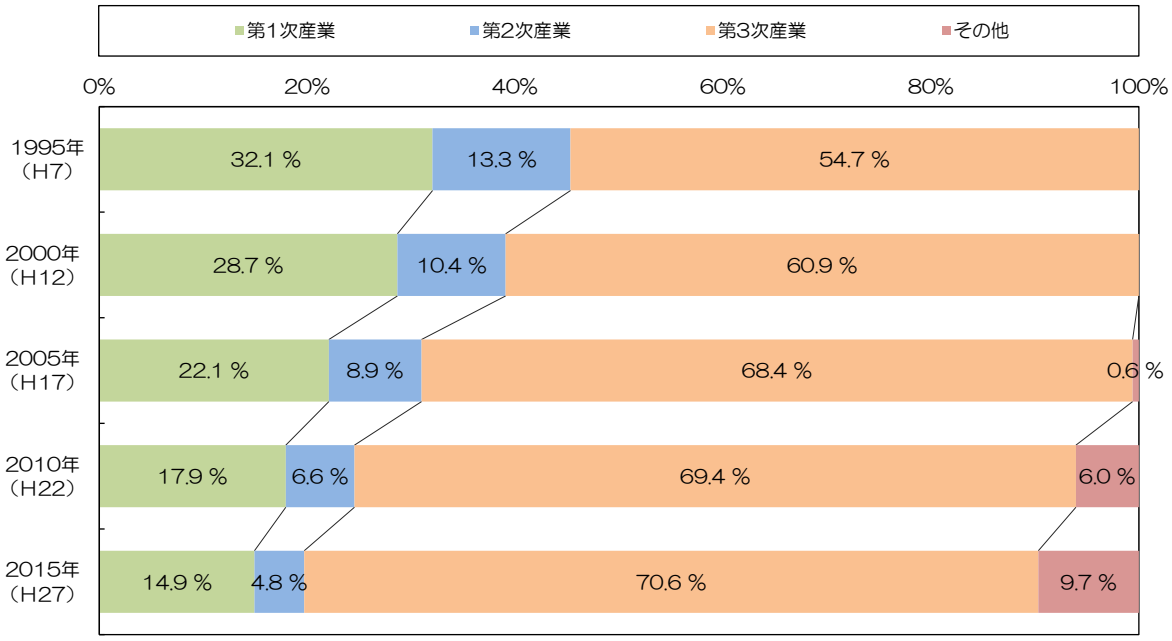

資図 1-5　産業別就業者数（15 歳以上の従業者）の推移

③竹富町の産業分類別事業所数

本町の産業分類別事業所数の推移を以下に示す。

事業所数は、平成 23 年から平成 28 年にかけて多少の増減はあるものの、ほぼ一定値で推移している。

平成 28 年における事業所数で最も多い産業は「宿泊業、飲食サービス業」（38.5%）となっており、次いで、「生活関連サービス業、娯楽業」（14.4%）、「卸売業、小売業」（13.4%）となっている。

資表 1-4　産業分類別事業所数の推移　（単位：事業所）

産業分類	平成 23 年		平成 26 年		平成 28 年	
全産業	432		438		403	
A　農業、林業	6	（1.4%）	7	（1.6%）	6	（1.5%）
B　漁業	2	（0.5%）	2	（0.5%）	2	（0.5%）
C　鉱業、採石業、砂利採取業	0	（0.0%）	0	（0.0%）	0	（0.0%）
D　建設業	15	（3.5%）	11	（2.5%）	11	（2.7%）
E　製造業	28	（6.5%）	26	（5.9%）	25	（6.2%）
F　電気･ガス･熱供給･水道業	1	（0.2%）	1	（0.2%）	1	（0.2%）
G　情報通信業	0	（0.0%）	0	（0.0%）	0	（0.0%）
H　運輸業、郵便業	41	（9.5%）	38	（8.7%）	36	（8.9%）
I　卸売業、小売業	58	（13.4%）	63	（14.4%）	54	（13.4%）
J　金融業、保険業	2	（0.5%）	0	（0.0%）	0	（0.0%）
K　不動産業、物品賃貸業	27	（6.3%）	22	（5.0%）	19	（4.7%）
L　学術研究、専門･技術サービス業	7	（1.6%）	9	（2.1%）	9	（2.2%）
M　宿泊業、飲食サービス業	163	（37.7%）	164	（37.4%）	155	（38.5%）
N　生活関連サービス業、娯楽業	57	（13.2%）	65	（14.8%）	58	（14.4%）
O　教育、学習支援業	7	（1.6%）	6	（1.4%）	5	（1.2%）
P　医療、福祉	2	（0.5%）	6	（1.4%）	5	（1.2%）
Q　複合サービス事業	7	（1.6%）	9	（2.1%）	9	（2.2%）
R　サービス業（他に分類されないもの）	8	（1.9%）	9	（2.1%）	8	（2.0%）

資料：経済センサス（e-Stat 政府統計の総合窓口）

④竹富町の主要道路

本町には、一般県道が４路線整備されている。

資表 1-5　竹富町の主要道路

道路種類	路 線 名	総延長（m）	重用（m）	未供用（m）	実延長（m）	簡易舗装率（%）	改良済延 長（m）	未改良延 長（m）
一般県道	白浜南風見線	50,352	0	0	50,352	100	50,352	0
	白浜南風見線（旧）	3,686	0	0	3,686	94.4	0	3,686
	小浜港線	1,536	0	0	1,536	100	1,536	0
	黒島港線	2,438	0	0	2,438	100	2,438	0
	黒島港線（旧）	384	0	0	384	100	384	0

資料：「道路施設現況調書（平成 30 年度）」沖縄県土木建築部

⑤竹富町の定期航路

本町にかかる定期航路一覧を以下に示す。

資表 1-6　竹富町の定期航路

事業者名	航路名	航路距離	片道所要時間
八重山観光フェリー（株）	石垣～竹富	6.5 km	高： 10 分 フ： 30 分
	石垣～小浜	17.7 km	高： 25 分 フ： 75 分
	石垣～黒島	18.5 km	高： 25 分 フ： 80 分
	石垣～大原	31.4 km	高： 35 分 フ：110 分
	石垣～大原 ～竹富 ～石垣	31.4 km 29.0 km 6.5 km	高： 35 分 高： 40 分 高： 10 分
	石垣～上原	38.7 km	高： 40 分
	石垣～鳩間 ～上原 ～石垣	38.3 km 12.5 km 38.7 km	高　　フ 40 分　130 分 10 分　 30 分 40 分　140 分
	石垣～小浜 ～大原 ～小浜 ～竹富 ～小浜 ～石垣	17.7 km 25.3 km 25.3 km 14.0 km 14.0 km 17.7 km	高： 25 分 高： 30 分 高： 30 分 高： 20 分 高： 20 分 高： 25 分
（有）安栄観光	石垣～竹富	6.5 km	高： 10 分 フ： 20 分
	石垣～黒島	18.5 km	高： 25 分 フ： 40 分
	石垣～大原	31.4 km	高： 35 分 フ： 60 分
	石垣～上原	38.7 km	高： 40 分 フ：100 分
	石垣～小浜	20.5 km	高： 25 分 フ： 45 分
	石垣～鳩間 ～上原 ～石垣	38.1 km 7.1 km 39.0 km	高　　フ 40 分　80 分 10 分　15 分 40 分　80 分
	石垣～小浜 ～竹富 ～石垣	20.5 km 14.0 km 6.5 km	高： 25 分 高： 25 分 高： 10 分
	石垣～波照間	52.0 km	高： 60 分 フ：180 分

事業者名	航路名	航路距離	片道所要時間
石垣島ドリーム観光（株）	石垣～竹富	6.4 km	高：10 分 フ：15 分
	石垣～小浜	19.3 km	高：25 分 フ：30 分
	石垣～黒島	19.7 km	高：30 分 フ：35 分
	石垣～大原	31.1 km	高：35 分 フ：45 分
	石垣～鳩間 ～上原 ～鳩間 ～石垣	38.1 km 7.6 km 7.6 km 38.1 km	フ：55 分 フ：15 分 フ：15 分 フ：55 分
	石垣～大原 ～小浜 ～石垣	31.1 km 32.0 km 19.3 km	高：35 分 高：35 分 高：25 分
	石垣～大原 ～竹富 ～石垣	31.1 km 29.1 km 6.4 km	高：35 分 高：35 分 高：10 分
	石垣～小浜 ～竹富 ～石垣	19.3 km 17.5 km 6.4 km	高：25 分 高：30 分 高：10 分
（有）船浮海運	船浮～白浜	3.5 km	10 分
（資）浦内川観光	浦内川河口船着き場～上流終点軍艦岩往復	8.0 km	30 分

※航路距離及び片道所要時間の欄の「高」は高速船、「フ」はフェリーである。

資料：「運輸要覧（令和２年度）」沖縄総合事務局運輸部（http://www.ogb.go.jp/unyu/index.html）

資料：「運輸要覧（平成 30 年度）」沖縄総合事務局運輸部（http://www.ogb.go.jp/unyu/index.html）

資図 1-6　竹富町の定期航路略図

2. ごみ処理等行政の動向

循環型社会の形成を推進するため、以下に示す法令に基づき、各種施策が実施されている。

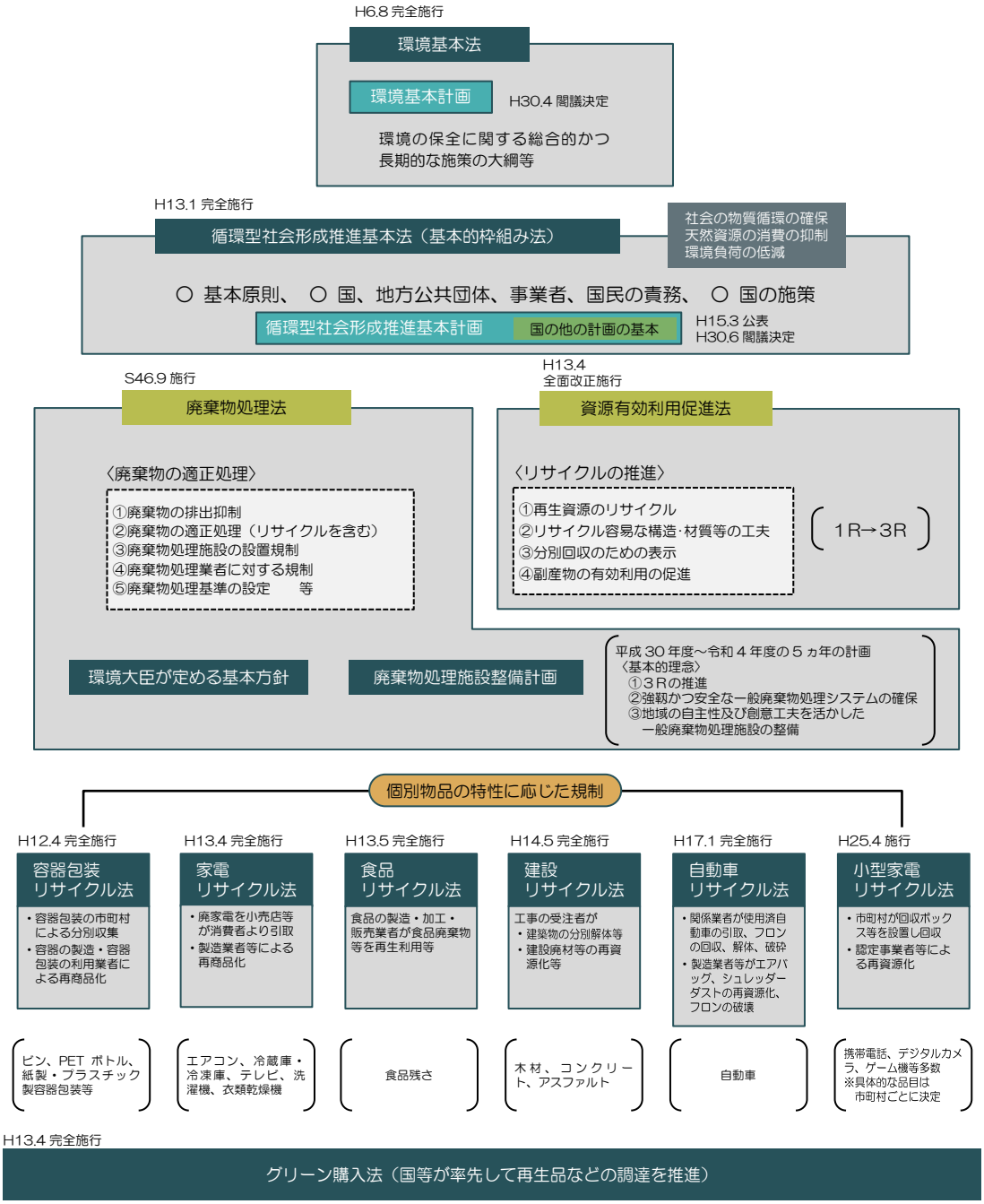

資料：「環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成23年度版）環境省」を基に一部変更を行っている。

資図2-1　循環型社会の形成の推進に係る法令

（1）環境基本法

「環境基本法」は、幅広い環境政策の総合的な枠組みを定めるものとして平成５年に成立しており、従来の「公害対策基本法」に「自然環境保全法」の理念部分等を加えたものとなっている。

この法律では、環境の保全について基本理念を定め、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境保全に関する施策を推進するものとしている。また、同法に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱となる「環境基本計画」が策定されており、現在は平成 30 年４月に閣議決定した「第五次環境基本計画」となっている。

（2）循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」は、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のあり方や、国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた「循環型社会」を形成するため、平成 12 年 6 月に公布され、平成 13 年１月に施行されている。

この法律では、対象物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的にとらえ、製品等が廃棄物等となることの抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」としてとらえ直し、その適正な循環的利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべきこと、循環的な利用が行われないものは適正に処分することを規定し、これにより「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」である「循環型社会」を実現することとしている。

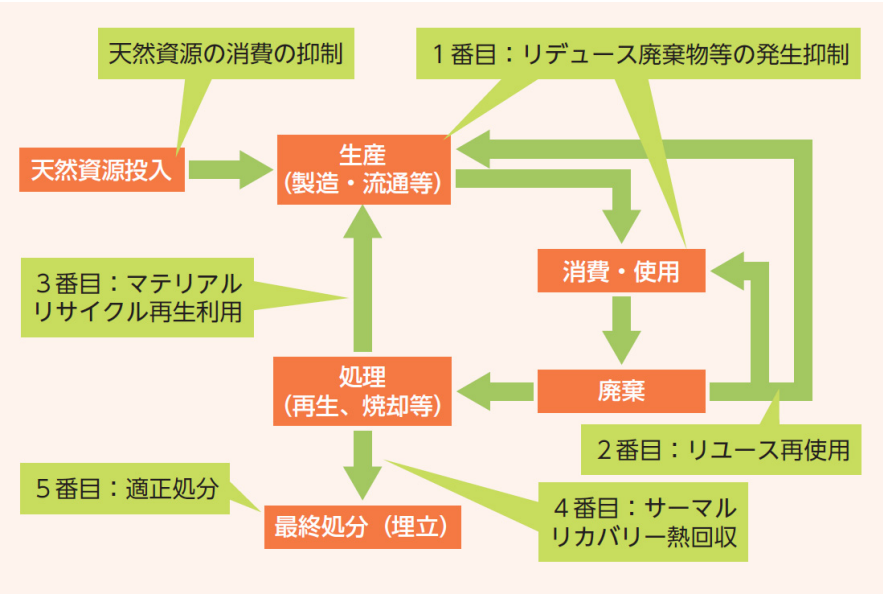

資料：環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（平成26年版）環境省

資図 2-2　循環型社会の姿

資表 2-1　循環型社会形成推進基本法の概要

循環型社会形成推進基本法の概要

1．形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

2．法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。

3．処理の「優先順位」を初めて法定化

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分 の優先順位。

4．国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。

（1）事業者・国民の「排出者責任」を明確化。

（2）生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

5．政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。

（1）原案は、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。

（2）計画の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。

（3）計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定。

（4）計画の閣議決定があったときは、これを国会に報告。

（5）計画の策定期限、５年ごとの見直しを明記。

（6）国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

6．循環型社会の形成のための国の施策を明示

○ 廃棄物等の発生抑制のための措置

○「排出者責任」の徹底のための規制等の措置

○「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）

○ 再生品の使用の促進

○ 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

資料：環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/）

（3）廃棄物処理法

①廃棄物処理法の概要

正式な名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」といい、昭和 45 年の第 64 回臨時国会（いわゆる「公害国会」）において、他の公害関係立法とともに成立している。

法の目的は、法の成立時は廃棄物の適正処理や公衆衛生の向上が主なものであったが、現在では廃棄物の排出抑制や分別、再利用等を推進することの重要性を鑑み、これらの概念についても目的として追加されている。

資表 2-2　廃棄物処理法の概要

目　　的	①廃棄物の排出抑制、②廃棄物の適正な処理（運搬、処分、再生等）、③生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ること	
定　　義	廃棄物 ○汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの（放射性物質等を除く）	
	一般廃棄物	産業廃棄物
	○産業廃棄物以外の廃棄物	○事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の廃棄物
	特別管理一般廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある一般廃棄物	特別管理産業廃棄物 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある産業廃棄物
処理責任等	○市町村が自ら作成した一般廃棄物処理計画に従って、生活環境の保全上の支障が生じないうちに行う	○事業者が、その責任において、自ら又は許可業者への委託により行う
処　理　業（収集運搬業又は処分業）	○市町村長の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合し、申請内容が一般廃棄物処理計画に適合する場合に許可	○都道府県知事の許可制 ○施設及び申請者の能力が基準に適合する場合等に許可
指導監督	○市町村長による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令等
処理施設	○都道府県知事の許可制（ただし市町村が設置する場合は届出） ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可	○都道府県知事の許可制 ○設置計画が構造基準に適合し、設置計画及び維持管理計画が周辺地域の生活環境の保全に適正に配慮されたものである場合は許可
指導監督	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査	○都道府県知事による報告徴収、立入検査、改善命令等 ○都道府県知事による定期検査
輸出入規制	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要	○国内処理原則により、輸出には環境大臣の確認が必要 ○適正処理確保の観点から、輸入には環境大臣の許可が必要
再生利用に係る特例	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要	○生活環境保全上支障のない一定の再生利用について環境大臣の認定を受けた場合には、処理業及び処理施設の設置の許可は不要
広域的処理に係る特例	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要	○一定の広域的な処理について環境大臣の認定を受けた場合は、廃棄物処理業の許可は不要
投棄禁止	○何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない	
焼却禁止	○何人も、処理基準に従って行う場合等を除き、廃棄物を焼却してはならない	
罰　　則	○不法投棄・不法焼却の場合、５年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又はその併科 （法人によるものは、３億円以下の罰金）	

資料：循環型社会白書（平成 18 年版）環境省

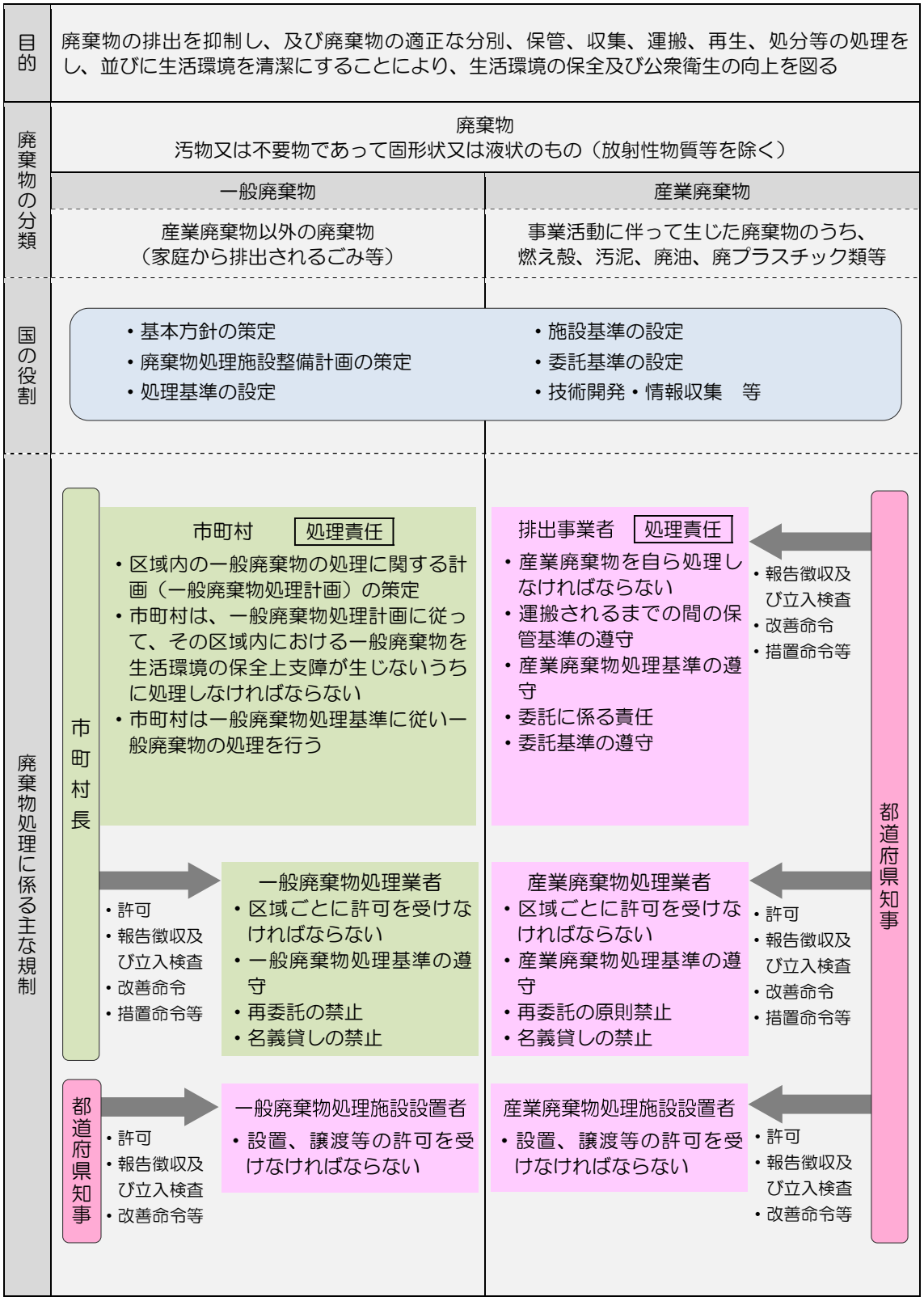

資料：循環型社会白書（平成 18 年版）環境省

資図 2-3　廃棄物処理法のしくみ

②関係者の責務と役割

廃棄物処理法では、廃棄物の処理に係る関係者（国民、事業者、地方公共団体及び国）の責務を定めている。

以下に廃棄物処理法に定められた各関係者の責務を示す。

資表 2-3　廃棄物処理に係る関係者の責務

国　　民	… 廃棄物の排出の抑制や再生利用を図ること等により、廃棄物の減量その他の適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
事 業 者	… 事業者の製造する製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正処理が困難とならないようにするための具体的措置として、処理の困難性を自ら評価し適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うこと、適正な処理の確保等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならないこと等。
市 町 村	… ①一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、その適正な処理に必要な措置を講ずるよう務めること等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
都道府県	… ①市町村に対し、一般廃棄物の処理等に係る市町村の責務が十分に果たされるよう必要な技術的援助を与えることに務めるとともに、都道府県の区域内における産業廃棄物の適正な処理が行われるよう必要な措置を講ずることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。
国	… ①廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の促進を図るとともに、市町村及び都道府県に対し、その責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに務めなければならないこと等。 ②廃棄物の排出の抑制等に関し、積極的に啓発活動に務めなければならない。

また、廃棄物処理における市町村の役割として主に以下の事項がある。

- ○ 一般廃棄物処理事業の実施（第４条第１項）
- ○ 国民及び事業者への廃棄物の減量等に関する意識啓発（第４条第４項）
- ○ 一般廃棄物処理計画の策定（第６条第１項）
- ○ 一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物処理事業の実施（第６条の２第１項）
- ○ 多量排出事業者に対する減量計画作成等の指示（第６条の２第５項）
- ○ 一般廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可（第７条第 1､６項）

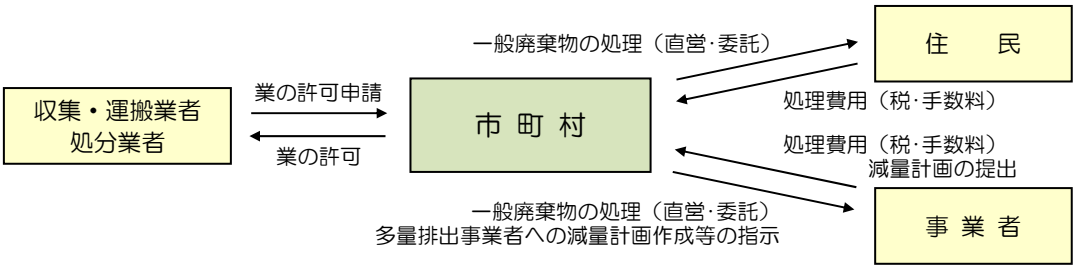

資図2-4　一般廃棄物の処理における市町村の主な役割

③廃棄物の区分

廃棄物処理法では、廃棄物とは自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったものであって、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、糞尿等の汚物または不要物で、固形状または液状のものをいう。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象となっている。

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の２つに区分されている。

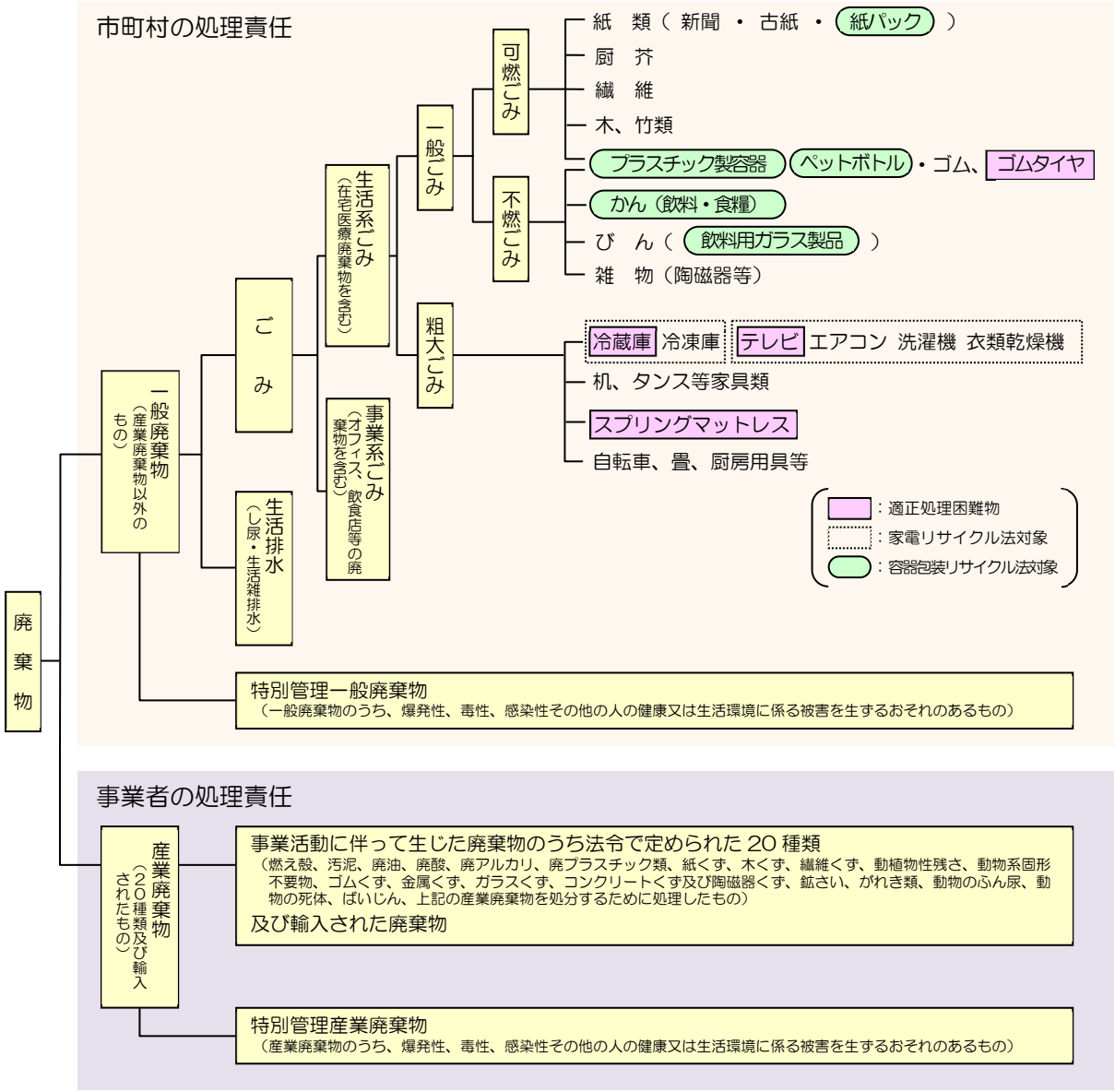

※「一般廃棄物」の区分は性状による一般的な区分を示しており、特定の市町村等の分別区分を示すものではない。

資図2-5　廃棄物の区分

④一般廃棄物の種類

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことである。

主に家庭から発生する生活系ごみ、オフィスや飲食店から発生する産業廃棄物以外の事業系ごみを含む。さらにごみは一般ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ等）と粗大ごみに分けられ、品目によって容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等の適用を受ける。また、この他、し尿（生活排水）も一般廃棄物である。

⑤産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、その性状及び量的な観点から、市町村において適正な処理が困難であると考えられる廃棄物であり、法で定められた６種類と政令で定められた 14 種類の合計 20 種類の廃棄物のことである。

資表2-4　産業廃棄物の種類

	種　類	内　　容	業種指定
法律	1．燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、産業廃棄物の焼却残さ	
	2．汚泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工場の排水処理汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、炭酸カルシウムかす等	
	3．廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ、タンクスラッジ等	
	4．廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機塩酸類等、すべての酸性廃液	
	5．廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液等、すべてのアルカリ性廃液	
	6．廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、固形状液状のすべての合成高分子系化合物	
政令	7．紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る	有
	8．木くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材、木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	9．繊維くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る	有
	10．動物又は植物に係る固形状の不要物	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11．獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	と畜場で解体等をした獣畜や、食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	有
	12．ゴムくず	天然ゴムくず	
	13．金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くず等	
	14．ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず等	
	15．鉱さい	高炉・平炉・電気炉等の溶解炉のかす、キューポラのノロ、ボタ、不良石炭、紛灰かす等	
	16．がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	
	17．動物のふん尿	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等のふん尿	有
	18．動物の死体	畜産業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり等の死体	有
	19．ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設または、上記1～18の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
	20．その他	上記１～19に掲げる産業廃棄物または輸入された廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

資料：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２条、施行令第２条

⑥特別管理廃棄物の種類

特別管理廃棄物は、平成３年７月に施行された改正廃棄物処理法によって定められたものであり、爆発性、毒性、感染性等の性状を有し、その処理等に伴い人体や環境に悪影響を与えるおそれがある一般廃棄物及び産業廃棄物とされている。それぞれ、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」に区分されている。

資表 2-5　特別管理廃棄物の種類

区分	主な分類		概　　要
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品		廃エアコン・廃テレビ・廃電子レンジに含まれる PCB を使用する部品
	廃水銀		水銀使用製品が一般廃棄物となったものから回収したもの
	ばいじん		ごみ処理施設のうち、集じん施設によって集められたもの
	ばいじん、燃え殻、汚泥		ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたものでダイオキシン類を含むもの
	感染性一般廃棄物		医療機関等から排出される一般廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
特別管理産業廃棄物	廃油		揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く）
	廃酸		著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸
	廃アルカリ		著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	廃 PCB 及び PCB を含む廃油
		PCB 汚染物	PCB が染みこんだ汚泥、PCB が塗布され若しくは染みこんだ紙くず、PCB が染みこんだ木くず若しくは繊維くず、PCB が付着・封入されたプラスチック類若しくは金属くず、PCB が付着した陶磁器くず若しくはがれき類
		PCB 処理物	廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの
		廃水銀等	水銀使用製品の製造の用に供する施設等において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
		指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥
		鉱さい	重金属等を一定濃度以上含むもの
		廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉塵（じん）発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
		燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		ばいじん	重金属等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの
		廃油	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの
		汚泥、廃酸、廃アルカリ	重金属等、PCB、有機塩素化合物、農薬等、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度以上含むもの

資料：環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（令和2年版）環境省

ア．PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは工業製品としてさまざまな用途に用いられてきたが、毒性がある物質であることが明らかになり、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、平成13年にPCB廃棄物処理特別措置法が制定され、15年後の平成28年までに処理を終えることとされていたが、平成24年の法改正により令和9年までに処理を終えるよう期限の見直しが行われている。

また、平成26年のPCB廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度PCB廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

資表 2-6　ＰＣＢ廃棄物の保管状況　（令和２年３月 31 日現在）

廃棄物の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業場数	保管量	事業場数	保管量	事業場数	保管量
変圧器（トランス）	269	約 1,100 台	14,076	約 43,000 台	715	約 1,800 台
コンデンサー（3kg 以上）	7,261	約 33,000 台	5,333	約 21,000 台	803	約 2,600 台
コンデンサー（3kg 未満）	1,621	約 880,000 台	1,475	約 100,000 台	239	約 14,000 台
柱上変圧器（柱上トランス）	―	― 台	244	約 170,000 台	16	約 600 台
安定器	9,383	約 2,100,000 個	578	約 65,000 個	761	約 51,000 個
PCBを含む油	423	約 440 トン	2,040	約 14,000 トン	94	約 13 トン
感圧複写紙	72	約 38 トン	75	約 160 トン	11	約 850 トン
ウエス	809	約 120 トン	1,210	約 270 トン	112	約 30 トン
OF ケーブル	―	― トン	62	約 1,300 トン	0	0 トン
汚泥	82	約 530 トン	205	約 5,900 トン	35	約 320 トン
塗膜	9	約 5 トン	286	約 4,300 トン	3	約 0.26 トン
その他の機器	221	37,957 台	3,192	20,391 台	164	619 台
その他	1,300	約 967 トン	3,036	約 13,684 トン	286	約 266 トン

資料：PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和元年度）について（環境省）

資表 2-7　ＰＣＢ使用製品の所有状況　（令和２年３月 31 日現在）

製品の種類	高濃度		低濃度		濃度不明	
	事業場数	所有量	事業場数	所有量	事業場数	所有量
変圧器（トランス）	56	約 120 台	10,963	約 39,000 台	1,697	約 4,500 台
コンデンサー（3kg 以上）	809	約 1,600 台	1,132	約 5,300 台	2,015	約 3,800 台
コンデンサー（3kg 未満）	66	約 4,300 台	325	約 8,400 台	114	約 1,200 台
柱上変圧器（柱上トランス）	―	― 台	103	約 11,000 台	8	9 台
安定器	1,429	約 69,000 個	―	― 個	275	約 11,000 個
PCBを含む油	12	約 2 kg	82	約 270,000 kg	9	約 22 kg
感圧複写紙	0	0 kg	0	0 kg	0	0 kg
ウエス	1	約 11 kg	3	約 4,000 kg	0	0 kg
OF ケーブル	―	― kg	88	約 430,000 kg	0	0 kg
汚泥	1	約 23 kg	3	約 11,000 kg	0	0 kg
塗膜	1	0 kg	100	約 710,000 kg	4	0 kg
その他の機器	14	95 台	1,438	6,849 台	176	646 台
その他	21	2,375 kg	302	1,799,149 kg	71	4,309 kg

資料：PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和元年度）について（環境省）

イ．ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼の過程等で自然に生成する物質（副生成物）であり、ダイオキシン類の約200種のうち、29種類に毒性があるとみなされている。

ダイオキシン類の現在の発生源は製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガス等のさまざまな発生源があるが、主な発生源はごみ焼却による燃焼であるといわれている。

昭和58年11月に都市ごみ焼却炉の灰からダイオキシン類を検出したと新聞紙上で報じられたことが契機となって、ダイオキシン問題に大きな関心が向けられるようになる。

ダイオキシン類対策は平成11年3月に策定されたダイオキシン対策推進基本指針と、平成11年7月に成立したダイオキシン類対策特別措置法の２つを基に進められている。

資表 2-8　ダイオキシン類の事業分野別の推計排出量及び削減目標量

事業分野	当面の間における削減目標量（g-TEQ/年）	推計排出量（g-TEQ/年）		
		平成9年	平成15年	平成30年
1　廃棄物処理分野	106	7,205～7,658	219～244	56
（1）一般廃棄物焼却施設	33	5,000	71	20
（2）産業廃棄物焼却施設	35	1,505	75	18
（3）小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）	22	―	37	9.6
（4）小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）	16	700～1,153	35～60	8.5
2　産業分野	70	470	150	59
（1）製鋼用電気炉	31.1	229	81.5	28.7
（2）鉄鋼業焼結施設	15.2	135	35.7	11.5
（3）亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉）	3.2	47.4	5.5	1.7
（4）アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）	10.9	31.0	17.4	9.7
（5）その他の施設	9.8	27.3	10.3	6.9
3　その他	0.2	1.2	0.6	0.1
合　計	176	7,676～8,129	369～395	115

注１：平成9年及び平成15年の排出量は毒性等価係数としてWHO-TEF（1998）を、平成30年の排出量及び削減目標量は可能な範囲でWHO-TEF（2006）を用いた値で表示した。

２：削減目標量は、排出ガス及び排水中のダイオキシン類削減措置を講じた後の排出量の値。

３：前回計画までは、小型廃棄物焼却炉等については、特別法規制対象及び対象外を一括して目標を設定していたが、今回から両者を区分して目標を設定することとした。

４：「3 その他」は下水道終末処理施設及び最終処分場である。前回までの削減計画には火葬場、たばこの煙及び自動車排出ガスを含んでいたが、平成26年の計画では目標設定対象から除外した（このため、過去の推計排出量にも算入していない）。

資料：環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（令和2年版）環境省

ウ．感染性廃棄物

感染性廃棄物とは、環境省の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」によると、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」とされている。

以下に、医療関係機関等から発生する主な廃棄物と感染性廃棄物の判断基準及びその判断フローを示す。

資表 2-9　医療関係機関等から発生する主な廃棄物

種　類		例
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚　泥	血液（凝固したものに限る。）、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃　油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃　酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスポーザブルの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第２条第２項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物		紙くず類、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

資表 2-10　感染性廃棄物の判断基準

1　形状の観点
（1）血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。）
（2）手術等に伴って発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織、郭清に伴う皮膚等）
（3）血液等が付着した鋭利なもの
（4）病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

2　排出場所の観点
感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室（以下「感染症病床等」という。）において治療、検査等に使用された後、排出されたもの

3　感染症の種類の観点
（1）感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
（2）感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等（ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。）

通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

資料：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 30 年３月）環境省

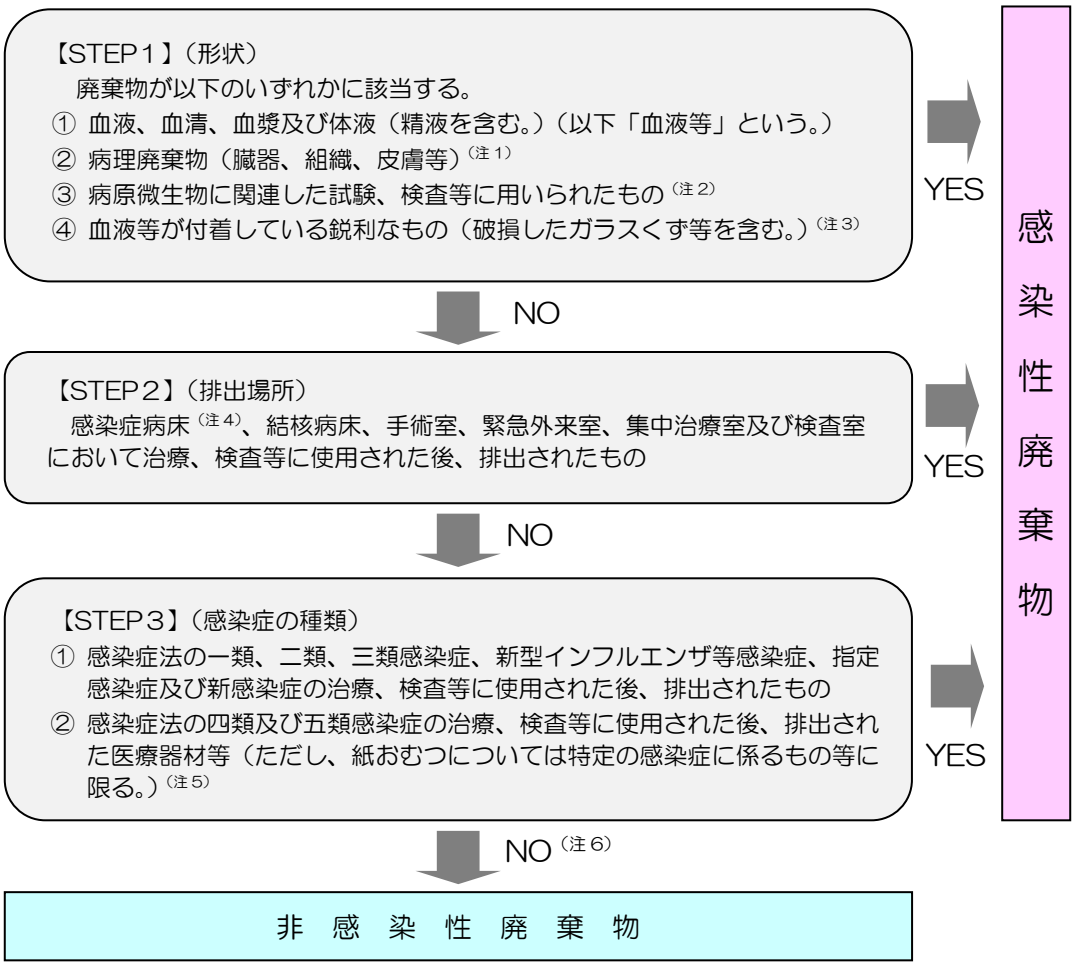

（注）次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
- 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
- 血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）

（注１）ホルマリン漬臓器等を含む。

（注２）病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注３）医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイヤル等

（注４）感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床

（注５）医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注６）感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

資料：廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成 30 年３月）環境省

資図 2-6　感染性廃棄物の判断フロー

⑦在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、在宅医療に関わる医療処置に伴い家庭から排出される廃棄物をいい、廃棄物処理法上、市町村が処理責任を負うこととされている。

在宅医療廃棄物の処理の在り方検討会では、現段階で最も望ましい処理方法として、①注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する、②その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が考えられるとしている。

資表 2-11　主な在宅医療廃棄物の種類及び感染等への留意

分類	種類	具体例	感染等への留意※1
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類	輸液、蓄尿、CAPD、栄養剤バッグ 等 栄養剤バッグ CAPD バッグ	×
	チューブ・カテーテル類	吸引チューブ、輸液ライン 等 チューブ類 カテーテル類	
	注射筒（針以外の部分）	 使い捨てペン型 インスリン注入器 栄養剤注入器 ※針は付属しない	
	脱脂綿・ガーゼ		
鋭利ではあるが安全なしくみをもつもの	ペン型自己注射針	 （針ケース装着時）	○※2
鋭利なもの	医療用注射針、点滴針	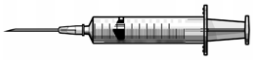 自己注射以外の医療用注射針	○

※1 「感染等への留意」は、○：取扱いによっては感染等への留意が必要なもの、×：通常、感染等への留意が不要なもの

※2 鋭利なもののうちペン型自己注射針は、針ケースを装着した場合、「感染等への留意」は「×」となる

資料：在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成 20 年 3 月）環境省

⑧適正処理困難物等の種類

適正処理困難物は本来、事業者がその処理・処分に深く係わるべきものであるとの認識から、廃棄物処理法では事業者の処理・処分に対する協力について第６条の３の規定を設けている。

家庭等から排出される一般廃棄物には様々な種類のものがあるが、この中には市町村が有する技術、設備ではその適正な処理を行うことが困難なものもあり、これらの一般廃棄物の適正な処理の実施を確保することが重要な問題となっている。廃棄物処理法第 6 条の 3 の規定は、このような一般廃棄物の処理について、一般廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得て行うことが適当であるとの認識のもと、平成３年 10 月に改正された廃棄物処理法に新たに設けられたものである。

本条の規定は、本条第 1 項に基づき厚生大臣（現環境大臣）が指定した一般廃棄物の処理について、市町村長は、当該市町村においてその処理が適正に行われることを補完するために、指定された一般廃棄物であって廃棄物となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「特定事業者」という。）に対し必要な協力を求めることができるとしたものである。

なお、市町村は、一般廃棄物の適正な処理を確保する責務を有することから、指定一般廃棄物の処理を直接に行わない場合であっても、その処理経路等について承知しておく必要があるものとされており、また、指定一般廃棄物について特定事業者が市町村に対して行う協力が円滑に行われるように努め、指定一般廃棄物について、適正な処理を確保してもらいたいとされている。

指定を行う一般廃棄物（適正処理困難物）

①廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）

②廃テレビ受像機（25型以上の大きさのものに限る。）

③廃電気冷蔵庫（250リットル以上の内容積を有するものに限る。）

④廃スプリングマットレス

（4）資源有効利用促進法

正式な名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」といい、平成３年に成立した「再生資源の利用の促進に関する法律」の抜本改正により、平成 12 年に成立、平成 13 年４月に施行された法律である。

この法律では、①副産物の発生抑制や再資源化を行うべき業種、②再生資源・再生部品を利用すべき業種、③原材料等の合理化等を行うべき製品、④再生資源または再生部品の利用の促進を行うべき製品、⑤分別回収を促進するための表示を行うべき製品、⑥自主回収・再生資源化を行うべき製品、⑦再生資源として利用することを促進すべき副産物を指定し、それぞれに係る事業者に一定の義務づけを行い、事業者の自主的な取組の促進を図っている。

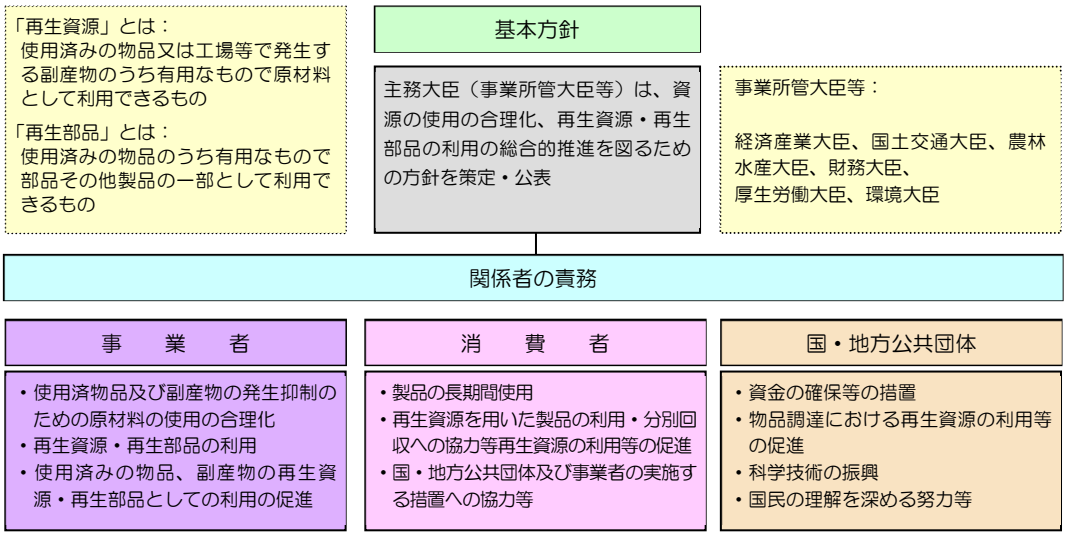

資料：循環型社会白書（平成 18 年版）環境省

資図 2-7　資源有効利用促進法の概要

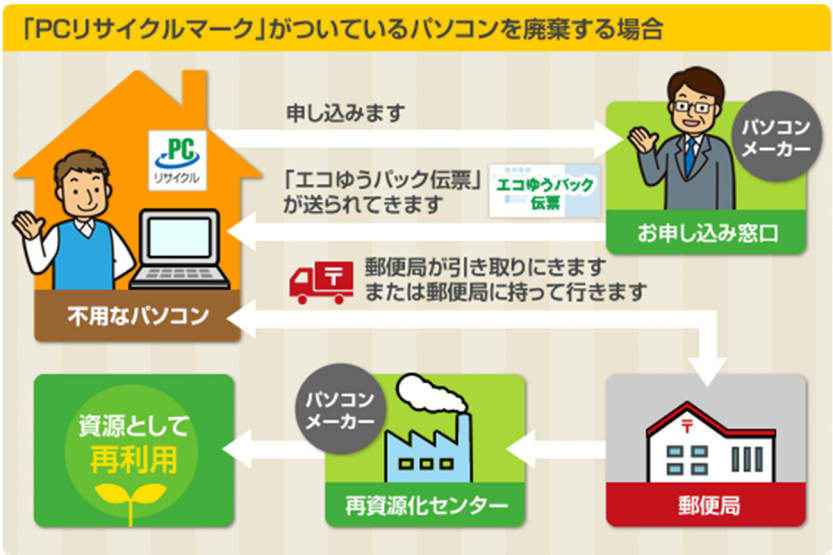

資料：一般社団法人パソコン３Ｒ推進協会ホームページ（https://www.pc3r.jp/）

資図 2-8　パソコンリサイクルの流れ

（5）容器包装リサイクル法

正式な名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、平成７年に成立した法律である。

この法律では、一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、生活系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出、市町村は分別収集、容器を製造または商品に容器包装を用いる事業者は再商品化という役割分担を定めている。

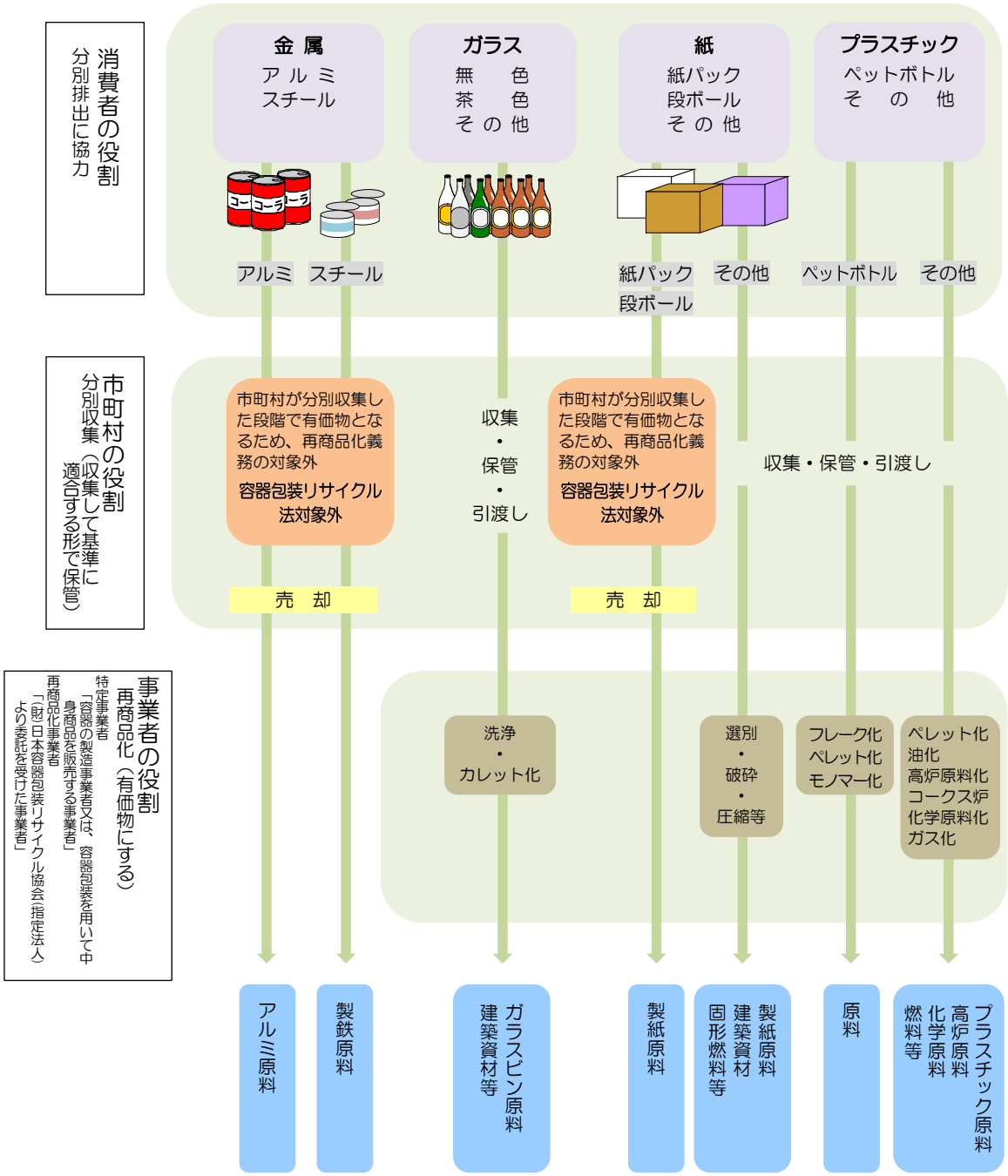

資図 2-9　容器包装リサイクル法の流れ

（6）家電リサイクル法

正式な名称は「特定家庭用機器再商品化法」といい、平成10年に成立した法律である。

家庭用電化製品の中でも特にエアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目はリサイクルする必要性が高く、その製造業者等に一定の水準以上の再商品化が義務づけられている。

平成 21 年 4 月 1 日より液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象機器に追加され、また、平成 23 年の地上デジタル放送化に伴い、平成 21 年～平成 22 年の間にブラウン管テレビの引取台数が増加している。

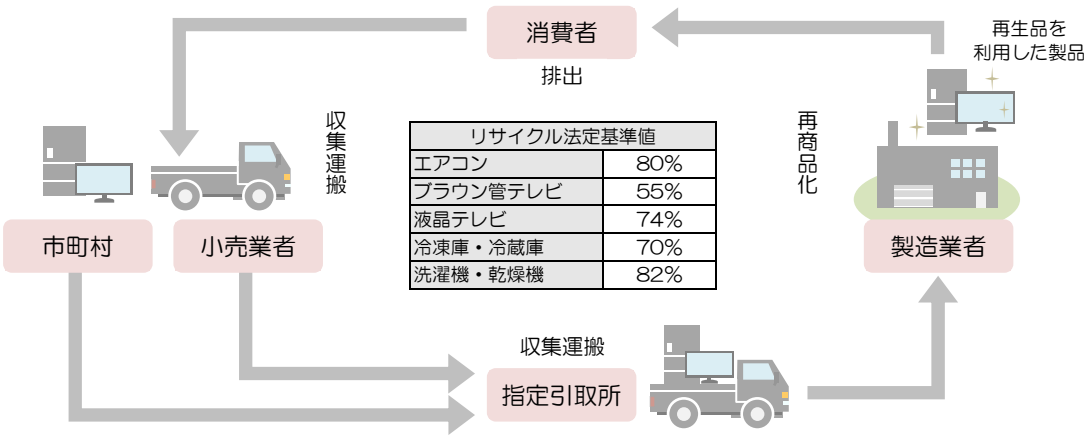

リサイクル法定基準値	
エアコン	80%
ブラウン管テレビ	55%
液晶テレビ	74%
冷凍庫・冷蔵庫	70%
洗濯機・乾燥機	82%

資図 2-10　家電リサイクル法におけるリサイクルの流れ

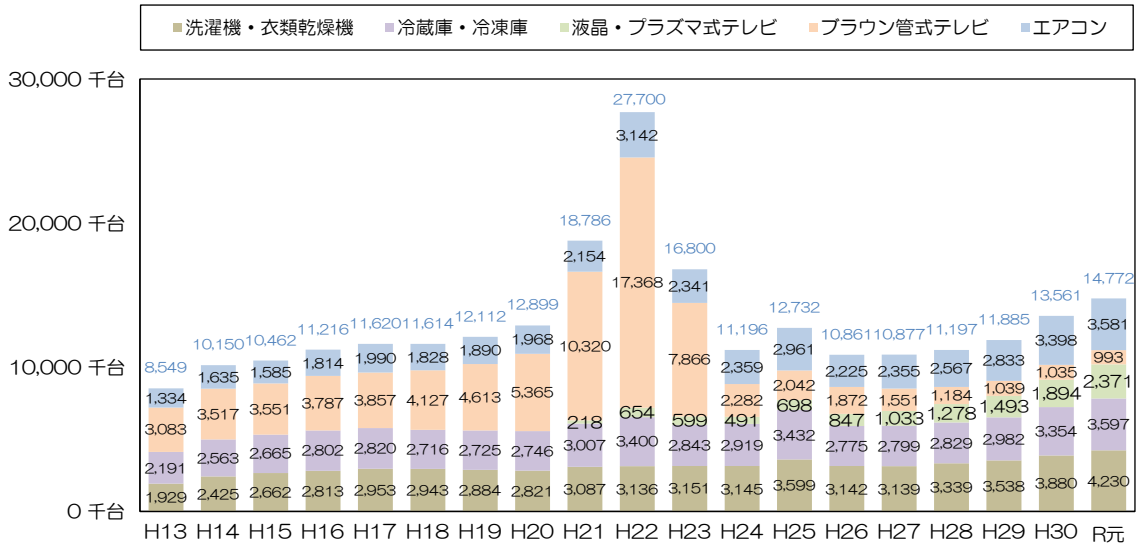

資料：家電リサイクル 年次報告書（令和元年度版）一般財団法人家電製品協会

資図 2-11　指定引取場所における引取台数の推移

（7）小型家電リサイクル法

正式な名称は「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」といい、平成 24 年に成立した法律である。

この法律では、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に使用されているレアメタルや貴金属等の再資源化を促進するための措置を講ずることによって、廃棄物の適正処理と資源の有効な利用の確保を図るものとしている。

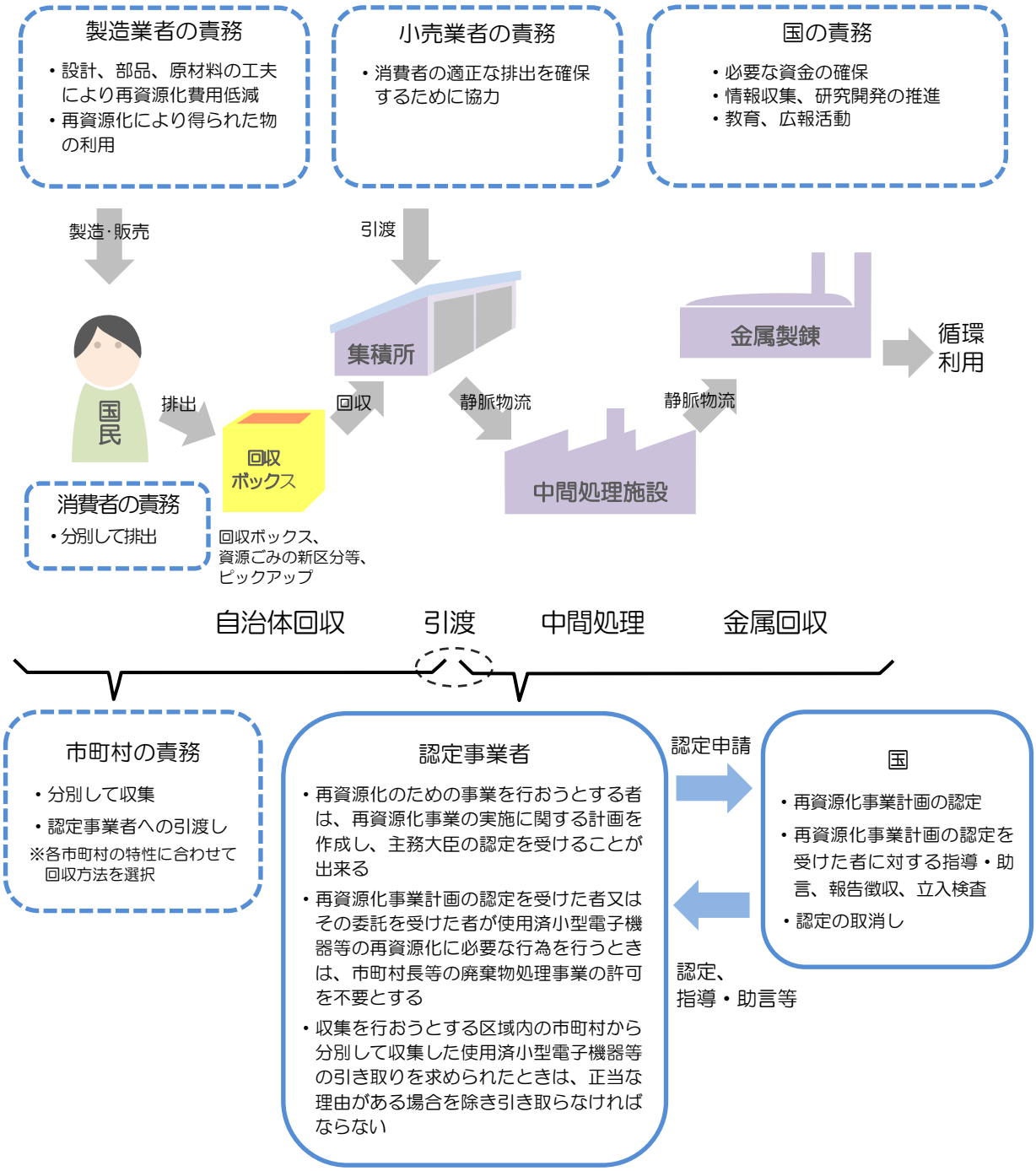

資料：小型家電リサイクル法 法律の概要　環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/）

資図 2-12　小型家電リサイクル法の概要

（8）食品リサイクル法

正式な名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、平成 12 年に成立した法律である。

この法律では、食品の売れ残りや食べ残し等について、その発生抑制や減量化を図るとともに、飼料や肥料として再生利用を促進するための措置を講じ、廃棄物の減量、資源の有効利用を図るものとしている。

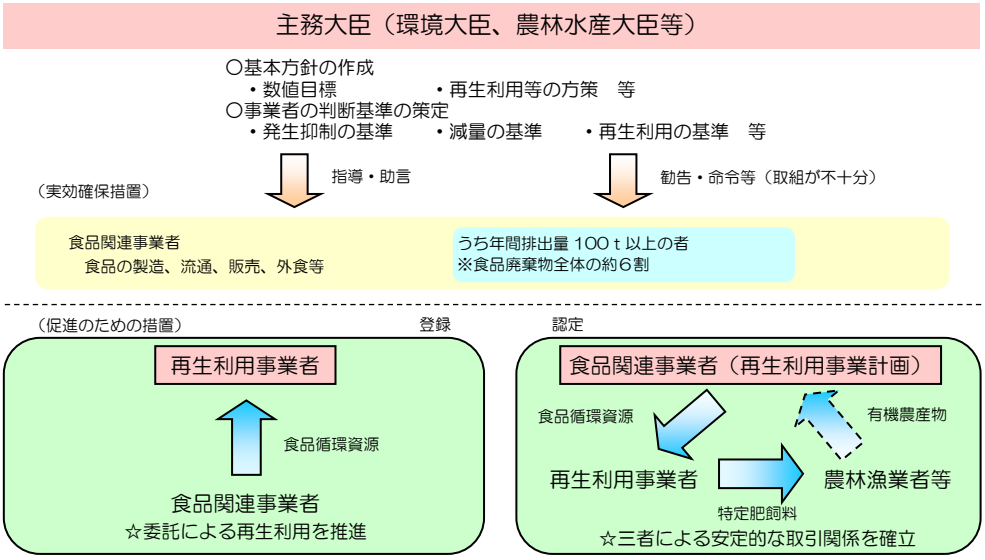

・廃棄物処理法の特例（荷卸しに係る一般廃棄物の収集運搬業の許可不要）
・肥料取締法・飼料安全法の特例（農林水産大臣への届出不要）

資料：循環型社会白書（平成 18 年版）環境省

資図2-13　食品リサイクル法の仕組み

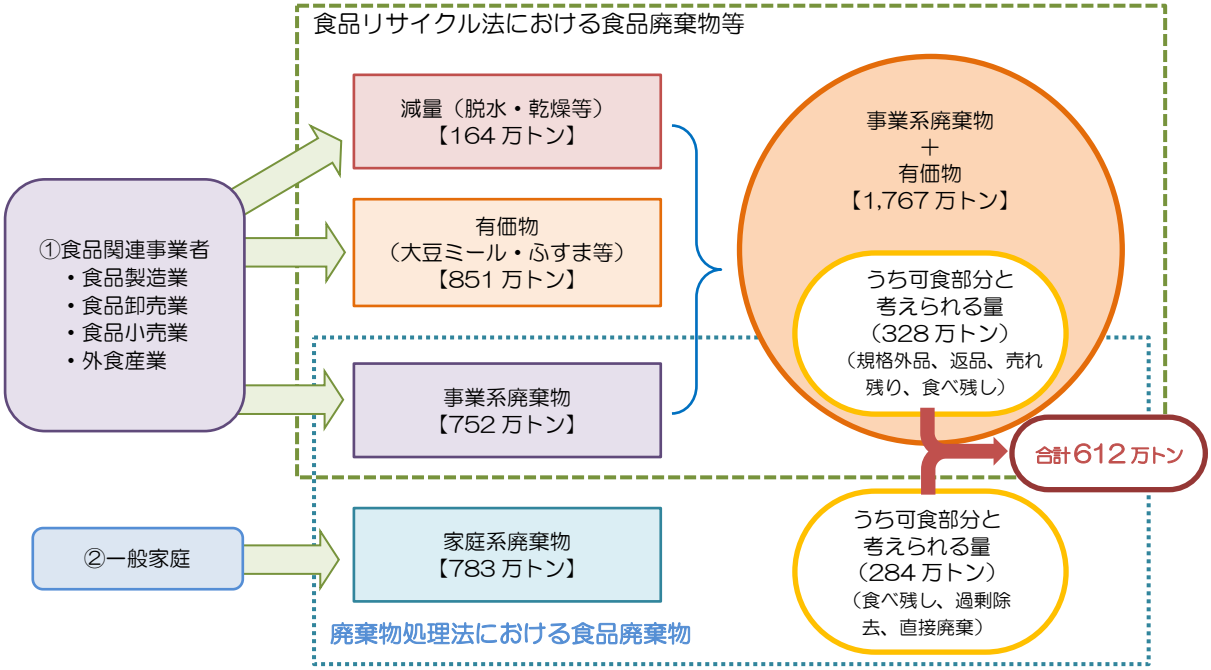

資料：食品ロス量（平成 29 年度推計値）の公表について（令和２年 12 月）農林水産省

資図 2-14　食品廃棄物等の発生量（平成 29 年度推計値）

農林水産省の「食品ロス統計調査・世帯調査（平成 26 年度）」における主な食品別の世帯食※１人１日当たり食品使用量及び世帯食１人１日当たり食品ロス量を以下に示す。

世帯食１人１日当たりの食品使用量は全体で 1,103.1g となっており、食品別にみると「調理加工食品」が 232.6g と最も多くなっている。世帯食１人１日当たりの食品ロスは全体で 40.9ｇであり、食品別にみると「野菜類」が 19.5g と最も多くなっている。なお、全体の食品使用量に対する食品ロスの割合は 3.7%となっている。

※「世帯食」とは、家庭において、朝食、昼食、夕食及び間食のため、調理、飲食したものをいい、惣菜、弁当などを購入して家で食べた場合を含む。なお、外食、学校給食等により飲食したものは除く。

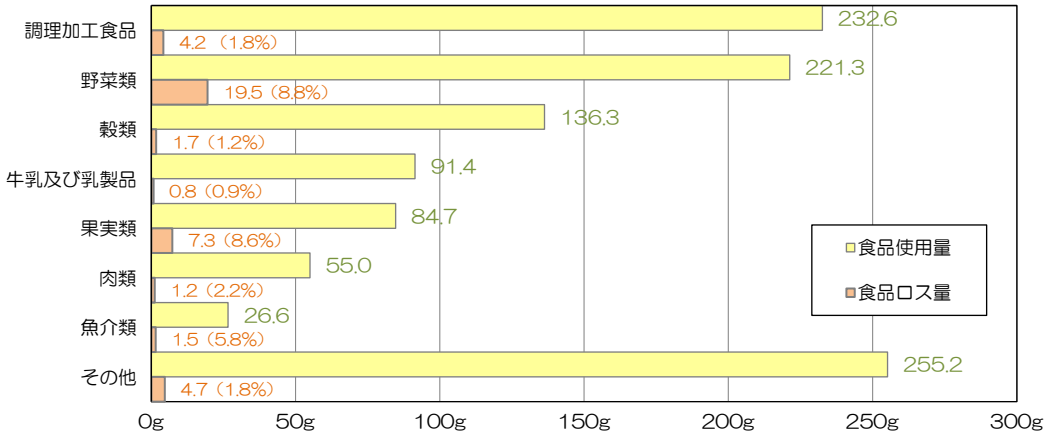

※「その他」とは、「でんぷん」、「豆類」、「きのこ類」、「卵類」、「生鮮海藻類」、「砂糖類」、「油脂類」、「調味料類」、「菓子類」及び「飲料類」を合計したものをいう。

資料：食品ロス統計調査・世帯調査（平成 26 年度）農林水産省

資図 2-15　主な食品別の食品使用量及び食品ロス量（世帯食１人１日当たり）

「食品ロス統計調査・外食調査（平成 27 年度）」の「食堂・レストラン」における１食当たりの食品使用量及び食べ残し量の割合を以下に示す。

１食当たりの食品使用量及び食べ残し量のうち、最も食べ残し量が多いのが「穀類」となっており、食べ残し量の割合では「野菜類」が最も多くなっている。

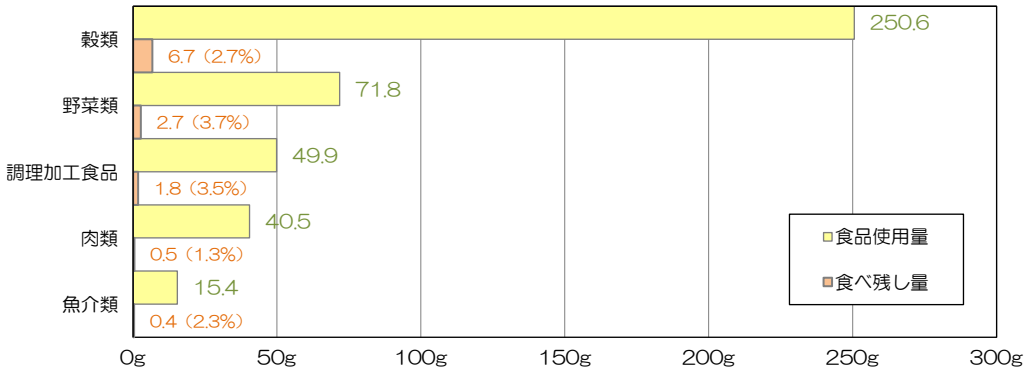

資料：食品ロス統計調査・外食調査（平成 27 年度）農林水産省

資図2-16　主な食品別の１食当たりの食べ残し状況（食堂・レストラン）

（9）建設リサイクル法

正式な名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」といい、平成12年に成立した法律である。

この法律では、一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務づけている。また、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度等を設けている。

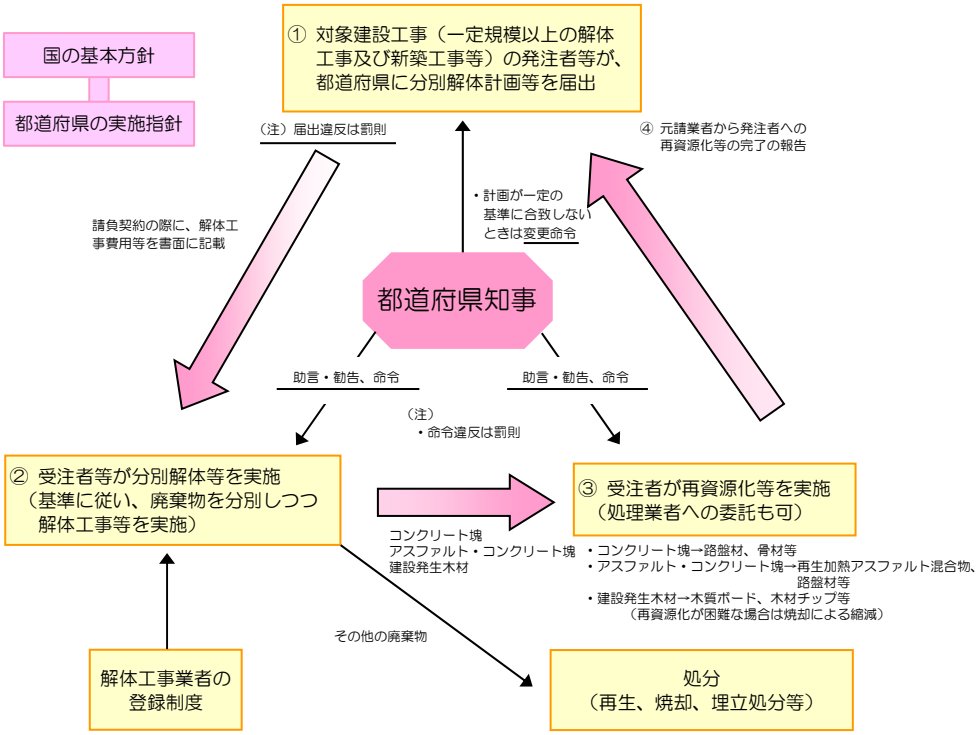

資料：環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/）

資図 2-17　建設リサイクル法の概要

（10）自動車リサイクル法

正式な名称は「使用済自動車の再資源化に関する法律」といい、平成14年に成立した法律である。

この法律では、自動車製造業者及び関連業者による使用済自動車の引取り、引渡し、再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効利用の確保等を図るものとしている。

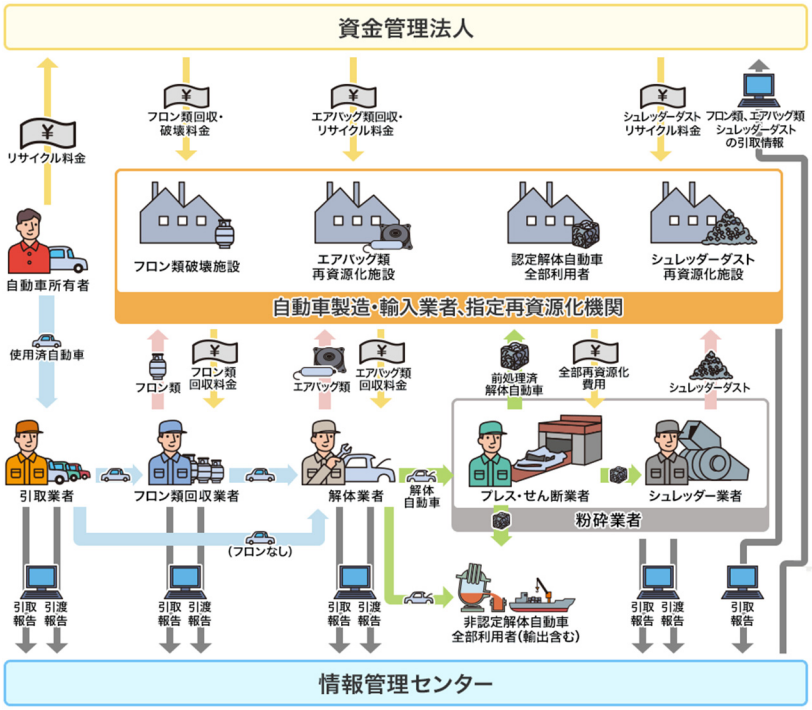

資料：環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/）

資図 2-18　自動車リサイクル法の仕組み

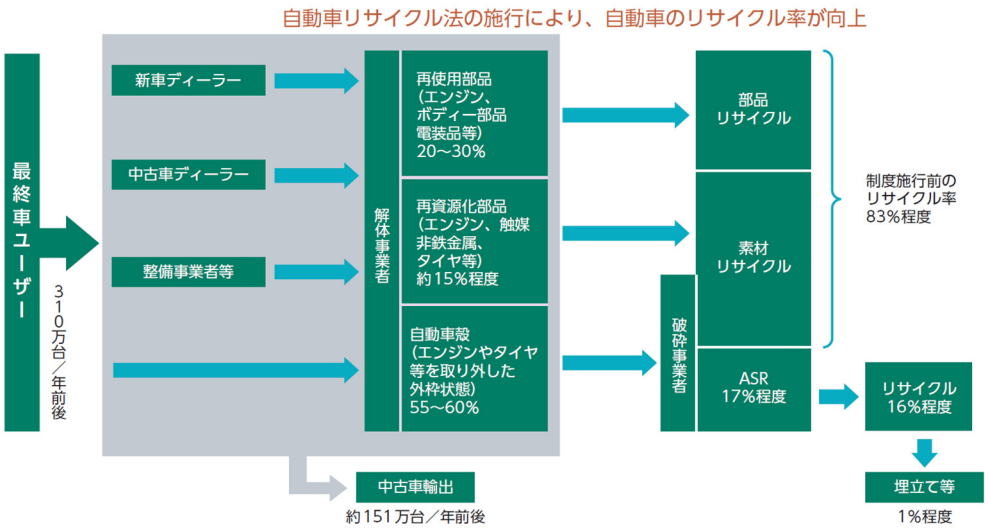

資料：環境白書/循環型社会白書/生物多様性白書（平成 30 年版）環境省

資図 2-19　使用済自動車処理のフロー

（11）グリーン購入法

正式な名称は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」といい、平成12年に成立した法律である。

この法律では、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

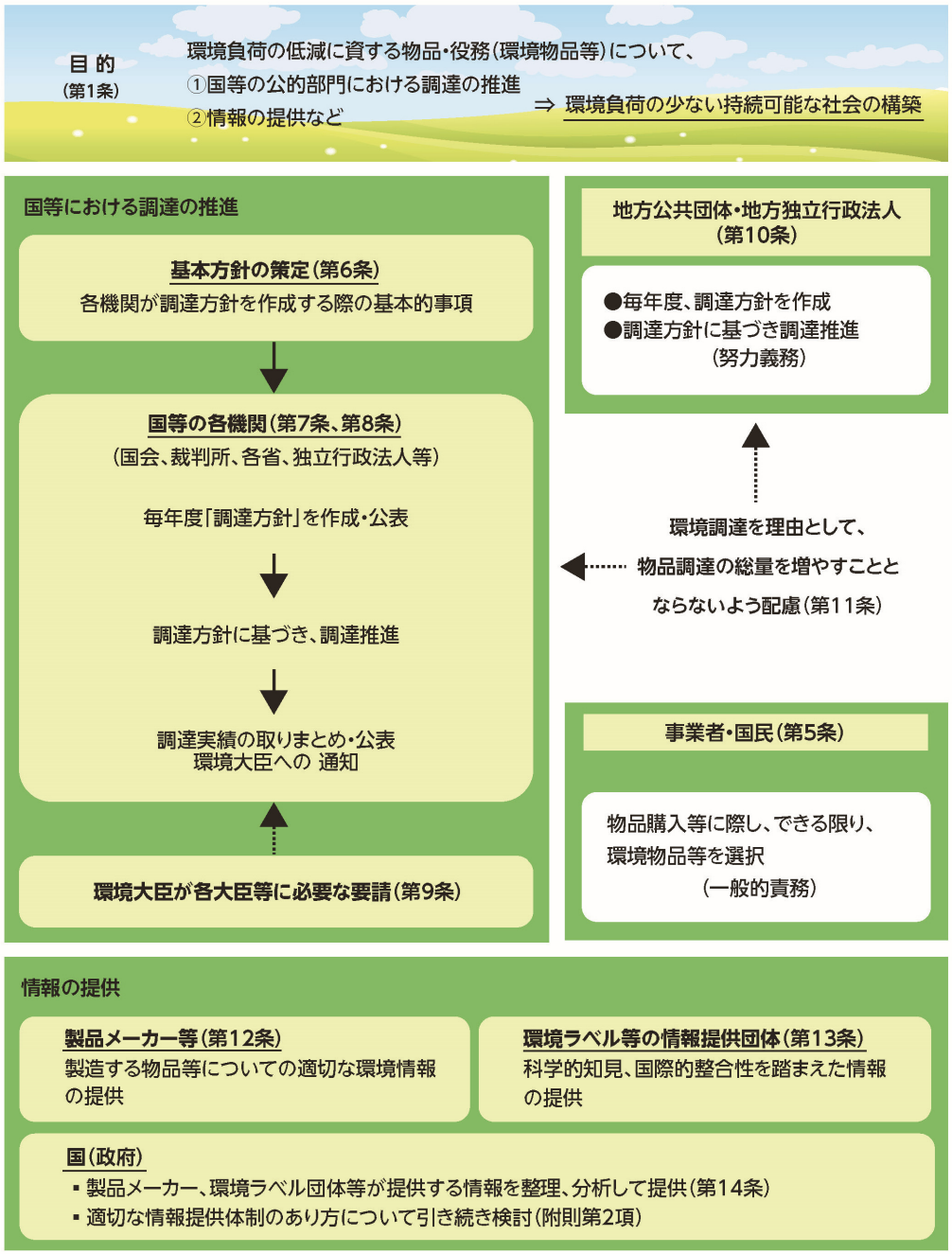

資料：グリーン購入法パンフレット（平成 29 年 2 月）環境省

資図 2-20　グリーン購入法の仕組み

（12）環境保全に係る関係法令

①大気汚染関係

大気汚染に係る環境基準については、昭和 44 年２月に硫黄酸化物、45 年２月に一酸化炭素、47 年１月に浮遊粒子状物質、48 年 5 月に二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定されている。また、昭和 48 年５月には二酸化硫黄に係る環境基準が改訂され、これまでに環境基準が設定されていた一酸化炭素等と併せて告示されている。近年では、平成 11 年 12 月にダイオキシン類に係る環境基準、平成 21 年９月には微小粒子状物質に係る環境基準が設定されており、平成 30 年 11 月にはベンゼン等に係る環境基準が改訂されている。

資表 2-12　大気汚染に係る環境基準

告　示	物　質	環境上の条件	達成期間
昭和 48･5･8 環告 25	二酸化いおう	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値が 0.1ppm 以下であること。	維持され又は、５年以内に達成
	一酸化炭素	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。	維持され又は、早期に達成
	浮遊粒子状物質	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg /m^{3}以下であること。	維持され又は、早期に達成
	光化学オキシダント	１時間値が 0.06ppm 以下であること。	維持され又は、早期に達成
昭和 53･7･11 環告 38	二酸化窒素	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	１時間値の１日平均値が 0.06ppm を超える地域は、原則として7年以内 １日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内の地域は、現状を維持する
平成 9･2･4 環告 4	ベンゼン	１年平均値が 0.003mg/m^{3}以下であること。	維持又は、早期に達成
	トリクロロエチレン	１年平均値が 0.13mg/m^{3}以下であること。	維持又は、早期に達成
	テトラクロロエチレン	１年平均値が 0.2mg/m^{3}以下であること。	維持又は、早期に達成
	ジクロロメタン （H13.4.20）	１年平均値が 0.15mg/m^{3}以下であること。	維持又は、早期に達成
平成 11･12･27 環告 68	ダイオキシン類	１ 年平均値が 0.6pg-TEQ/m^3 以下であること。	達成されていない地域は可及的速やかに達成。 現に達成されている地域又は達成された地域は、その維持に努める。
平成 21･9･9 環告 33	微小粒子状物質	１ 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、１ 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。	維持又は、早期に達成

備 考

1．浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm以下のものをいう。
2．光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
3．ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4．この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
5．微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

資料：「大気の汚染に係る環境基準について（S48.5.8 環告 25、H8.10.25 環告 73 最終改正）」
「二酸化窒素に係る環境基準について（S53.7.11 環告 38、H8.10.25 環告 74 最終改正）」
「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（H9.2.4 環告 4、H30.11.19 環告 100 最終改正）」
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について（H11.12.27 環告 68、H21 3.31 環告 11 最終改正）」
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（H21.9.9 環告 33）」

②水質汚濁関係

ア．環境基準法に基づく水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全に係るものに関し、資表 2-13～資表 2-18 のとおり定められている。

なお、竹富町においては、水質汚濁に係る環境基準の類型指定及び上乗せ排水基準の適用区域は設定されていない。

資表 2-13　水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項　目	基 準 値	測　定　方　法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格 K0102（以下､｢規格｣という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒　素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	環境省告示付表２に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	環境省告示付表３に掲げる方法
ＰＣＢ	検出されないこと	環境省告示付表４に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	環境省告示付表５に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	環境省告示付表６の第１又は第２に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	環境省告示付表６の第１又は第２に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格 34.1.1c)に定める方法及び付表７に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	環境省告示付表８に掲げる方法
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法

備 考

1．基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2．「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3．海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4．硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
5．ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H31.3.20 環告 46 最終改正）」
「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準について（H11.12.27 環告 68、H21 3.31 環告 11 最終改正）」

資表 2-14　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準　河川 ア）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	該当水域
AA	水道１級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下	第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
A	水道２級 水産１級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	
B	水道３級 水産２級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下	
C	水産３級 工業用水１級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－	
D	工業用水２級 農業用水 及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－	
E	工業用水３級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	

備 考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
   試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した４段階（試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。）を５本ずつ BGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

（注）

1．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2．水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3．水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　水 産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
　水 産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4．工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　工業用水３級：特殊な浄水操作を行うもの
5．環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H31.3.20 環告 46 最終改正）」

資表 2-15　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準　河川 イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下	第 1 の 2 の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	環境省告示付表 11 に掲げる方法	環境省告示付表 12 に掲げる方法	

備 考
1.　基準値は年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H31.3.20 環告 46 最終改正）」

資表 2-16　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの　海域 ア）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	
A	水産１級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下	検出されないこと。	第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
B	水産２級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	－	検出されないこと。	
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	－	－	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法（ただし、B類型の工業用水及び水産２級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	環境省告示付表 14 に掲げる方法	

備 考

1．水産１級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。

2．アルカリ性法とは、次のものをいう。

試料 50mL を正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10w/v%）１mL を加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mL を正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に 20 分放置する。その後よう化カリウム溶液（10w/v%）１mL とアジ化ナトリウム溶液（4w/v%）１滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mL を加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりＣＯＤ値を計算する。

ＣＯＤ（O_2mg/L）＝ 0.08 ×（(b) － (a)）× f $Na_2S_2O_3$ × 1000/50

(a)：　チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL）

(b)：　蒸留水について行った空試験値（mL）

f $Na_2S_2O_3$　：　チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価

（注）

1．自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2．水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
　水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3．環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H31.3.20 環告 46 最終改正）」

資表 2-17　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの　海域 イ）

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	第１の２の（2）により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産３種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	

備 考
1.　基準値は年間平均値とする。
2.　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）
1．自 然 環 境 保 全：自然探勝等の環境保全
2．水　産　1　種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
　水　産　2　種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
　水　産　3　種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3．生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H31.3.20 環告 46 最終改正）」

資表 2-18　水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関するもの　海域 ウ）

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下	第１の２の（2）により水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法	環境省告示付表 11 に掲げる方法	環境省告示付表 12 に掲げる方法	

資料：「水質汚濁に係る環境基準について（S46.12.28 環告 59、H31.3.20 環告 46 最終改正）」

③騒音関係

ア．環境基本法に基づく環境基準

騒音に係る環境基準については、環境基本法に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められている。

なお、竹富町においては、騒音に係る環境基準は設定されていない。

資表 2-19　騒音に係る環境基準

地域の類型	基　準　値	
	昼　間	夜　間
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下
Ａ及びＢ	55 デシベル以下	45 デシベル以下
Ｃ	60 デシベル以下	50 デシベル以下

（注）
1．時間の区分は、昼間を午前６時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前６時までの間とする。
2．ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集中して設置される地域等特に静穏を要する地域とする。
3．Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4．Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5．Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、その環境基準は上表によらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基　準　値	
	昼　間	夜　間
Ａ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち２車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考
車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基　準　値	
昼　間	夜　間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

資料：「騒音に係る環境基準について（H10.9.30 環告 64、H24.3.30 環告 54 最終改正）」

イ．騒音規制法に係る規制基準

騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和 54 年沖縄県告示第 95 号「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されている。当該告示に係る規制基準を以下に示す。

なお、竹富町においては、騒音に係る規制基準は設定されていない。

資表 2-20　沖縄県における騒音に係る規制基準

区域の区分	時間の区分		
	昼　間 （午前８時から午後７時まで）	朝・夕 （午前６時から午前８時まで 午後７時から午後９時まで）	夜　間 （午後９時から 翌日の午前６時まで）
第１種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第２種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第３種区域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第４種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

備考
1．第２種区域、第３種区域及び第４種区域の区域内に所在する第３項第２号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から５デシベルを減じた値とする。

資料：「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示
（S54.3.8 沖縄県告示 95、H28.3.29 沖縄県告示 193 最終改正）」

④振動関係

ア．振動規制法に関する規制基準

振動規制法に基づく規制地域及び規制基準については、昭和 54 年沖縄県告示第 96 号「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示」において指定及び設定されている。当該告示に係る規制基準を以下に示す。

なお、竹富町においては、振動に係る規制基準は設定されていない。

資表 2-21　沖縄県における振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼　間 （午前８時から午後７時まで）	夜　間 （午後７時から 翌日の午前８時まで）
第１種区域	60 デシベル	55 デシベル
第２種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考
1．第１種区域及び第２種区域の区域内に所在する第３項第２号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から５デシベルを減じた値とする。

資料：「振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示
（S54.3.8 沖縄県告示 96、H28.3.29 沖縄県告示 194 最終改正）」

⑤悪臭関係

悪臭防止法による規制地域としては、住民の生活環境を保全するために悪臭を防止する必要があると認められる、①住居が集合している地域、②学校・保育所・病院・図書館・老人ホーム等多数の人が利用する施設のある地域を指定することになっており、「特定悪臭物質規制の地域」と「臭気指数規制の地域」の 2 地域がある。以下に沖縄県内の悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の設定を示す。

なお、竹富町においては、悪臭に係る規制地域は設定されていない。

資表 2-22　特定悪臭物質の規制区域別の規制基準

区域の区分 特定悪臭物質	悪臭防止法施行規制で定める規制基準の範囲	A区域	B区域
アンモニア	1 以上 5 以下	1	2
メチルメルカプタン	0.002 以上 0.01 以下	0.002	0.004
硫化水素	0.02 以上 0.2 以下	0.02	0.06
硫化メチル	0.01 以上 0.2 以下	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009 以上 0.1 以下	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005 以上 0.07 以下	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05 以上 0.5 以下	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05 以上 0.5 以下	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以上 0.08 以下	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02 以上 0.2 以下	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以上 0.05 以下	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003 以上 0.01 以下	0.03	0.006
イソブタノール	0.9 以上 20 以下	0.9	4
酢酸エチル	3 以上 20 以下	3	7
メチルイソブチルケトン	1 以上 6 以下	1	3
トルエン	10 以上 60 以下	10	30
スチレン	0.4 以上 2 以下	0.4	0.8
キシレン	1 以上 5 五以下	1	2
プロピオン酸	0.03 以上 0.2 以下	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001 以上 0.006 以下	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009 以上 0.004 以下	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001 以上 0.01 以下	0.001	0.004

資料：「悪臭防止法施行規則（S47.5.30 総理府令第 39、R2.12.28 環境省令第 31 最終改正）」
資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示
（H18.3.28沖縄県告示 246、H28.3.29 沖縄県告示 196 最終改正）」

資表 2-23　臭気指数の規制区域別の臭気指数許容限度

区　　分	許容限度（臭気指数）		
	A区域	B区域	C区域
許容限度（臭気指数）	15	18	21

資料：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示
（H18.3.28沖縄県告示 246、H28.3.29 沖縄県告示 196 最終改正）」

（13）廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

ごみ処理施設等の建設に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ、施設の設置場所、規模、構造、能力等を定めるため、その地域の土地利用に関する規制や、設備等に関する法令を遵守しなければならない。資表 2-24 に関係する主な法令を示す。

資表 2-24　廃棄物処理施設設置等に係る関係法令

法 律 名	適　用　範　囲　等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要。
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築、改築、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合。
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合。
道路法	電柱、電線、水道管、ガス管等、継続して道路を使用する場合。
都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
首都圏近郊緑地保全法	保全区域（緑地保全地区を除く）内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築、改築、又は増築する場合、国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。
港湾法	港湾区域又は、港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合。臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合。
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が 6cm^2 を超えるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合。
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備（吐出口の断面積の合計が 6cm^2 を超えるもの）により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合。
建築基準法	51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同上ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。 建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要。なお、用途地域別の建築物の制限有。
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可。 重油クンク等は危険物貯蔵所として本法により規制。
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限。 地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要。 昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには昼間障害標識が必要。
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合。
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合。
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合。
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造、貯蔵等を行う場合。
電気事業法	特別高圧（7,000V を超える）で受電する場合。 高圧受電で受電電力の容量が 50Kw 以上の場合。 自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合。
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在。
自然環境保全法	原生自然環境保全地域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
森林法	保安林等にごみ処理施設を建設する場合。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域等にごみ処理施設を建設する場合。
砂防法	砂防指定地内で制限された行為を行う場合は、都道府県知事の許可が必要。
地すべり等防止法	地すべり防止区域にごみ処理施設を建設する場合。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内に建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。
景観法	景観計画区域内において建築等を行う場合は、届出の必要性や、建築物の形態意匠の制限がかかることがある。
土地収用法	用地取得に際し、地権者への税優遇制度の適用根拠（要、税務署協議）

資料：「ごみ処理施設整備の計画・設計要領　2017 改訂版」全国都市清掃会議

3. 沖縄県内の一般廃棄物処理状況

（1）ごみ処理状況

沖縄県全域で排出されるごみの量は、平成30年度実績ではおよそ475,494トンであり、１人１日当たりのごみ排出量は884グラムとなっている。

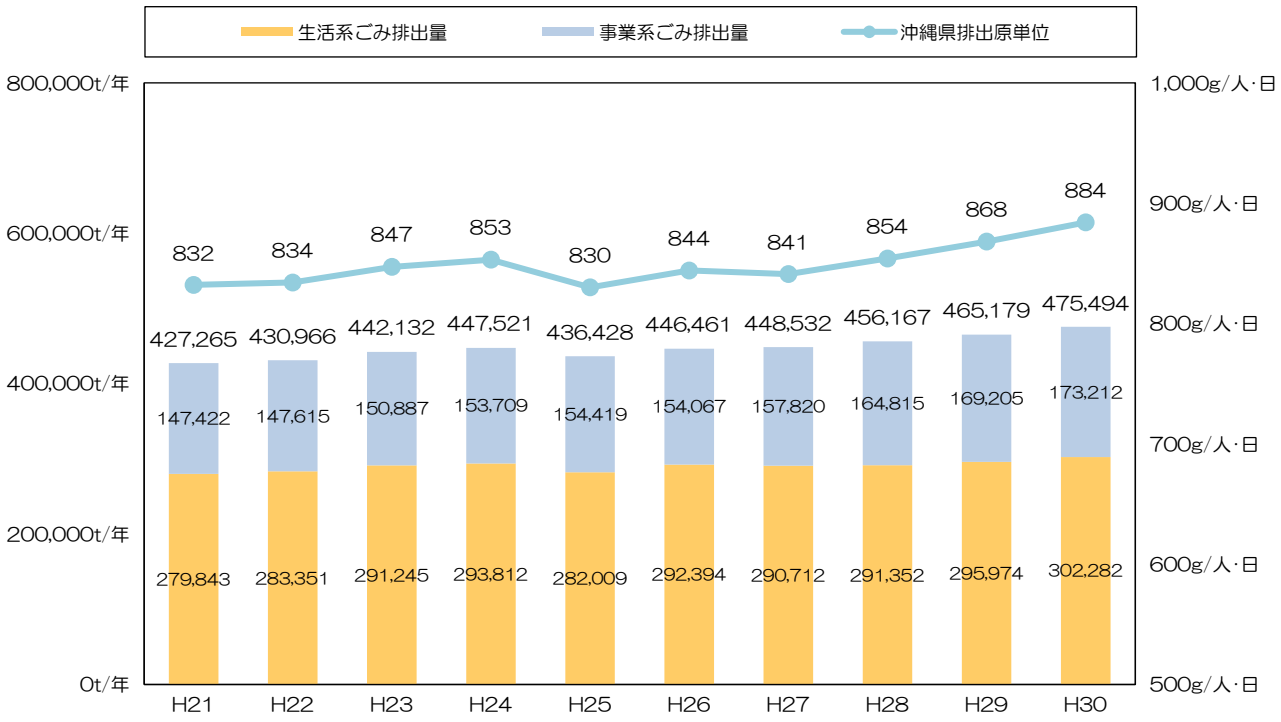

資図 3-1　沖縄県のごみ総排出量及び１人１日当たりごみ排出量の推移

資表3-1　沖縄県のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

項目／年度	総人口（人）	ごみ総排出量（t/年）	生活系ごみ排出量（t/年）	事業系ごみ排出量（t/年）	排出原単位（g/人･日）
平成 21 年度	1,407,522	427,265	279,843	147,422	832
平成 22 年度	1,415,596	430,966	283,351	147,615	834
平成 23 年度	1,425,622	442,132	291,245	150,887	847
平成 24 年度	1,436,911	447,521	293,812	153,709	853
平成 25 年度	1,441,361	436,428	282,009	154,419	830
平成 26 年度	1,449,332	446,461	292,394	154,067	844
平成 27 年度	1,456,739	448,532	290,712	157,820	841
平成 28 年度	1,464,056	456,167	291,352	164,815	854
平成 29 年度	1,468,395	465,179	295,974	169,205	868
平成 30 年度	1,473,076	475,494	302,282	173,212	884

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

全国で排出されるごみの量は、平成30年度実績ではおよそ4,272万トンであり、１人１日当たりのごみ排出量は918グラムとなっている。

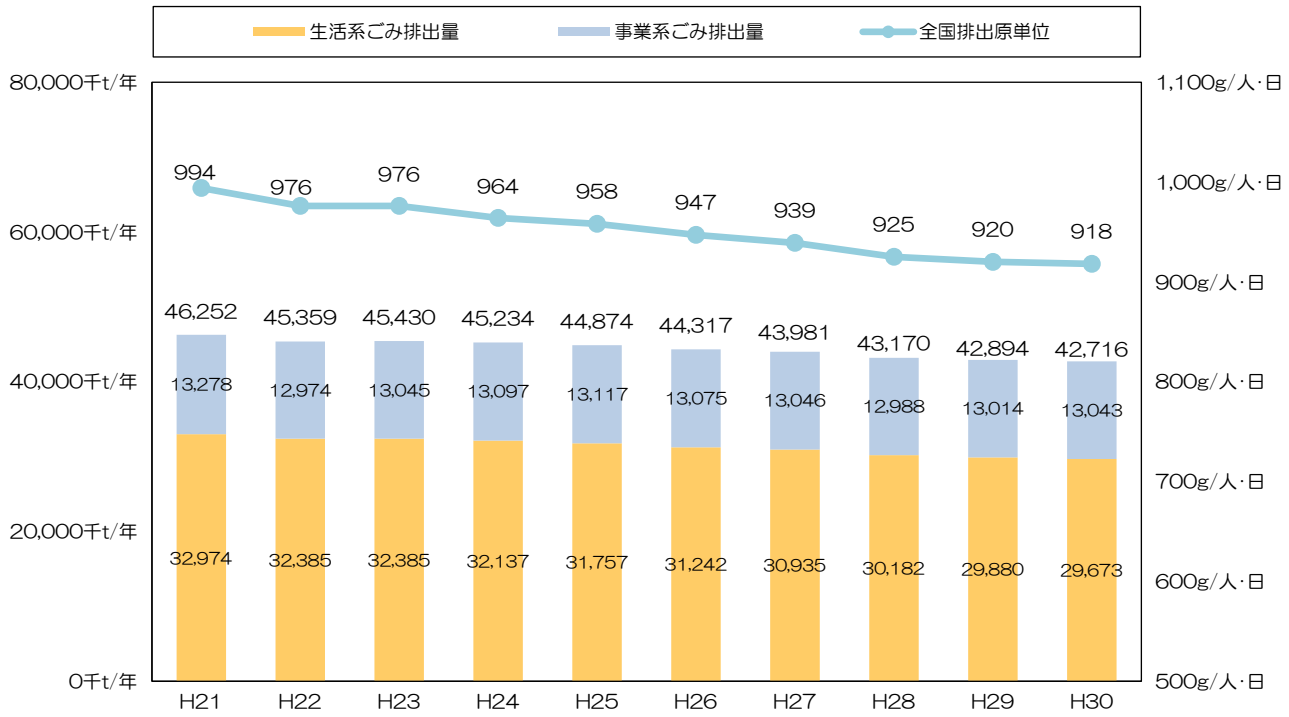

資図3-2　全国のごみ総排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移

資表 3-2　全国のごみ総排出量及び１人１日当たりごみ排出量の推移

項目／年度	総人口（千人）	ごみ総排出量（千t/年）	生活系ごみ排出量（千t/年）	事業系ごみ排出量（千t/年）	排出原単位（g/人･日）
平成 21 年度	127,429	46,252	32,974	13,278	994
平成 22 年度	127,302	45,359	32,385	12,974	976
平成 23 年度	127,147	45,430	32,385	13,045	976
平成 24 年度	128,622	45,234	32,137	13,097	964
平成 25 年度	128,394	44,874	31,757	13,117	958
平成 26 年度	128,181	44,317	31,242	13,075	947
平成 27 年度	128,039	43,981	30,935	13,046	939
平成 28 年度	127,924	43,170	30,182	12,988	925
平成 29 年度	127,718	42,894	29,880	13,014	920
平成 30 年度	127,438	42,716	29,673	13,043	918

（注）
1．四捨五入によりごみ総排出量の値と生活系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量の合計が一致しない場合がある。
2．平成24年度以降の総人口には、外国人人口を含んでいる。
資料：日本の廃棄物処理（平成 30 年度版）環境省

（2）し尿及び浄化槽汚泥処理状況

①生活排水処理人口の推移

沖縄県の生活排水処理人口の推移は、平成30年度においては、公共下水道人口が941,467人、合併処理浄化槽人口が194,056人、単独処理浄化槽人口が255,934人、非水洗化人口は75,541人となっている。

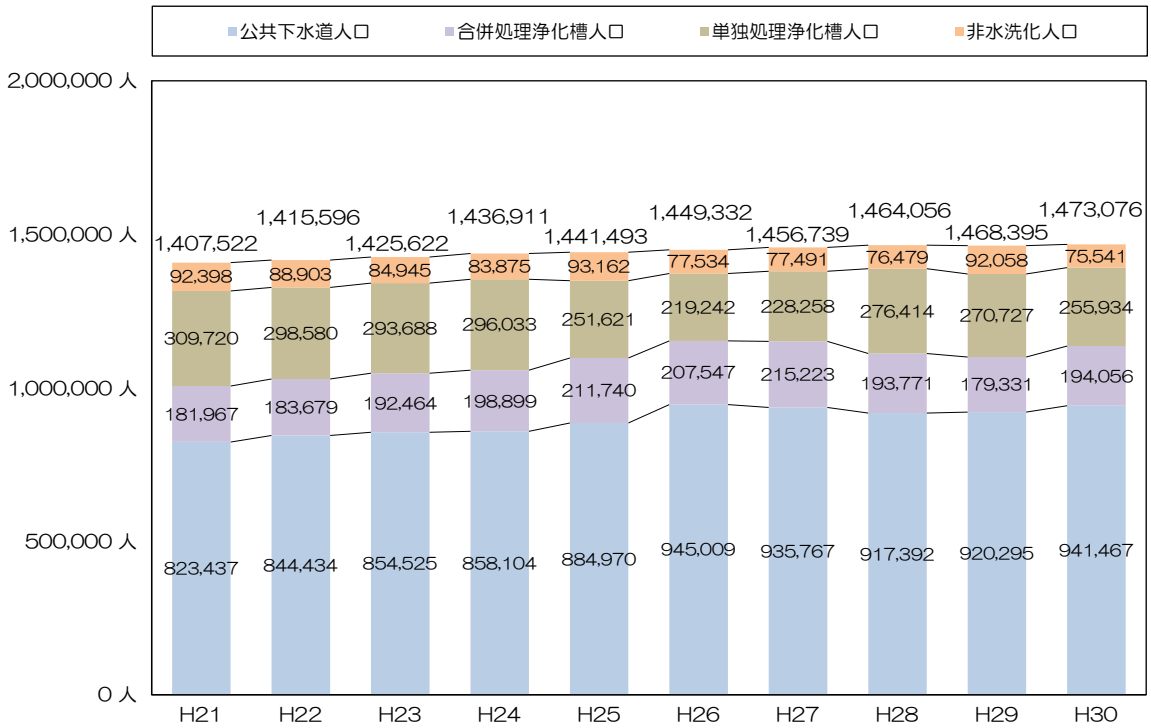

資図 3-3　沖縄県の生活排水処理人口の推移

資表 3-3　沖縄県の生活排水処理人口の推移　　単位：人

項目／年度	総人口	公共下水道人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
平成 21 年度	1,407,522	823,437	181,967	309,720	92,398
平成 22 年度	1,415,596	844,434	183,679	298,580	88,903
平成 23 年度	1,425,622	854,525	192,464	293,688	84,945
平成 24 年度	1,436,911	858,104	198,899	296,033	83,875
平成 25 年度	1,441,493	884,970	211,740	251,621	93,162
平成 26 年度	1,449,332	945,009	207,547	219,242	77,534
平成 27 年度	1,456,739	935,767	215,223	228,258	77,491
平成 28 年度	1,464,056	917,392	193,771	276,414	76,479
平成 29 年度	1,468,395	920,295	179,331	270,727	92,058
平成 30 年度	1,473,076	941,467	194,056	255,934	75,541

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

全国の生活排水処理人口の推移は、平成30年度においては、公共下水道人口が9,628万人、コミュニティプラント人口が34万人、合併処理浄化槽人口が1,451万人、単独処理浄化槽人口が1,015万人、非水洗化人口は617万人となっている。

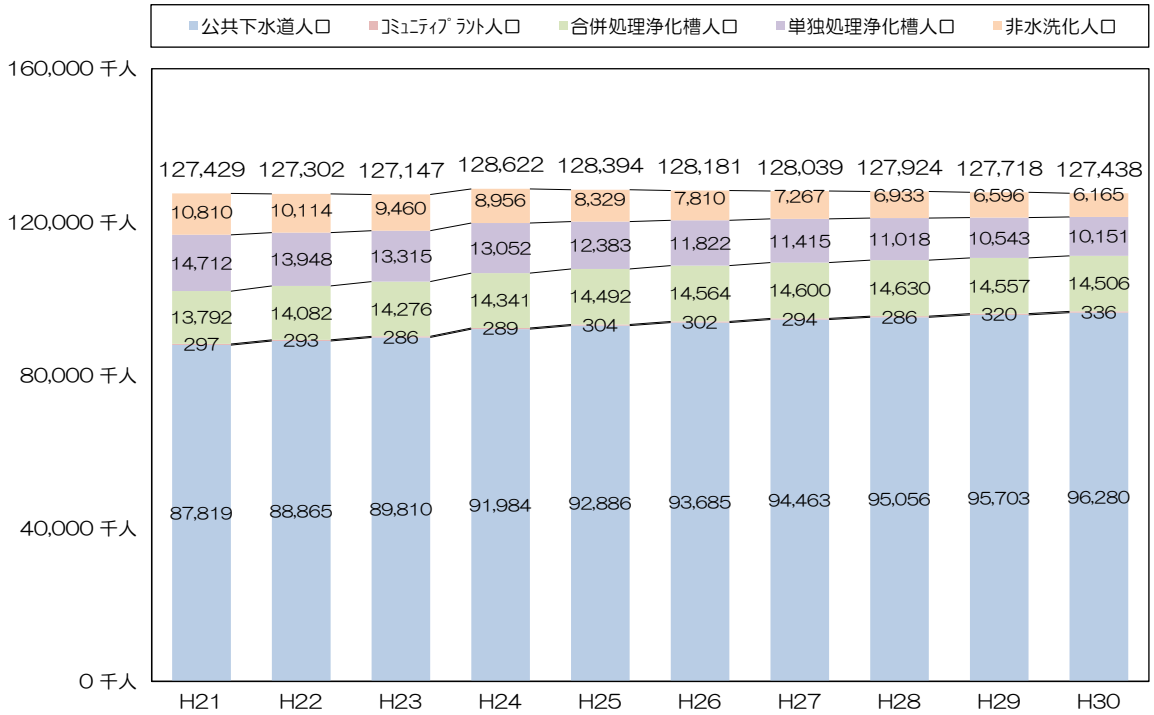

資図 3-4　全国の生活排水処理人口の推移

資表 3-4　全国の生活排水処理人口の推移　　単位：千人

項目 / 年度	総人口	公共下水道人口	ｺﾐｭﾆﾃｨﾌﾟﾗﾝﾄ人口	合併処理浄化槽人口	単独処理浄化槽人口	非水洗化人口
平成 21 年度	127,429	87,819	297	13,792	14,712	10,810
平成 22 年度	127,302	88,865	293	14,082	13,948	10,114
平成 23 年度	127,147	89,810	286	14,276	13,315	9,460
平成 24 年度	128,622	91,984	289	14,341	13,052	8,956
平成 25 年度	128,394	92,886	304	14,492	12,383	8,329
平成 26 年度	128,181	93,685	302	14,564	11,822	7,810
平成 27 年度	128,039	94,463	294	14,600	11,415	7,267
平成 28 年度	127,924	95,056	286	14,630	11,018	6,933
平成 29 年度	127,718	95,703	320	14,557	10,543	6,596
平成 30 年度	127,438	96,280	336	14,506	10,151	6,165

（注）
1．四捨五入により総人口の値とそれぞれ生活排水処理人口の合計が一致しない場合がある。
2．合併処理浄化槽人口及び単独処理浄化槽人口には、農業集落排水施設人口が含まれる。
資料：日本の廃棄物処理（平成 30 年度版）環境省

②し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、し尿は減少する傾向にあったが、平成 30 年度は増加に転じている。浄化槽汚泥は増加する傾向にある。

平成30年度においては、し尿処理量が21,363キロリットル、浄化槽汚泥処理量が137,237キロリットル、自家処理量が2,446キロリットルとなっている。

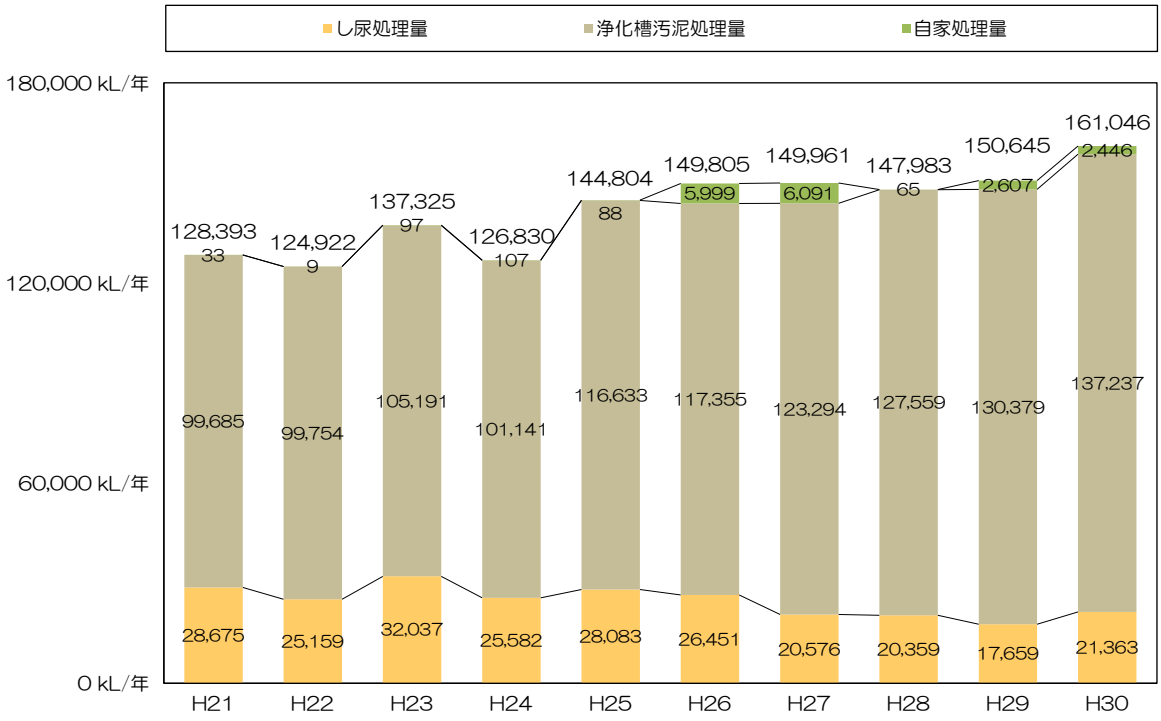

資図 3-5　沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

資表 3-5　沖縄県のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移　　単位：kL/年

項目 年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
平成 21 年度	28,675	99,685	33	128,393
平成 22 年度	25,159	99,754	9	124,922
平成 23 年度	32,037	105,191	97	137,325
平成 24 年度	25,582	101,141	107	126,830
平成 25 年度	28,083	116,633	88	144,804
平成 26 年度	26,451	117,355	5,999	149,805
平成 27 年度	20,576	123,294	6,091	149,961
平成 28 年度	20,359	127,559	65	147,983
平成 29 年度	17,659	130,379	2,607	150,645
平成 30 年度	21,363	137,237	2,446	161,046

資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）

全国のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、し尿は年々減少する傾向にあり、浄化槽汚泥も年々減少する傾向にあったが平成 30 年度は増加に転じている。

平成30年度においては、し尿処理量が584万キロリットル、浄化槽汚泥処理量が1,452万キロリットル、自家処理量が8.2万キロリットルとなっている。

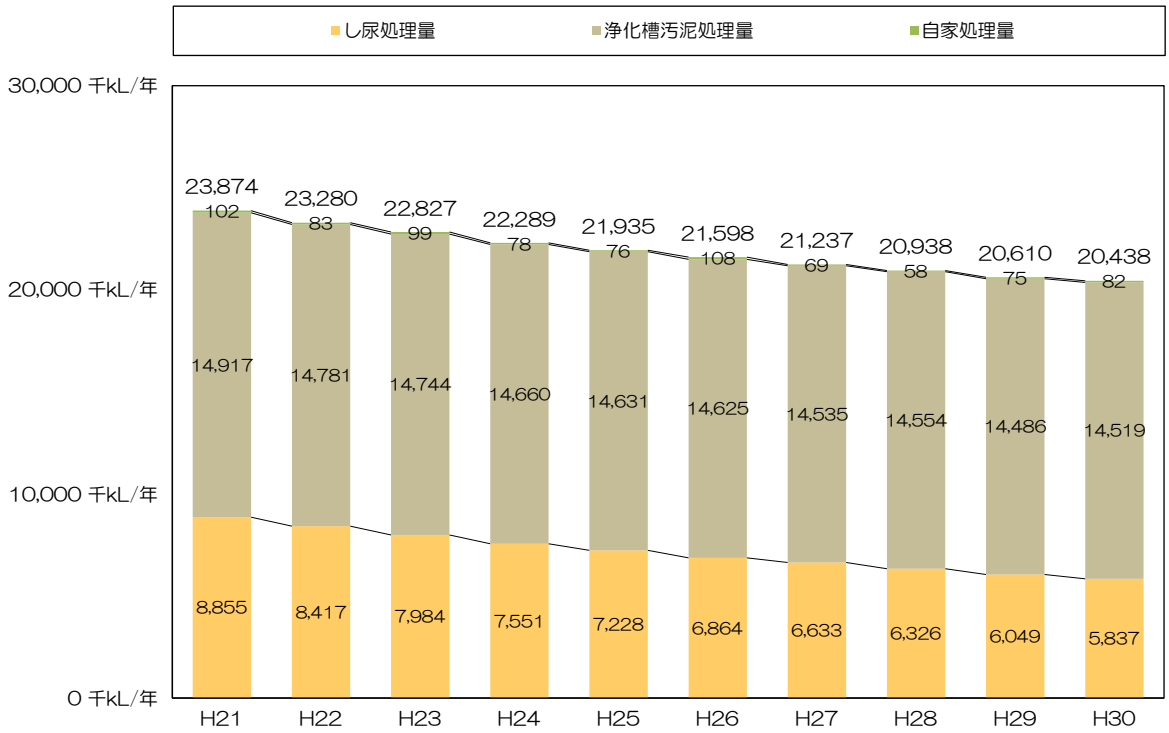

資図 3-6　全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

資表 3-6　全国のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移　　単位：千 kL/年

項目／年度	し尿処理量	浄化槽汚泥処理量	自家処理量	合計
平成 21 年度	8,855	14,917	102	23,874
平成 22 年度	8,417	14,781	83	23,280
平成 23 年度	7,984	14,744	99	22,827
平成 24 年度	7,551	14,660	78	22,289
平成 25 年度	7,228	14,631	76	21,935
平成 26 年度	6,864	14,625	108	21,598
平成 27 年度	6,633	14,535	69	21,237
平成 28 年度	6,326	14,554	58	20,938
平成 29 年度	6,049	14,486	75	20,610
平成 30 年度	5,837	14,519	82	20,438

（注）
1．四捨五入により合計欄の値と内訳の合計が一致しない場合がある。
資料：日本の廃棄物処理（平成 30 年度版）環境省

（3）沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況

①ごみ焼却施設

沖縄県内のごみ焼却施設は以下のとおりとなっている。

資表 3-7　沖縄県内のごみ焼却施設整備状況　（令和２年３月末現在）

		実施主体 施設名称	構成市町村 所在地	規模(t/日) 炉の形態	運転方式	着工年月 竣工年月	備考
本島	1	名護市 名護市環境センター	名護市 名護市字宇茂佐 1710-3	40 20ｔ/8ｈ×2 基	機械化バッチ式	S51.12 S52.12	
本島	2	国頭地区行政事務組合 やんばる環境センター	国頭村・大宜味村・東村 国頭村字宇嘉 1179-416	12 6ｔ/8ｈ×2 基	機械化バッチ式	H26.6 H28.6	
本島	3	本部町今帰仁村清掃施設組合 環境美化センター	本部町・今帰仁村 本部町字北里 182	40 20ｔ/8ｈ×2 炉	機械化バッチ式	H7.9 H10.3	
本島	4	中部北環境施設組合 美島環境クリーンセンター	うるま市・恩納村 うるま市具志川字栄野比 1211-6	166 83ｔ/24ｈ×2 基	全連続式	H14.2 H16.9	
本島	5	金武地区消防清掃組合 金武地区清掃センター	金武町・宜野座村 宜野座村字漢那 2536-23	20 10ｔ/8ｈ×2 基	機械化バッチ式	S59.2 S60.12	
本島	6	比謝川行政事務組合 環境美化センター	嘉手納町・読谷村 嘉手納町字久得 242-1	70 35ｔ/16ｈ×2 炉	准連続式	H7.2 H10.3	
本島	7	倉浜衛生施設組合 エコトピア池原	沖縄市・宜野湾市・北谷町 沖縄市字池原 3394 番地	309 103ｔ/24ｈ×3 炉	全連続式	H19.3 H22.3	
本島	8	中城村北中城村清掃事務組合 中城青葉苑	中城村・北中城村 中城村字伊舎堂池武当原 787 外	40 20ｔ/24ｈ×2 基	全連続式	H12.12 H15.5	防衛施設庁予算（当初）灰溶融設備のみ稼働休止
本島	9	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター	那覇市・南風原町 南風原町字新川 650	450 150ｔ/24ｈ×3 基	全連続式	H14.8 H18.3	
本島	10	浦添市 浦添市クリーンセンター	浦添市 浦添市伊奈武瀬 1-8-1	150 75ｔ/24ｈ×2 基	全連続式	S55.10 S57.12	
本島	11	南部広域行政組合 東部清掃施設組合清掃工場	西原町・与那原町・南城市・八重瀬町 与那原町字板良敷 1612	98 49ｔ24ｈ×2 炉	准連続式	S58.4 S60.3	
本島	12	南部広域行政組合 糸豊環境美化センター	糸満市・豊見城市 糸満市字東里 74-1	200 100ｔ/24ｈ×2 炉	全連続式	H7.12 H10.3	
離島	13	伊江村 伊江村 E&C センター	伊江村 伊江村字東江上カダ原 2788 外	7 7ｔ/8ｈ×1 炉	機械化バッチ式	H14.10 H16.2	防衛施設庁予算（当初）
離島	14	久米島町 久米島クリーンセンター	久米島町 久米島町字阿嘉 297-133	20 10ｔ/8ｈ×2 基	機械化バッチ式	S63.10 H2.1	
離島	15	渡嘉敷村 渡嘉敷グリーンセンター	渡嘉敷村 渡嘉敷村字渡嘉敷 1845	4 4ｔ/8ｈ×1 炉	機械化バッチ式	H10.9 H11.7	
離島	16	渡名喜村 渡名喜村ごみ焼却施設	渡名喜村 渡名喜村高田地内	0.49 0.49ｔ/8ｈ×1 炉	固定バッチ式	H25.11 H25.11	
離島	17	南大東村 南大東村クリーンセンター	南大東村 南大東村字池之沢 1-1	3 3ｔ/8ｈ×1 炉	機械化バッチ式	H10.12 H12.5	
離島	18	北大東村 うふあがりクリーンセンター	北大東村 北大東村字南 211-1	2 2ｔ/8ｈ×1 炉	機械化バッチ式	H12.12 H14.3	
離島	19	宮古島市 宮古島市クリーンセンター	宮古島市 宮古島市平良字西仲宗根地内	63 31.5ｔ/16ｈ×2 基	准連続式	H25.3 H28.3	
離島	20	多良間村 クリーンセンターたらま	多良間村 多良間村字仲筋 1624-2	3 3ｔ/8ｈ×1 炉	機械化バッチ式	H11.9 H12.5	
離島	21	石垣市 石垣市クリーンセンター	石垣市 石垣市字平得大俣 1273-439	120 60ｔ/24ｈ×2 炉	全連続式	H7.3 H9.10	
離島	22	伊平屋村 伊平屋村クリーンセンター	伊平屋村 伊平屋村字田名 3225	3 3ｔ/8ｈ×1 炉	機械化バッチ式	H16.1 H17.5	
離島	23	竹富町 波照間小型焼却炉施設	竹富町（波照間島） 竹富町字波照間 4969-1	0.4 0.4ｔ/8ｈ×1 炉	固定バッチ式	H17.11 H18.5	
離島	24	竹富町 黒島小型焼却炉施設	竹富町（黒島） 竹富町字黒島 2601	0.4 0.4ｔ/8ｈ×1 炉	固定バッチ式	H17.11 H18.5	
離島	25	竹富町 竹富小型焼却炉施設	竹富町（竹富島） 竹富町字竹富 878	0.4 0.4ｔ/8ｈ×1 炉	固定バッチ式	H18.9 H19.3	
離島	26	竹富町 小浜小型焼却炉施設	竹富町（小浜島） 竹富町字小浜 3400-1	0.5 0.5ｔ/8ｈ×1 炉	固定バッチ式	H18.9 H19.3	
離島	27	竹富町 鳩間小型焼却炉施設	竹富町（鳩間島） 竹富町字鳩間地内	0.4 0.4ｔ/8ｈ×1 炉	固定バッチ式	H20.11 H21.5	
離島	28	竹富町 西表小型焼却炉施設	竹富町（西表島） 竹富町字高那地内	1.5 1.5ｔ/8ｈ×1 炉	固定バッチ式	H21.12 H23.1	
離島	29	伊是名村 伊是名村ごみ処理施設	伊是名村 伊是名村字勢理客 3630	3 3ｔ/8ｈ×1 炉	機械化バッチ式	H22.7 H24.1	

※資料を基に一部変更を行っている。

資料：廃棄物対策の概要（令和２年 12 月）沖縄県環境整備課

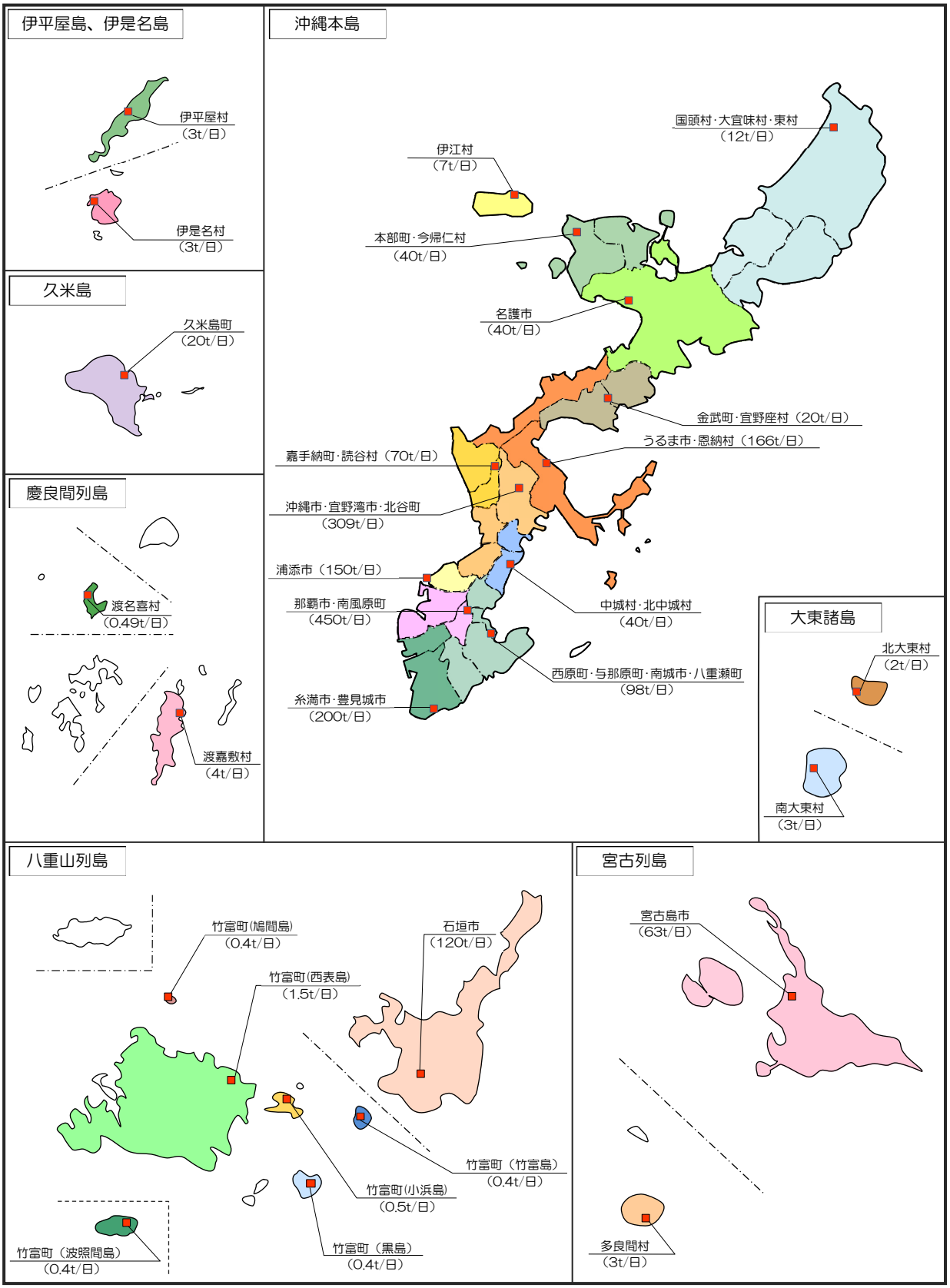

※資料を基に一部変更を行っている。
資料：廃棄物対策の概要（令和２年 12 月）沖縄県環境整備課

資図 3-7　沖縄県内のごみ焼却施設整備状況

②一般廃棄物最終処分場

沖縄県内の一般廃棄物最終処分場は以下のとおりとなっている。

資表 3-8　沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況　（令和２年３月末現在）

	実施主体 施設名称	埋立 場所	対象廃棄物	埋立 開始年	埋立地面積 （m²）	全体容量 （m³）
1	比謝川行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)　直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)	H20	15,650	155,000
2	恩納村 恩納村一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰)　溶融飛灰 粗大ごみ　不燃ごみ	H3	12,300	100,000
3	伊江村 伊江村E&Cセンター	平地	焼却残渣(主灰)　直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)　不燃ごみ	H3	25,382	72,400
4	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(野田処分場)	平地	焼却残渣(主灰)　焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣　粗大ごみ	H6	10,600	81,000
5	宮古島市 一般廃棄物最終処分場(川満処分場)	平地	焼却残渣(主灰)　焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣	H9	7,000	52,000
6	名護市 名護市一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(主灰)　破砕ごみ・処理残渣 粗大ごみ　不燃ごみ	H7	20,000	185,000
7	倉浜衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)　焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣	H9	38,000	400,000
8	石垣市 石垣市最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)　直接搬入ごみ 破砕ごみ・処理残渣　粗大ごみ 不燃ごみ	H11	15,200	140,000
9	粟国村 粟国村一般廃棄物処理施設	平地	焼却残渣(主灰)　直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)　破砕ごみ・処理残渣 粗大ごみ　不燃ごみ	H11	6,000	15,000
10	渡嘉敷村 渡嘉敷村一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)・破砕ごみ	H14	3,000	15,000
11	多良間村 多良間村一般廃棄物埋立処分施設	平地	焼却残渣(主灰)　焼却残渣(飛灰) 破砕ごみ・処理残渣	H14	2,800	10,000
12	久米島町 久米島町一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣(飛灰)　破砕ごみ・処理残渣 粗大ごみ　その他	H16	5,000	25,000
13	国頭地区行政事務組合 やんばる美化センター	山間	焼却残渣(主灰)　直接搬入ごみ 焼却残渣(飛灰)　破砕ごみ・処理残渣	H18	7,200	45,000
14	竹富町 竹富町リサイクルセンター	山間	焼却残渣(主灰)　可燃ごみ 破砕ごみ・処理残渣　粗大ごみ その他	H18	4,300	22,000
15	伊是名村 伊是名村環境美化センター	平地	可燃ごみ　粗大ごみ　不燃ごみ	H18	2,500	11,000
16	与那国町 一般廃棄物最終処分場	平地	焼却残渣(主灰)　その他 焼却残渣(飛灰)　粗大ごみ　不燃ごみ	H19	3,000	11,000
17	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	海面	焼却残渣(飛灰)　選別残渣 溶融不適物	H19	13,000	107,000
18	本部町今帰仁村清掃施設組合 一般廃棄物最終処分場	山間	焼却残渣　不燃ごみ　粗大ごみ その他	H21	8,800	67,000
19	北大東村 北大東村最終処分場	平地	焼却残渣　不燃ごみ　粗大ごみ	H21	900	2,000
20	南大東村 南大東村クリーンセンター	平地	焼却残渣　不燃ごみ　粗大ごみ	H22	1,330	4,500
21	南部広域行政組合 美らグリーン南城	山間	焼却残渣　不燃ごみ　粗大ごみ	H30	7,953	94,145

資料：廃棄物対策の概要（令和２年 12 月）沖縄県環境整備課

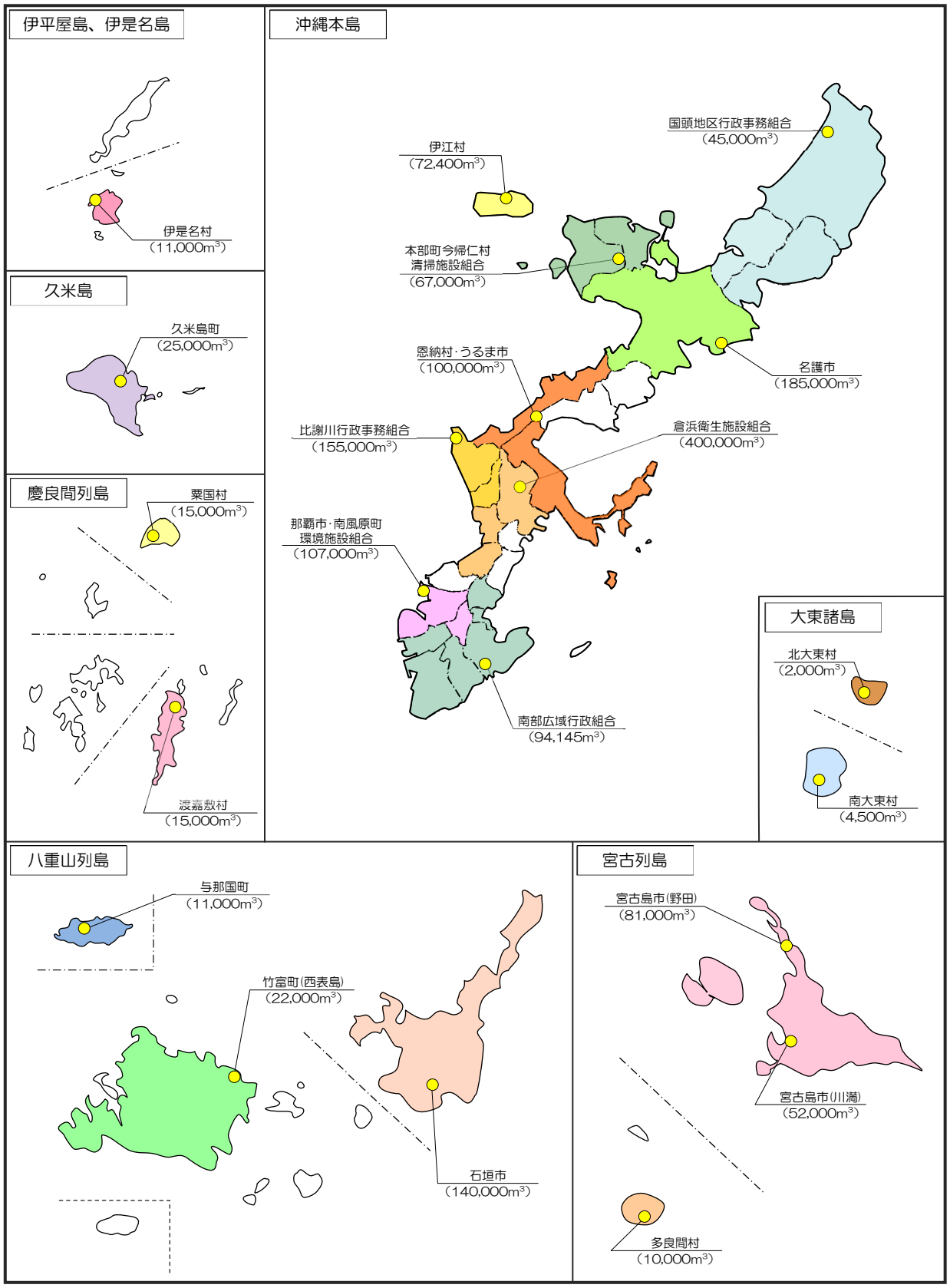

資料：廃棄物対策の概要（令和２年 12 月）沖縄県環境整備課

資図 3-8　沖縄県内の一般廃棄物最終処分場整備状況

③し尿処理施設

沖縄県内のし尿処理施設は以下のとおりとなっている。

資表 3-9　沖縄県内のし尿処理施設整備状況　（令和２年３月末現在）

実施主体		構成市町村	規　模 （kL/日）	処理方式	着工年月	竣工年月
1	石垣市	石垣市	25	嫌気	S46.6	S47.6
2	名護市	名護市・国頭村（委託）・ 大宜味村（委託）・東村（委託）	40	好気	S47.8	S48.3
3	本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町・今帰仁村	35	嫌気	S49.9	S50.6
4	倉浜衛生施設組合	沖縄市・宜野湾市・北谷町	130	嫌気 好気等	S51.3	S52.2
5	中部衛生施設組合	うるま市・嘉手納町・ 読谷村・恩納村（事業所分）	80	標脱	S53.3	S55.6
6	南部広域行政組合 （旧糸満市豊見城市清掃施設組合）	糸満市・豊見城市	65	好二段 標脱	S55.12	S57.3
7	南部広域行政組合 （旧島尻消防清掃組合）	八重瀬町 ※H26.12 から八重瀬町のみ	30	好二段	S61.2	S62.9
8	南部広域行政組合 （旧東部清掃施設組合）	与那原町・西原町・南城市 南風原町・中城村・北中城村	107	下水投入	H24.12	H26.12
9	多良間村	多良間村	3	好二段	S57.11	S58.3
10	北大東村	北大東村	1	好気	H27.7	H28.9

※資料を基に一部変更を行っている。
※処理方式の略称は次のとおり

嫌　気：嫌気性消化・活性汚泥処理方式　　好 二 段：好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式
好　気：好気性消化・活性汚泥処理方式　　下水投入：下水投入方式
標　脱：標準脱窒素処理方式（旧低二段）

資料：廃棄物対策の概要（令和２年 12 月）沖縄県環境整備課

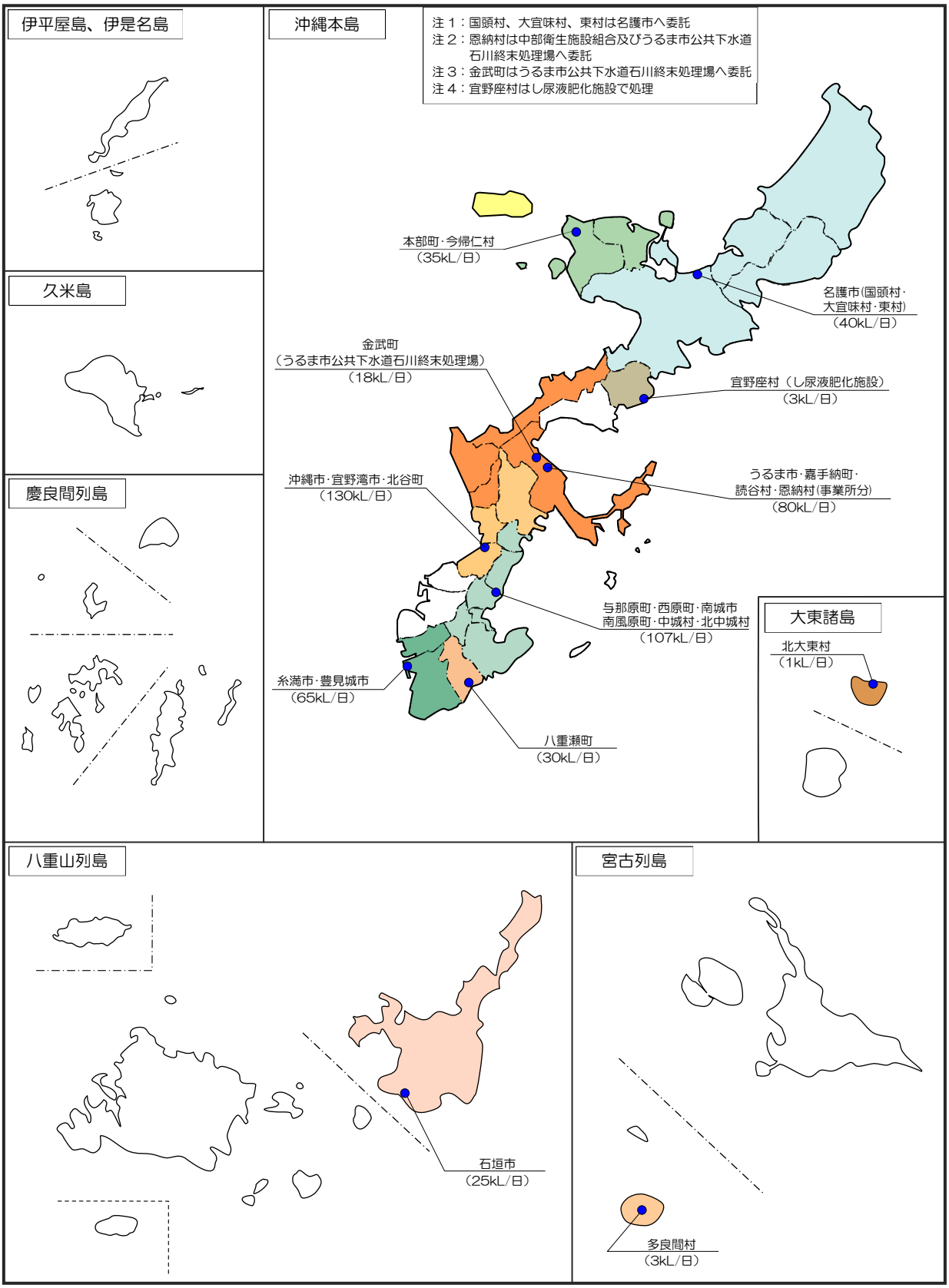

※資料を基に一部変更を行っている。
資料：廃棄物対策の概要（令和２年 12 月）沖縄県環境整備課

資図 3-9　沖縄県内のし尿処理施設整備状況

4. 不法投棄の現状と取組

（1）不法投棄の現状

①沖縄県内における不法投棄

沖縄県では平成８年度から平成 13 年度までの「産業廃棄物不法投棄実態調査」の調査手法を基本とし、県内における産業廃棄物及び一般廃棄物の不法投棄件数について調査した結果、令和元年度に県が把握した不法投棄件数は 126 件となっている。

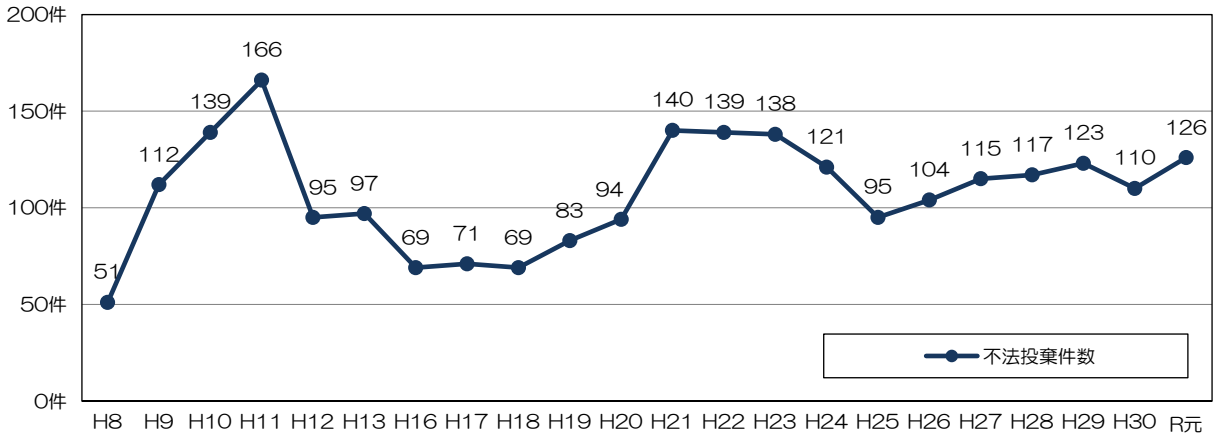

（注）H8～H13 の不法投棄件数は「産業廃棄物不法投棄実態調査（沖縄県）」による件数。
資料：令和元年度 不法投棄実態調査報告書（沖縄県環境整備課）

資図 4-1　沖縄県内における不法投棄件数の推移

また、沖縄県が令和元年度に把握した 126 件の不法投棄場所の内訳については、原野が 27.0%、森林･山林等が 23.0%、農用地が 20.6%、河川敷・海岸等が 7.1%、その他が 22.2%となっている。

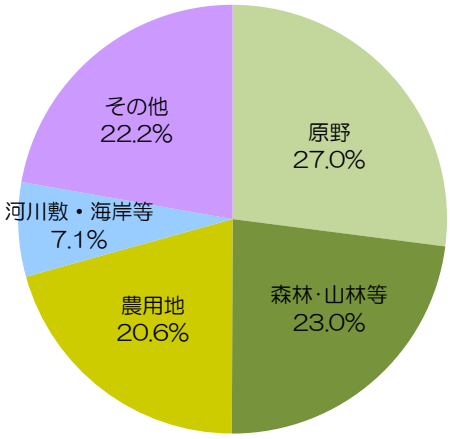

資料：令和元年度 不法投棄実態調査報告書（沖縄県環境整備課）

資図 4-2　沖縄県内の不法投棄場所の内訳

沖縄県の令和元年度における不法投棄物の内訳（重量）は、一般廃棄物が 528 トン、産業廃棄物が 1,352 トンとなっており、一般廃棄物と産業廃棄物を合わせた不法投棄の総重量は 1,880 トンとなっている。

資表 4-1　沖縄県内の不法投棄物の内訳

廃棄物の種類	重量（トン）	割合
一般廃棄物	528	28.1%
産業廃棄物	1,352	71.9%
廃プラスチック類	1,001	53.2%
廃タイヤ	705	37.5%
その他（ペットボトルや漁網等）	274	14.6%
農業系	9	0.5%
建設系	13	0.7%
建設混合廃棄物	205	10.9%
金属くず	24	1.3%
その他産業廃棄物	122	6.5%
合　　計	1,880	100%

資料：令和元年度 不法投棄実態調査報告書（沖縄県環境整備課）

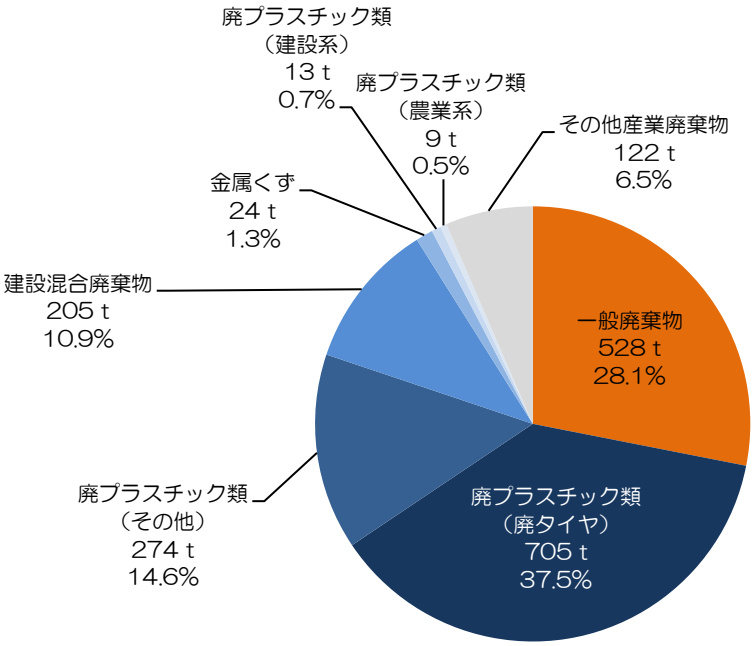

資料：令和元年度 不法投棄実態調査報告書（沖縄県環境整備課）

資図 4-3　沖縄県内の不法投棄物の内訳

②全国における不法投棄及び不適正処理（産業廃棄物）

産業廃棄物の不法投棄の件数については、1998（平成 10）年度までは年々増加する傾向を示し、その後は、2001（平成 13）年度に増加が見られるものの、おおむね減少する傾向が見られる。

また、投棄量（棒グラフ薄緑部分除く）については、1995（平成 7）年度から 2004（平成 16）年度にかけては、約 20～40 万トンで推移しているが、その後は、2008（平成 20）年度に増加が見られるものの、おおむね減少する傾向が見られる。

2018（平成 30）年度の不法投棄件数は 155 件となっており、投棄量は 15.7 万トンとなっている。

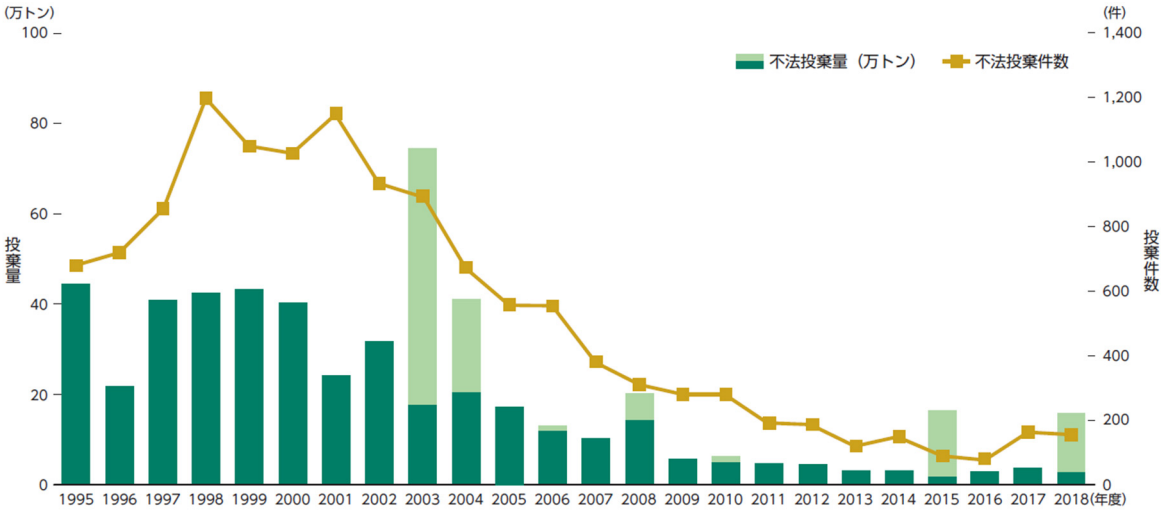

注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件あたりの投棄量が10ｔ以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ薄緑色部分については、次のとおり。
2003年度：大規模事案として報告された岐阜市事案（56.7万トン）
2004年度：大規模事案として報告された沼津市事案（20.4万トン）
2006年度：1998年度に判明していた千葉市事案（1.1万トン）
2008年度：2006年度に判明していた桑名市多度町事案（5.8万トン）
2010年度：2009年度に判明していた滋賀県日野町事案（1.4万トン）
2015年度：大規模事案として報告された滋賀県甲賀市事案、山口県宇部市事案及び岩手県久慈市事案（14.7万トン）
2018年度：大規模事案として報告された奈良県天理市事案、2016年度に判明していた横須賀市事案、2017年度に判明していた千葉県芝山町事案（2件）（13.1万トン）

3：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。
なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万ｔが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

資料：環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（令和２年版）環境省

資図 4-4　全国の不法投棄件数及び投棄量の推移（産業廃棄物）

産業廃棄物の不適正処理の件数については、おおむね減少する傾向が見られるが、不適正処理量（棒グラフ薄緑部分除く）については、不規則な増減を繰り返している。

2018（平成 30）年度の不適正処理件数は 148 件となっており、不適正処理量は 5.2 万トンとなっている。

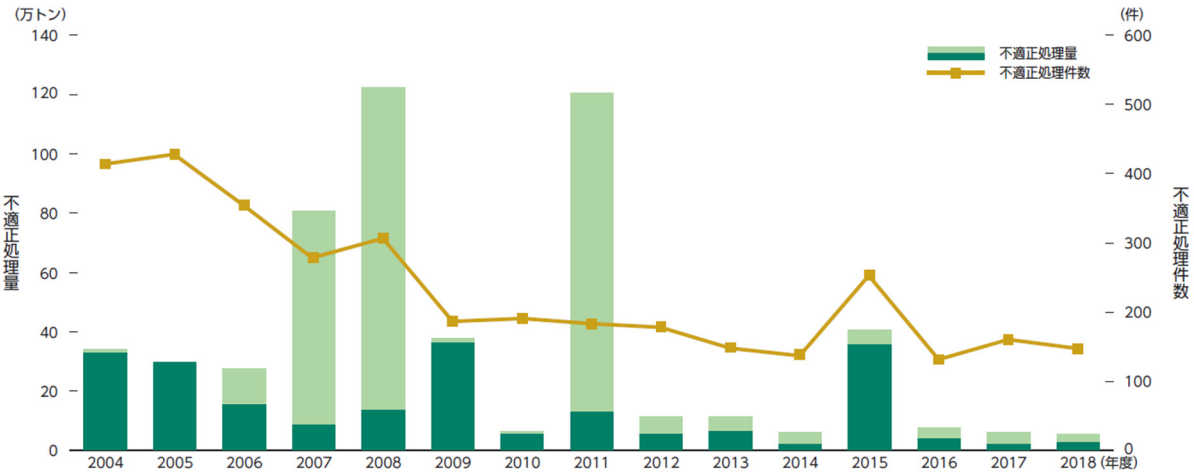

注1：都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不適正処理事案のうち、1件あたりの不適正処理量が10ｔ以上の事案（ただし、特別管理産業廃棄物を含む事案は全事案）を集計対象とした。
2：上記棒グラフ薄緑色部分は、報告された年度前から不適正処理が行われていた事案（2011年度以降は、開始年度が不明な事案も含む。）。
3：大規模事案については、次のとおり。
2007年度：滋賀県栗東市事案71.4万トン
2008年度：奈良市宇陀市事案85.7万トン等
2009年度：福島県川俣町事案23.4万トン等
2011年度：愛知県豊田市事案30.0万トン、愛媛県松山市事案36.3万トン、沖縄県沖縄市事案38.3万トン等
2015年度：群馬県渋川市事案29.4万トン等
4：硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案は本調査の対象から除外している。
なお、フェロシルトは埋立用資材として、2001年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、不法投棄事案であったことが判明した。既に、不法投棄が確認された1府3県の45か所において、撤去・最終処分が完了している。

資料：環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（令和２年版）環境省

資図 4-5　全国の不適正処理件数及び不適正処理量の推移（産業廃棄物）

全国の不法投棄された産業廃棄物の種類を 2018（平成 30）年度について見ると、最も不法投棄の多いがれき類が 46.5%となっており、その他、建設混合廃棄物は 26.5%、木くず（建設系）は 7.1%となっている。

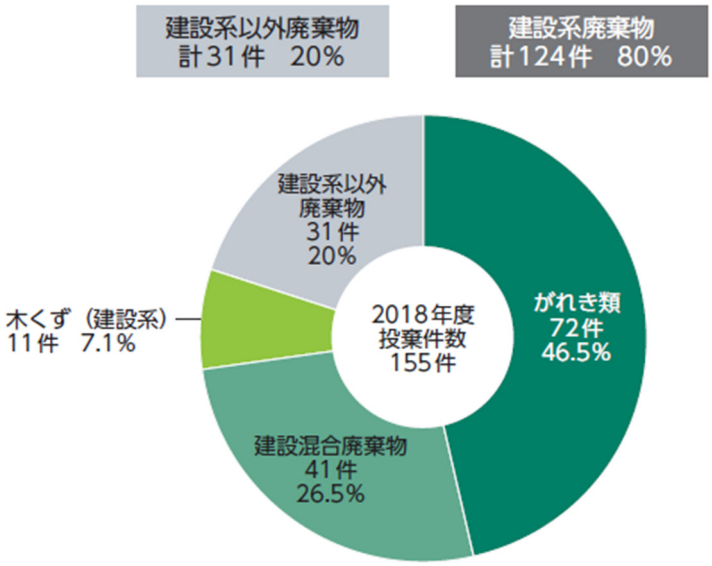

資料：環境白書／循環型社会白書／生物多様性白書（令和２年版）環境省

資図 4-6　全国の不法投棄された産業廃棄物の種類

（2）不法投棄防止への取組

①法制度の整備

国においては、不法投棄問題が年々深刻化、悪質化、巧妙化していくことに対応し、廃棄物処理法の改正を行っている。

以下に不法投棄に係る廃棄物処理法の規制強化の変遷を示す。

資表 4-2　不法投棄等の行為者や排出業者等に対する規制強化の変遷

		昭和45年制定時	昭和51年改正	平成3年改正	平成9年改正	平成12年改正	平成15年改正	平成16年改正
不法投棄等	不法投棄の禁止	5万円以下の罰金	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金（有害な産業廃棄物は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金（特別管理廃棄物は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）	（産業廃棄物）3月以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科（法人に対しては1億円以下の罰金）（一般廃棄物）1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科（産業廃棄物･法人に対しては1億円以下の罰金）	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科（産業廃棄物･法人に対しては1億円以下の罰金） 未遂罪の創設（罰則は既遂と同じ）	準備罪の創設 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
	不法焼却の禁止					（直罰化）3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科	未遂罪の創設（罰則は既遂と同じ）	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科（法人に対しては1億円以下の罰金） 準備罪の創設 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
指定有害廃棄物の処理の禁止								5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
委託違反			産業廃棄物委託基準の創設（認可業者等への委託）	委託基準の強化（書面による契約等を追加）	（契約書に処理料金等を追加）	（契約書に最終処分地等を追加）	一般廃棄物委託基準の創設	
			6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科		
受託違反					受託禁止違反(産業廃棄物)の創設（1年以下の懲役又は300万円以下の罰金）	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科		
排出事業者責任の強化				マニフェスト制度の創設（特別管理産業廃棄物に限定）	･マニフェスト制度を全ての産業廃棄物に拡大 ･電子マニフェスト制度の導入 ･虚偽マニフェスト交付を直罰化（30万円以下の罰金）	･最終処分まで確認することを義務化（注意義務） ･マニフェスト不交付を直罰化（50万円以下の罰金）	廃棄物である疑いのあるものについての都道府県等の調査権限拡充、未遂罪の創設により不法投棄等の罰則強化、緊急時における国の調査権限の拡充	廃棄物の収集運搬における目的罪の創設と環境大臣の指示権限の創設
廃棄物処理業に係る欠格要件等			欠格要件の創設（廃棄物処理法違反により罰金以上の刑に処せられ2年を経過しない者、許可を取り消され2年を経過しない者等）	要件の追加（禁固以上の刑に処せられ5年を経過しない者、廃棄物処理法･環境保全法令の違反又は刑法等の罪により罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者、役員･使用人等が欠格要件に該当する法人等）	要件の追加（暴対法違反により罰金以上の刑に処せられ5年を経過しない者、許可取消法人の役員又は実質的に法人に対し支配力を有する者（黒幕規定））	要件の追加［産業廃棄物のみ］（暴力団でなくなってから5年を経過しない者、暴力団等がその事業活動を支配する法人）	要件の追加（聴聞通知後に廃業した者） 特に悪質な業者の許可取消を義務化	
支障除去等の措置命令			措置命令の創設（対象者:処分者及び委託基準に違反した排出事業者）	発行要件の拡大（「重大な」を削除）	対象者の追加（マニフェスト不交付及び虚偽マニフェストを交付した者等）	対象者の追加（注意義務違反や適正な対価を負担していない排出事業者、不適正処分に関与した者等）	対象者の追加（一般廃棄物委託基準の違反者）	
			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又は併科	3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科	5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金又は併科		
その他						組織犯罪による不法収益の没収		

資料：循環型社会白書（平成 16 年版）環境省

②全国における代表的な取組

国においては、平成19年度から不法投棄等を発生させない環境づくりをさらに強化していくための取組として、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県及び市民等が連携して、監視活動や啓発活動を一斉に実施している。

以下に全国一斉の陸海空パトロールの代表事例を示す。

資表 4-3　全国一斉の陸海空パトロール代表事例

地域	陸/海/空	事業名	実施エリア	実施期日等	実施主体等	内容
東北	陸	不法投棄監視パトロール	各県・市	5～6月	各県･市、東北地方環境事務所	各県及び市等で実施する監視パトロール活動と合同で啓発、監視活動を強化する。
	空	不法投棄監視合同スカイパトロール	山形県内	6月5日	山形県、県警、東北地方環境事務所	山形県、県警本部等と連携し、ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
関東	陸	不法投棄防止監視パトロール	富士山麓を中心とする静岡県内全域	5月30日	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議（静岡県、関係市町、警察、関東地方環境事務所等の国関係機関、民間団体により構成）等	富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議、産業廃棄物不法投棄監視員及び住民監視組織等が不法投棄の発見及び防止等のため、富士山麓を中心とするパトロールを県内全域で実施する。
近畿	空	スカイパトロール	奈良県内	6月5日	奈良県、県警、近畿地方環境事務所	奈良県と連携し、県警ヘリコプターによる上空からの不法投棄監視パトロールを実施する。
中国	海	不法投棄監視合同海上パトロール	岡山県内	6月1日	岡山県、岡山市、倉敷市、玉野市、玉野海上保安部、中国四国地方環境事務所	岡山県及び海洋環境保全に関係する行政機関と連携し、海上保安部の船舶を活用して、海上や離島等での不法投棄等や漂流漂着ごみの監視パトロールを実施する。
四国	陸	不法投棄監視パトロール	高松市内	5月30日	高松市、中国四国地方環境事務所（四国事務所）等	関係機関等の協力を得て、地元パトロール隊とともに不法投棄防止に関する啓発及び不適正行為の防止のためのパトロールを実施する。
	海	海岸線及び島嶼部監視パトロール事業	高松市内	6月5日	高松市、中国四国地方環境事務所（四国事務所）等	海上保安部の協力を得て、不法投棄の未然防止及び早期発見のための海上パトロールを実施する。
九州	陸	監視パトロール	沖縄県内	5～6月	沖縄県、九州地方環境事務所（那覇自然環境事務所）	沖縄県と連携し、不法投棄現場のパトロール等の監視活動を実施する。

資料：平成 30 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について（環境省）

③沖縄県における取組

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の期間内を中心に、都道府県、国の関係機関及び市民等が連携した監視活動や清掃活動、全国一斉の陸海空パトロール等の事業が行われており、沖縄県でも以下のような取組が実施されている。

資表 4-4　沖縄県における取組内容（平成 30 年度）

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
粟国村	粟国村（民生課）	不法投棄対策事業	通年	不法投棄が発生している場所へ監視カメラ及びダミーカメラを設置し啓発を図る。
	粟国村観光協会	環境美化活動	4/27、5/8、5/22、6/12、6/26	道路沿いや公園のごみ拾い
	ダイビングショップ（シーベース）	ビーチクリーン&バーベキュウ	平成 29 年 4 月 16 日（日）	海岸漂着ごみの回収及び清掃作業
	粟国村	不法投棄監視パトロール	通年（毎週金曜日）	不法投棄を未然に防ぐために、パトロールを実施。
伊江村	伊江村（総務課）	広報誌による啓発	月 1 回	「広報イーハッチャー」による普及・啓発活動を実施する。
	伊江村	チューパンジャまつり	12 月	村の産業広報及びパネル展示を行う。
	伊江村（建設課）	不法投棄監視パトロール	週 2 回程度	不法投棄を未然に防ぐため、監視パトロール車による巡回を行う。
	伊江村漁協協同組合	クリーン作戦	ハーリー前	ハーリー会場浜辺周辺の海岸清掃を実施する。
	伊江村青年会	530 クリーン作戦	5 月 30 日	伊江村全体のごみ拾い・草刈などを実施する。
	伊江村老人クラブ	老人社会奉仕作業	9 月（老人の日）	ごみ拾い・草刈などを実施する。
	Ｅ＆Ｃセンター	Ｅ＆Ｃセンター見学会	通年	Ｅ&Ｃセンター見学(小学4年生、婦人会対象)を実施する。
	タマレンタ企画	いちゃりば伊江島民間体験泊協力会	8 月、12 月	ビーチのごみ拾いや海岸清掃を実施する。
石垣市	石垣市	不法投棄撲滅強化月間	検討中	チラシや広報誌等により不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
	石垣市	春の大掃除	平成30年5月21日～5月27日まで	大掃除の実施期間を市民へ周知し、協力団体の協力を得ながら市職員で戸別訪問し、大掃除の実施の有無を確認する。
	石垣市	秋の大掃除	10 月中旬	大掃除の実施期間を市民へ周知し、協力団体の協力を得ながら市職員で戸別訪問し、大掃除の実施の有無を確認する。
伊是名村	伊是名村	環境美化活動	年 5 回（4・6・7・9・12 月）	村内の一斉清掃（草刈、ごみ拾い）を実施する。
	伊是名村環境プロジェクト（伊是名村、教育委員会、商工会、農協、漁協、NPO）	環境美化活動	4 月 21 日	環境協力税導入を記念して、毎年 4 月 25 日を伊是名村環境の日と定め、この日を含む 1 週間を環境ウィークとし、村民の環境美化に対する意識向上を図るとともに観光産業の発展に資する目的で、期間中に環境美化活動を実施する（H30 年度は花植え）。
糸満市	糸満市	海岸クリーン作戦	通年	米須・大度・喜屋武海岸一円のごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	糸満市	環境美化活動	通年	チラシや広報誌等により、不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
	糸満市	市民ボランティア清掃	毎月（第 2 土曜日）	市主催で、自治会や企業団体へ呼びかけて清掃を実施する。
	糸満市	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。
伊平屋村	伊平屋村	不法投棄監視パトロール	ウィーク期間中	不法投棄を未然に防ぐために、パトロールを実施する。
浦添市	浦添市	2018 クリーンデーIN うらそえ清掃	5 月 20 日	市内の道路や公園等の清掃を実施する。
	浦添市	クリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動	12 月 16 日	空き缶（ビン）拾い、草刈作業、公民館（公園）美化運動等
うるま市	うるま市	環境月間	6 月	環境月間である 6 月に広報にて一斉清掃の呼びかけを行う。
	うるま市	環境月間パネル展	6 月	ごみ処理・分別・不法投棄に関するパネル展示及びパンフ配布を行う。リサイクル成形品及びごみ溶融施設資源化品の展示を行う。各種団体のボランティア活動写真の展示を行う。
	うるま市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員等による不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
	うるま市各自治会	環境美化活動	通年	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	天願川デー実行委員会	天願川デー	2 月	川の清掃を通して河川に対する市民の意識を高めるとともに、環境問題を考える機会とする。
大宜味村	大宜味村	不法投棄監視パトロール	月 5～6 回程度	職員による不法投棄パトロールを実施する。
沖縄市	沖縄市	クリーンデーin 沖縄市	11 月	各自治会を主体に市内全域の道路・公園等の清掃活動を実施する。

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
	沖縄市	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
恩納村	恩納村	環境美化活動	６月	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	環境美化活動	９月24日～ 10月31日	村内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
	恩納村	不法投棄監視パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
北大東村	北大東村		６月中旬頃	草刈り及び空き缶、ごみ拾い
	北大東村	地域部落美化活動	６月	村内ごみ拾い及び草刈り清掃
北中城村	北中城村	秋の一斉清掃	９月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	美ら島清掃週間	12月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	春の一斉清掃	５月	ごみ拾いや草刈りを実施する。
	北中城村	不法投棄監視パトロール	通年	村職員によるパトロールを実施する。
宜野座村	宜野座村	環境美化活動	５月27日	村内各自治体・各種団体による草刈り及びごみ拾い活動等を実施する。
	宜野座村	広報誌・チラシによる啓発	ウィーク期間中	村広報やチラシの配布による啓発を行う。
	宜野座村	不法投棄監視パトロール	通年	宜野座村環境監視員による監視パトロールを実施する。
	宜野座村	不法投棄監視パトロール	４月以降	職員２名により、週３～４回程度パトロールを実施する。
宜野湾市	宜野湾市	ごみのポイ捨て防止公開パトロール	５月30日	各自治会クリーンリーダーによる、ごみ拾い活動の実施、及びチラシ配布による啓発を行う。また、役所ロビーにてパネル展示を１週間行うことにより、更なる普及・啓発に努める。
	宜野湾市	不法投棄監視パトロール	通年	清掃指導員による、不法投棄場所の監視パトロールを実施する。
	宜野湾市	環境美化活動	７月・12月	市内各自治会による草刈及びごみ拾い活動等を実施する。
金武町	金武町	秋の各班清掃	９月30日	ごみ拾いや草刈り清掃を実施する。
	金武町	海浜清掃	７月８日	ごみ拾いを実施する。
	金武町	春の各班清掃	６月３日	ごみ拾いや草刈り清掃を実施する。
	金武町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみ回収、注意看板の設置等を行う（委託職員で実施）。
	金武町	沖縄県海岸漂着物地域対策推進事業	７月	漂着物やごみ拾いの海岸清掃を実施する。
国頭村	国頭村	海浜清掃	７月20日	ごみ拾いを実施する。
	国頭村	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄・散乱ごみ等監視パトロールを職員が行う。
久米島町	久米島町	集落内外清掃	４月・12月	町内各自治体による草刈り及びごみ拾い活動を実施する。
	久米島町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄を未然に防ぐため、パトロールを実施。
竹富町	竹富町	春の清掃	４月～５月	町民による清掃・不法投棄点検を行う。
	竹富町	不法投棄監視パトロール	通年	職員による不法投棄パトロールを実施する。
多良間村	多良間村	不法投棄監視パトロール	通年	関係機関による不法投棄監視パトロールを実施する。
北谷町	北谷町	清掃工場見学会	11月頃	清掃工場見学会（北谷クリーン指導員）を開催する。
	北谷町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄防止のため、町内全域においてパトロールを実施する。
	北谷町	ちゅら島環境美化町内一斉清掃	年２回 （8、12月）	町主催で、自治会や町民、環境関係機関等へ呼びかけて清掃を実施している。
	北谷町	ポイ捨て禁止のぼり旗の設置	ウィーク期間内	自治会や公共施設等にのぼり旗を設置し、不法投棄未然防止やポイ捨て禁止の普及・啓発を実施する。
渡嘉敷村	渡嘉敷村	ちゅら島環境美化清掃	年３回	村内のごみ拾いや海岸清掃を実施する。
	渡嘉敷村	環境美化の日	毎月0のつく日 （10日・20日・30日）	村内のごみ拾いや草刈りを実施する。
渡名喜村	渡名喜村	不法投棄監視パトロール	5～6月	職員による不法投棄パトロールを実施する。
豊見城市	豊見城市		通年	不法投棄防止のためのポスターやチラシ、広報誌、ホームページ等による普及・啓発をおこなう。
	豊見城市　国場川水あしび実行委員会	国場川水あしび	11月末 11月３日	清掃活動を実施する。
中城村	中城村	秋の一斉清掃	10月21日	集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施する。
	中城村	春の一斉清掃	５月20日	集落周辺のごみ拾いや草刈りを実施する。
	中城村	不法投棄監視パトロール	通年	村職員によるパトロールを実施する。
今帰仁村	今帰仁村	海岸漂着物対策事業	４月～３月	漂着物やごみ拾いの海岸清掃を実施する。

市町村	実施主体	事業名	実施期日等	事業概要
	今帰仁村	不法投棄監視パトロール	通年	監視員による不法投棄パトロール活動、ごみの回収や看板設置による不法投棄防止を行う。
名護市	名護市	広告活動	通年	ホームページ・看板設置・広報誌等による不法投棄防止の啓発活動や、職員による市内パトロールでの不法投棄監視活動を実施する。
南城市	南城市	不法投棄監視パトロール	通年（随時）	不法投棄パトロール隊・クリーン指導員・市職員・委託業者による不法投棄監視パトロールを実施する。
西原町	西原町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみの回収、注意看板の設置等を行う。
南風原町	南風原町	ちゅら島環境美化町内一斉清掃	12 月	草刈り、ごみ拾い、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施する。
	南風原町	道路ふれあい清掃	8 月	町道を中心に草刈りやごみ拾いを行う。また、町内にある不法投棄物の撤去作業を実施する。
	南風原町、那覇市	不法投棄監視及び公害防止パトロール	毎月	一般廃棄物処理施設周辺のパトロールを実施する。
東村	東村（建設環境課）	ホームページによる啓発及び不法投棄監視パトロール	6 月（普及啓発）、通年（パトロール）	ホームページ等による不法投棄未然防止及びポイ捨て禁止の普及啓発活動を実施する。また、職員及び清掃員による不法投棄監視パトロール等を実施する。
	東村	クリーンやんばる	1 月	村内の幹線道路の清掃を行う。
	東村	地域部落美化活動	年 2 回	地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施する。
南大東村	南大東村	地域部落美化活動	20～21 日	平成 30 年 4 月 22 日（日本丸寄港）に伴う地域美化活動及び全体清掃
	南大東村	地域部落美化活動	8 月	地区周辺のごみ拾い・草刈などを実施する。
	南大東村	不法投棄撲滅活動	通年	不法投棄現場（重点地）のパトロールを実施する。
宮古島市	宮古島市	不法投棄監視パトロール	通年	クリーン指導員・不法投棄監視員による不法投棄監視パトロールを実施する。また、不法投棄禁止の看板設置・啓発活動を行う。
	宮古島市	宮古島市美化清掃の日	5 月・10 月（第 4 日曜日）	協議会・市民による不法投棄物の撤去清掃活動を実施する。
本部町	本部町	一斉清掃	6 月 3 日	町内の一斉清掃を実施する。
	本部町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄監視パトロールやごみの回収、注意看板の設置等の不法投棄防止活動を行う。
八重瀬町	八重瀬町	不法投棄監視パトロール	5 月～6 月	町内の不法投棄・散乱ごみ多発地域を中心にパトロールを実施する。また、ごみの回収や看板設置による不法投棄防止等を行う。
	八重瀬町	八重瀬町「心豊かできれいな町」大作戦	11 月 23 日	町出身の偉人が残した「負けじ魂」や教訓歌「汗水節」の心を普及啓発するとともに、町と町民の協働で美しい環境作りを推進する「八重瀬町心豊かできれいなまちづくり」活動を実施する。
与那国町	与那国町	不法投棄監視パトロール	5 月～6 月	町職員による不法投棄パトロールを実施する。
与那原町	与那原町	不法投棄監視パトロール	通年	不法投棄・散乱ごみ等監視パトロールを職員が行う。
	与那原町まちづくり推進協議会	第 1 回奉仕作業	平成 30 年 6 月	加盟団体による草刈り及びごみ拾い及び、プランターへ花の植え付け作業を実施。
	与那原町まちづくり推進協議会	第 2 回奉仕作業	平成 31 年 3 月	加盟団体による草刈り及びごみ拾いを実施。
読谷村	読谷村	ちゅら浜クリーンアップ作戦 in 読谷	6 月 10 日	読谷村内海岸全域のごみ拾い・清掃を実施する。

資料：平成 30 年度全国ごみ不法投棄監視ウィーク等における取組について（環境省）

5. 用語集

あ行

■あわせ産廃（併せ産廃、合わせ産廃）

廃棄物処理法第 11 条に“市町村は、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる”との規定があり、当該規定に基づいて処理する産業廃棄物のことをあわせ産廃という。

■安定型５品目

有害物質を発生・浸出するおそれが無く、浸出水（処分場から浸出する汚水）処理施設やしゃ水シートを設置していない処分場に埋立ができるとみなされている下記５品目である。

①廃プラスチック類、②ゴムくず、③金属くず、④がれき類、⑤ガラスくず及び陶磁器くず

■一般廃棄物

日常生活に伴って排出されるごみとし尿のことである。

一般廃棄物は家庭から排出される生活系一般廃棄物と、商店・事務所等の事業所から排出される事業系一般廃棄物に分けられる。

か行

■拡大生産者責任

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引き取りやリサイクルを実施すること等が含まれる。

■合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽である。一方、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

■家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

平成 10 年法律第 97 号。エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務づけるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実務を義務づけたもの。

■感染性廃棄物

医療機関等から発生する感染性病原体が含まれ、感染のおそれがある廃棄物をいう。

感染性廃棄物は、廃棄物処理法において特別管理廃棄物とされており、密閉した容器での収集・運搬、感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

■グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

平成 12 年法律第 100 号。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービスの調達）を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的としている。

■建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律）

建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するための法律である。

一定規模以上の建築物の解体・新築工事を請け負う事業者に、対象となる建設資材の分別・リサイクルを義務づけている。

■公共用水域

水質汚濁防止法では、公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供する水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことをいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を有しているもの並びにその流域下水道に接続している公共下水道は除くものとされている。

■小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型家電等の再資源化を促進することを目的に制定された法律である。使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要としている。

■ごみ質

ごみの物理的・化学的性質の総称である。

通常、三成分（可燃分、灰分、水分）、単位体積質量（見かけ比重）、物理組成（種類別組成）、化学組成（元素組成）、及び低位発熱量等でその性質を表示する。

さ行

■災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物をいう。

■最終処分場

廃棄物を最終的に埋立処分する施設のことである。

最終処分場には、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場がある。

①安定型最終処分場

性質が安定していて生活環境上、影響を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（安定型５品目）を埋立対象とした最終処分場である。

②管理型最終処分場

遮断型最終処分場及び安定型最終処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

埋立地内の浸出液が公共用水域を汚染するのを防止するため、しゃ水工や浸出水処理施設を備えている。

③遮断型最終処分場

有害物質が基準を超えて含まれる燃えがら、ばいじん等の有害な産業廃棄物を埋立対象とした最終処分場である。

■再生利用（率）

再生利用とは、廃棄物を原材料として再利用することで、「資源化（率）」「リサイクル（率）」ともいう。

■在宅医療廃棄物

医師や看護師が患者宅で治療もしくは患者自身が自宅で治療を行う際に排出される医療用廃棄物である。

■産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック等 20 種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

■資源化（率）

「再生利用（率）」「リサイクル（率）」ともいう。「再生利用（率）」の項参照。

■資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

資源の有効利用を促進するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制・再使用等について定めた法律である。この法律では、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品等について業種や製品を具体的に指定している。

■し尿

大小便を合わせた呼び方である。くみ取り便槽から収集されるものをいう。

■自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車メーカーや輸入業者に対し、使用済み自動車から出る部品等を回収してリサイクルすることを義務づけた法律である。

■循環型社会

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会のことである。

■循環型社会形成推進基本法

資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を推進することを目的に、廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律である。

■循環資源

循環型社会形成推進基本法で定義されたものであり、廃棄物等（無価物である廃棄物及び使用済製品等や副産物等で有価のもの）のうち有用なものである。実態的には「廃棄物等」はすべて有用なものとしての可能性を持っていることから、廃棄物等と同等であるととらえられる。

■浄化槽汚泥

浄化槽内で水中の浮遊物質が沈殿または浮上して泥状になったものである。合併処理浄化槽または単独処理浄化槽の清掃時に排出される汚泥のことである。

■静脈物流

一度最終消費者まで行き渡った製品、商品をリユース、リサイクルする目的で集荷し、再資源化拠点まで運搬する回収物流のことをいう。

■食品残渣

生ごみ、厨芥と同義で使用される。

■食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品関連事業者に対し、食品の製造工程から出る材料くずや食べ残し等の食品廃棄物の減量・リサイクルを義務づけた法律である。また、年間の食品廃棄物量が 100 トン以上となる多量発生事業者は、主務大臣への定期報告が義務づけられる。

■ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。

た行

■ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており、研究が進められているが、日本において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成される。

■ダイオキシン類対策特別措置法

平成 11 年法律第 105 号。議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止やその除去などを図り、国民の健康を保護することを目的に、施策の基本とすべき基準（耐容一日摂取量及び環境基準）の設定、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染状況の調査、汚染土壌に係る措置、国の削減計画の策定などが定められている。

■堆肥化（コンポスト化）

廃棄物の処理における堆肥化とは、特に有機性廃棄物（生ごみ、木枝等）を、好気性微生物によって発酵分解し、堆肥を作ることを指す。

■単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽である。生活雑排水は、未処理のまま放流する。平成 13 年以降は、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽の新設は禁止されている。

■地球温暖化

二酸化炭素、メタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の大気や海洋の平均温度が上昇する現象である。廃プラスチックの焼却処理が温室効果ガス排出の要因となっている。

■厨芥

調理場からでる滓（かす）や屑、野菜屑及び残飯等が厨芥に該当し、一般的に生ごみと同義で使用される。

■中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

■中水

上水と下水の中間的水質の水のことである。実例としては、雨水等を貯留し、トイレの洗浄水や清掃用水、花壇への散水等への利用が行われている。

■ディスポーザー

調理用流し台の排水施設部分に直接取り付ける生ごみ粉砕器で、粉砕された生ごみは公共下水道や浄化槽施設で処理される。ただし、下水道施設や浄化槽がディスポーザーで粉砕した生ごみ等の処理に対応している必要がある。

な行

■生ごみ

水分を多く含む有機物のごみのことである。一般的には厨芥と同義で使用される。

■熱回収（サーマルリサイクル）

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例がある。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

は行

■廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法または廃掃法）

昭和 45 年法律第 137 号。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理に係る基準等を内容とする。

■排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にある。

■灰溶融施設

廃棄物等の焼却で発生する焼却灰を高温で溶かし、その溶融物を冷却固化させることにより、減容化・安定化を図るための施設である。

■バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）

平成元年に採択、平成 4 年に発効し、日本は平成 5 年に加入。有害廃棄物の輸出に際しての許可制や事前通告制、不適正な輸出、処分行為が行われた場合の再輸入の義務等を規定している。

■バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）

平成 4 年法律第 108 号。バーゼル条約を担保する国内法であり、特定有害廃棄物等の定義のほか、基本的事項の公表、輸出入の承認、移動書類の交付、措置命令等を規定している。

■富栄養化

湖沼や内湾が水中に窒素、りん等の栄養塩が多い状態に遷移すること。藻類の異常繁殖により、アオコ、赤潮等の原因となる。湖沼や東京湾等の内湾で生活排水等の人為的な原因で急速に進行していることが問題になっている。

■ポリ塩化ビフェニル（PCB）

昭和 4 年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、さまざまな用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された。その後、平成 13 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、15 年後の平成 28 年までに処理を終えることとされていたが、平成 24 年の法改正により 2027 年（令和 9 年）までに処理を終えるよう期限の見直しが行われている。また、平成 26 年の PCB 廃棄物処理基本計画の変更により、高濃度 PCB 廃棄物については、事業エリア別に早期処理完了期限が定められている。

■ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

平成 13 年法律第 65 号。PCB 廃棄物について、処理体制の速やかな整備と確実かつ適正な処理を推進し、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的として定められたもの。処分そのものを一定期間内に確実に行う点に重きを置いて立法措置がとられた。

ま行

■マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋（マイバッグ）を持参して、レジ袋を受け取らない運動のことで、ごみの排出抑制につながる。

や行

■容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

平成 7 年法律第 112 号。一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたもの。

■溶融スラグ

廃棄物や焼却灰等を高温で溶融したものを冷却し、固化させたものである。

溶融スラグは道路路盤材等の土木・建設資材として活用できるほか、容積が減少し、最終処分場の延命を図ることができる等のメリットがある。

■溶融飛灰

廃棄物を溶融処理する際に発生するばいじんのことである。亜鉛・鉛・銅・カドミウム等の非鉄金属が高濃度で含まれており、従来は焼却飛灰と同様に埋め立て処分されていたが、近年、溶融飛灰を再処理して非鉄金属を回収・再使用するシステムが開発されている。

ら行

■連続式焼却炉

24 時間連続して焼却処理を行う焼却炉のことである。これに対し、1 日 16 時間焼却処理を行う焼却炉を准連続式焼却炉、1 日８時間焼却処理を行う焼却炉を機械化バッチ式焼却炉という。

英数字

■３R（すりーあーる、さんあーる）

リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の 3 つの頭文字をとったものである。これらにリフューズを加えた 4Rということもある。（「４R参照」）また、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース及びリユースを「2R」としてまとめて呼称することもある。

■４R（ふぉーあーる、よんあーる）

リフューズ（Refuse）：断る、リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の４つの頭文字をとったものである。

①リフューズ（Refuse）

不要な物を断ることである。例えば、スーパーのレジ袋や割りばしを断ること等が該当する。

②リデュース（Reduce）

廃棄物の発生を抑制することである。例えば、食品ロスを減らしたり、製造業者が生産工程から出るごみを減らしたり、製品の寿命を長くし、廃棄物として排出を抑制したりすることである。

③リユース（Reuse）

使用を終えた製品を、形を変えずに再度使用することである。例えば、不要になったものを他者に譲ったり、売ったりして再び使用することである。

④リサイクル（Recycle）

廃棄物を製品の原料として再生利用することである。一般的には、紙、鉄くず、アルミくず等について精製等を行い、資源として再生利用することである。

リサイクルは、住民レベルでは、ごみを分別排出することにより取り組むことができるが、最終的には、大がかりなプラント等による処理が必要であり、コストがかかる。

竹富町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（後期計画）

令和 3 年 3 月

策 定 者　竹富町 町民課

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

TEL（0980）83-2574

策定委託　株式会社
沖縄チャンドラー

〒900-0002 沖縄県那覇市曙 3 丁目 18 番 26 号

TEL（098）862-5871 代表